

# 会報

第 141 号

◇エッセー

われわれにとっての第一義 京都工芸繊維大学長 巽 友正  
イタリア国大学学長の来日 (報告)

■諸会議議事要録

理事会

第92回総会

第59回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育に関する特別委員会

(第80回) 入試改善特別委員会

第2常置・入試改善特別委員会合同会議

大学院問題特別委員会

教養課程に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

特別会計制度協議会

■要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■名簿

常置委員会及び特別委員会

## 国立大学協会

平成5年8月

# 会報

平成5年8月 第141号

第43卷第3号通巻第141号

平成5年8月号

国立大学協会

- エッセー  
われわれにとっての第一義 京都工芸繊維大学長 巽 友正 ……………7
- 国際交流事業  
イタリア国大学学長の来日 第 5 常置委員会委員長 角田 稔 ……………13

## 【事業報告】

### 諸会議議事要録 (平成 5 年 5 月～ 6 月)

- 理 事 会 (6.4) ……………29

#### 会務報告

#### 協 議

平成 4 年度国立大学協会歳入歳出決算について  
特別委員会委員の交代について  
理事候補者について  
常置委員会委員 (大学の代表者) 候補者の選考について  
第 92 回総会の日程について  
第 93 回総会の日時・場所等について  
各委員会委員長報告と協議  
大学入試センターからの報告  
入試について

- 理 事 会 (6.15) ……………39

会長, 副会長の互選について  
常置委員会委員 (大学の代表者) 候補者の確認について  
監事候補者の選考について

- 第 92 回総会 [第 1 日目] (6.15) ……………41

#### 会務報告

#### 協議事項

平成 4 年度国立大学協会歳入歳出決算について  
平成 5 年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について  
理事の選任について  
各委員会委員長報告と協議  
会長, 副会長選出の結果報告  
常置委員会委員 (大学の代表者) の選任について  
各地区学長会議の状況報告  
入試について

<b>第92回総会〔第2日目〕(6.16)</b> .....	56
各常置委員会の委員長選出結果について	
監事の選任について	
各常置委員会報告	
当面の諸問題について(国立大学の在り方並びに授業料問題について/研究施設・設備, 研究支援体制について/博士課程の授業料の廃止について/平成9年度からの入試科目について)	
第93回総会の日時・場所について	
退任学長に対する謝辞	
<b>第59回事務連絡会議(6.18)</b> .....	61
総会状況報告	
大学入試センターからの連絡事項	
文部省からの連絡事項	
<b>第1常置委員会(6.16)</b> .....	68
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
<b>第2常置委員会(5.17)</b> .....	69
平成6年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
平成6年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
<b>第2常置委員会(6.16)</b> .....	70
委員長の選出について	
平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について	
<b>第3常置委員会(6.16)</b> .....	73
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
<b>第4常置委員会(6.16)</b> .....	75
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
<b>第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会(5.6)</b> .....	77
第3回UMAP総会及びWorking partyの報告について	

「UMAP-JAPAN '94」の開催について	
第二次訪豪大学調査団について	
その他（外国人留学生に係る保証人問題について／日米文化教育交流会議（カルコン）について）	
第5常置委員会（6.16）	82
委員長の選出について	
今後の審議事項について	
第6常置委員会（6.16）	83
委員長の選出について	
今後の審議事項について	
（第80回）入試改善特別委員会（5.17）	84
「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」の一部変更の有無について	
国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果について	
国立大学の平成7年度入学者選抜の基本方針について	
その他（本委員会の今後のスケジュールについて／委員の補充について）	
第2常置委員会・入試改善特別委員会合同会議（5.17）	86
報告事項（文部省からの報告／大学入試センターからの報告）	
国立大学の入試方法の改善について	
教員養成制度特別委員会（5.21）	91
大学における教員養成について	
委員の補充について	
委員長の交代について	
医学教育に関する特別委員会（5.25）	93
当面する諸問題について	
大学院問題特別委員会・調査専門委員会合同会議（5.11）	96
委員の補充について	
委員長の交代について	
専門委員の交代等について	

「国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケート」(案)について 教養教育に関する特別委員会 (5.14) .....	98
教養教育に関する諸問題について 特別会計制度協議会 (5.6) .....	101
平成6年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて 諸 会 合 (平成5年5月～6月) .....	103
■第92回総会国立大学協会事業報告 .....	104
諸会合 要望書, その他の諸活動 要望書の受理 刊行物	
<b>【要 望 書】</b>	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 .....	109
<b>【名 簿】</b>	
理事会 .....	114
常置委員会 (第1, 第2, 第3, 第4, 第5, 第6各常置委員会) .....	114
特別委員会 (医学教育, 教養教育, 大学院, 学術情報, 教員養成, 入試改善, 生涯学習各特別委員会) .....	117
<b>【そ の 他】</b>	
学長等の異動 .....	121

編集後記

## われわれにとっての第一義

京都工芸繊維大学長 巽 友正

昭和63年の春、図らずも今の大学の学長に選ばれ、その6月に国大協の末席に連なってから早くも5年の月日が経った。昨年の6月から2期目の任期に入り、それも余すところ1年足らずとなった今、協会の「会報」に執筆の機会を与えられたことに深く感謝したい。

この5年間、国大協の総会や委員会だけでなく、各種の大学グループの会合を通じて、全国の学長の方々と個人的に親しくさせて頂いたことは、私にとってこの上ない喜びであった。専門も出身も異なる先生方と、共通の課題について意見を闘わせ、憂歡を共にすることができたことは、かつての大学紛争の折、他学部教授方と共に味わった連帯感を再びする想いがした。

かつて国立大学の一教授として、国大協を外から眺めていた頃、国大協のすることには随分と分からないことが多かった。その最たるものは、一連の大学入試制度の改革であった。国大協は全国の大学学長の英知を集めながら、何ということをしているのだろうと思っていた。国大協の一員となった今、その間の事情が分かってみると、その謎が幾分解けたような気がする。

国大協が入試改革の議論を始めた頃、各大学にはしきりにアンケートが来た。最初は、当時の一期・二期制をどう改善するか、具体的には、一期校と二期校を入れ換えるか、新しい一期校と二期校の組分けを作るか、あるいは一期と二期を一つにするか、などの議論であったかと思う。私が当時在籍していた大学は一期校だったが、教授会では入試制度をいじるのに反対の声が多く、『大学間の格差を

---

そのままにして入試制度を変えれば、混乱が起こるばかりだ。』、『二期校も希望すれば、一期校に変わればよい。』などの意見が述べられた。しかし、このような学部の意見が大学からの回答にどう反映したのか、また、その大学の意見が全国の大学の意見のなかにどう埋没してしまったのかは知らない。

その後の国大協の動きは、周知のように、一期と二期の一本化と共通一次試験の導入となり、その後いく度かの変遷を経て、今日の入試センター試験と各大学の個別試験の併用、そして、連続方式と分離分割方式の並存による受験機会の複数化に落ち着いた。私はその頃、国大協の総会に初めて出席し、当時会長であった森亘東大学長から、さしもの長かった入試制度改革の問題が一段落を告げたことを聞いた。そして、何だか、絨毯爆撃の後の硝煙去りやらぬ焼け跡にたたくむ想いがした。

森会長はその後、「会報」第123号(平成元年2月)に、『三角形の一辺と二辺——大学入試に思う——』と題する感銘深い一文を寄せられている。これを拝見して私は、当時国大協の外で抱いていた危惧が必ずしも的外れではなかったことを知るとともに、最初はある正当性をもっていた考え方が、さまざまな試行錯誤の結果、次第にあらぬ方に展開していく過程を見たような気がした。森会長はこう述べておられる。

『旧一期・二期制に弊害があったとすれば、この2点、すなわち、各大学が何れかの期を選ぶ自由を与えられていなかったことと、二期校の試験が何となく軽んじられていたことであると今でも考えている。(中略)とすれば、かつての旧一期・二期制の時代に大学自身および文部省が、もう少し柔軟な姿勢をとり、より大きな努力を払えば、他からの影響をはね返してでもその当時の制度



---

を改善することにより、比較的容易に今日の状態に到達出来たかもしれない。(中略)それは明らかに三角形の二辺を辿って隣の角に到達したと形容できる。すべての人々がより賢明であれば、一辺を通してここに到達することも出来た筈である。しかも、この二辺は、実はきわめてするどい鋭角をはさんでの二辺、甚だ遠い回り道であったように思われるのである。』

言われてみれば、当時必要だった対策は、各大学に一期・二期の選択の自由を許すことと、二期入試の日程をもう少し余裕のあるものにするのであった。これは、当時の二期校にとって、大学間格差の解消のための最小限の入試制度改革の要求であった。この要求に目をつぶったために、「入試改革」が自己目的化し、一期・二期制の一本化、共通1次試験の導入から、それに続く入試制度の紆余曲折にまで進んだのである。

私はここで、過去の「入試改革」の問題を蒸し返そうとは思わない。個人的には、共通第一次試験の導入の際、出題方式は論述式のままで、共通出題・個別採点制に踏み切れればよかったのにと思っているが、時すでに遅い。いまはむしろ、現在の入試制度を一応善しとして、大学は本来の教育研究に専念すべきであると思っている。ただ望むらくは、この「入試改革」の際の、『すべての人がより賢明であれば』避けられた筈の紆余曲折を、再び繰り返したくはないということである。このことは、現在のわれわれにとっての重要課題である「大学評価」、「一般教育」、「大学院」などの諸問題への取り組みに当たって、とくにその感を深くするのである。

われわれが「入試改革」から得た苦い教訓は、何事によらず、それを一体何の

---

ためにするのかという目的を見定めることである。そして、それを決して忘れないことである。この第一目的を忘れるとき、問題は容易に自己目的化され、それによって対策は的外れなものとなる。入試改革の初期には、当事者は恐らく大学間格差という過去の亡霊にとらわれて、第一目的への適切な対応策を選ばなかったのではないだろうか。この種の亡霊は決して死ぬことはない。それどころか、隙を見てはわれわれの心に忍び込む執ような存在である。これを避けるためには、われわれはつねに事の第一目的、禅者の言葉を借りれば「第一義」に帰る他はない。

例えば、「大学評価」の問題にしても、それが自己評価であれ、他者による評価であれ、われわれは一体何のためにそれをやるのか。それは、勤務評定のためでも、外圧のためでもない。まさに、われわれの大学の教育研究活動をより高め、その成果をより豊かにするためにでなければならない。「大学評価」というものの「第一義」がそうだとすれば、その方法は自ずと明かであろう。すなわち、点検評価されるべきものは、対象となる活動の主体、すなわち、教育研究活動に関しては、それに直接たずさわる「個人」またはそのグループであって、大学・学部・研究科などの「組織」ではない。もし、後者が点検評価の対象となるとすれば、それは管理運営面においてであろう。

しかし、この点検評価の対象としての「個人」と「組織」の区別は、しばしばおろそかにされる。例えば、1986年、89年の2度にわたって行われたイギリスの大学評価は、「組織」評価の弊を避けるために、臨床医学から教育学に至る37の学問分野を対象として行われた。それでも、新聞「ザ・タイムズ」紙の「高等教育特集」第878号(1989年9月1日)に発表された紹介記事を見る限り、オックスフォ

---

ード、ケンブリッジ、ロンドンなどの歴史と伝統ある大学の圧倒的優位を再確認したに過ぎなかった。これでは、多大の労力を費やした大学評価の目的は一体何だったのか。私は、この大学評価の「評価」に苦しむものである。

研究評価の面では、「個人」とそのグループを対象とする最も公平な方法は、科学研究費補助金の配分の際の審査方式であろう。私は、「大学評価」というものは、このような方式で、しかも、仕事の出来ない者をとがめるといよりは、出来る者により大きな自由度を与えるというやり方で、取り扱われることを切望するものである。

つぎに、「一般教育」と「大学院」の問題であるが、これらの二つの問題は、一見全く別なようで、しかも同根の蓮である。それは、これらの問題が、多くの大学において、組織内格差の問題としての面をもっているからである。この格差の存在は、一見些細な問題のようでありながら、現実には大学内の人間関係にとって、少なからぬ負の遺産となっていることは否定できない。私は、かつての大学紛争も、この負の遺産のためにより深刻化したとの見方をとっている。しかし、大学はいまや、過去の行きがかりを捨てて、新たな出発点に立つべき状況におかれている。そして、この負の遺産を正の財産に転ずる底の大きな飛躍が求められているのである。

「一般教育」に関する話題で、しばしば引合いに出されるのが旧制高等学校の教育である。旧制中学5年（または4年）と旧制大学3年との間に挟まれた、この「旧制高等学校」3年の課程は、経験者からは常に最高の賛美をもって語られ、その消滅は最大の痛恨をもって惜しまれている。この課程は、制度的には現在の

---

「教養部」に引き継がれているが、実態としては全く別のものとなっており、その「教養部」も、今回の「一般教育」の改革の流れの中に徐々に姿を消そうとしている。ほとんどすべての卒業生に愛され、さらに多くの人々に親しまれた「旧制高等学校」が、なぜかくも脆くも姿を消したのか。これは、日本文化の一面を表わすものとして興味ある議論の対象であるが、それは残念ながら他の機会に譲らなければならない。

「一般教育」と「大学院」の問題は、おそらく各大学において、現下の最重要課題として真剣に取り組まれているところであろう。このような一大事に対して、軽々に私見を差し挟むことは避けたい。ただ、自分自身の行動規準としては、本学で実施したカリキュラム改革の効果を確かめながら、本学が今後何を目指すべきかを見定め、いわば大学にとっての「第一義」を確立した上で、制度改革を進めたいと思う次第である。

漱石の『虞美人草』には、「第一義」という言葉がやたらと出て来る。ひょっとして、それは、『虞美人草』の隠れた主題なのかと思わせるほどである。人の容易に至り難い「第一義」の境地を、軽々に登場人物の舌頭にのせるのは、若き日の漱石の満腔の気迫と一分の気障（きざ）である。小文を草するに当たって、敢えてそのひそみに倣ったのは、深刻な当面の諸課題を前にして、せめて若き漱石の気迫に学ばんとするに他ならない。

## イタリア国大学学長の来日

第5常置委員会委員長  
角 田 稔

平成4年度における国立大学協会の「学長の国際交流」事業として、イタリア国の大学学長を招聘することとし、これについて文部省学術国際局国際企画課教育文化交流室を介し、人選や日程等について折衝を重ねてきた。その結果、3名の学長が、ご夫人を同伴され、平成5年1月29日～2月7日の10日間滞在され、文部省をはじめ、各地の国立・私立大学及び研究所を訪問視察された。

来日された大学学長と大学の概要は〔資料I〕のとおりである。

招致日程は〔資料II〕のとおりである。

各大学・研究所訪問視察の概要は、下記の各機関の報告により、〔資料III〕に示すとおりである。

◇東京大学

◇高エネルギー物理学研究所

◇筑波大学

◇東京工業大学

◇上智大学

◇京都大学

最後に、国立大学協会主催による懇談会の要録を〔資料IV〕に示す。

### 〔資料I〕

#### 来日学長の略歴と大学の概要

##### 1. 学長の略歴

- (1) Prof. Gian T. Scarascia Mugnozza (ジャン スカラーシア ムニョッツァ)  
ヴィテルボ国立トゥシャ大学長 (大学長会議議長)  
1925年7月25日生まれ (67歳)
- (2) Prof. Luigi Berlinguer (ルイジ ベルリンゲル)  
シエナ国立大学長 (大学長会議事務局長)  
1932年7月25日生まれ (60歳)

- (3) Prof. Roberto Schmid (ロベルト シュミット)  
バヴィア国立大学長 (大学長会議委員会委員)  
1938年12月19日生まれ (54歳)

## 2. 大学概要

- (1) ヴィテルボ国立トゥシャ大学

所在地：ヴィテルボ

創立：1981年

学 長：Prof. Gian T. Scarascia Mugnozza

教官数： ー

学生数： ー

学 部：農学, 現代語学, 数学・物理・自然科学

- (2) シエナ国立大学

所在地：シエナ

創立：1240年

学 長：Prof. Luigi Berlinguer

教授数：873名

学生数：11,000名

学 部：法学, 医学・外科学, 数学・物理・自然科学, 薬学, 経済・金融学, 教育学, 人文・哲学

- (3) バヴィア国立大学

所在地：バヴィア

創立：1361年

学 長：Prof. Roberto Schmid

教官数：1,129名

学生数：25,003名

学 部：法学, 政治学, 経済・商学, 人文・哲学, 医学, 医学II, 理学, 薬学, 工学

(1992年版ワールド・オブ・ラーニング調べ)

[資料Ⅱ]

イタリア国大学学長招致日程

	行 動 計 画			宿 泊 先
	午 前	午 後	夕	
1月29日 (金)		12:00 成田着 (AZ788) 14:13 成田空港発 (成田 エクスプレス20 号) 15:15 東京着		東 京 (ホテルニュー オータニ)
1月30日 (土)		14:00 東京国立博物館訪 16:00 問		〃
1月31日 (日)	[自 由	行 動]		〃
2月1日 (月)	10:00 文部省訪問 12:00 (表敬・ブリーフイ ング)	14:00 東京大学訪問 17:00	19:00 長谷川国際学術局 21:00 長主催夕食会	〃
2月2日 (火)	9:30 上野発(スーパーひ 10:18 土浦着たち9号) 11:00 高エネルギー物理 14:30 学研究所訪問	14:40 筑波大学訪問 17:30	17:45 筑波大学長主催夕 19:30 食会 20:00 つくばセンター発 東京駅着	〃
2月3日 (水)	10:00 東京工業大学訪問 13:30	14:30 上智大学訪問 16:30 16:40 日本学術振興会訪 17:40 問	18:00 日本学術振興会理 20:00 事長主催夕食会	〃
2月4日 (木)	10:00 国立大学協会主催 14:30 懇談会(竹橋会館)	15:07 東京発 17:42 京都着(ひかり21号)		京 都 (京都プライ トンホテル)
2月5日 (金)	9:45 京都文化財見学 11:45 (修学院離宮・平安 神宮)	12:00 京都大学訪問 16:40	18:00 京都大学長主催夕 20:00 食会	〃
2月6日 (土)	9:30 京都文化財見学 14:30	14:30 大阪空港へ移動 17:00 大阪発(JAL122) 18:00 羽田着		東 京 (ホテルニュー オータニ)
2月7日 (日)	8:30 ホテル発 (リムジンバス)	12:20 成田発 (AZ 1789)		

[資料Ⅲ]

各大学・研究所訪問視察の概況

◇ 東京大学

日時・場所 平成5年2月1日(月)14時00分～17時00分

総長室, 山上会館特別室, 各施設

概 要

イタリア3大学長は予定どおり到着され, 14時から15時まで山上会館特別室において石井紫郎総長特別補佐, 吉川弘之総長特別補佐, 北村幸久企画調整官及び大瀧富夫国際交流課長と両国の大学事情等に関して親しく懇談された。

15時10分から16時10分までは, 地下記念体育館, 総合研究資料館, 三四郎池・赤門を見学された。総合研究資料館では養老孟司館長, 赤澤威助教授の案内で同館主催の「異民族へのまなざし——古写真に刻まれたモンゴロイド」展を興味深くご覧になられた。

16時15分から17時までは総長室で総長が表敬され親しく歓談され, その後宿泊先へ向かわれた。

◇ 高エネルギー物理学研究所

日 時 平成5年2月2日(火) 10:50～14:40

日 程 10:50～11:30 研究所概要説明

出席者: 菅原所長, 高橋副所長, 木村加速器研究部研究総主幹, 岩田物理研究部研究総主幹, 岩崎放射光実験施設長, 橋本管理部長, 岡田研究協力課長

11:30～12:30 施設視察

放射光実験施設

トリストラン富士実験室

12:30～14:30 昼食及び懇談(筑波嶺)

出席者: 菅原所長, 高橋副所長, 岩田研究総主幹, 岩崎施設長, 橋本管理部長, 岡田研究協力課長

概 要

午前10時50分に本研究所に到着され, 管理棟特別会議室において, 菅原所長から, 本研究所の組織及び研究施設等の概要について説明を行った。文部省直轄の国立研究所が大学と同様な組織体系を持ち, 真の共同利用機関として機能している点に強い興味を示され, 研究と教育面での大学との比較, 民間研究とのつながり, 国際協力研究, 特に外国機関との協力関係, 予算の規模とその内容



等について質問等があった。また、イタリア並びにヨーロッパの研究者や大学院生との研究交流について質問があった。

その後、放射光実験施設、トリスタン富士実験室を視察された。放射光実験施設では、専門分野に近いめか、農学や生物学への応用研究に関する質問が多かった。また、工学的観点から産業技術との共同研究の進め方、民間機関の本研究施設の利用、共同研究の成果等について、強い興味を持ち、質問されたのが印象的であった。本研究所の施設の整備された状況、実験組織、実験の具体的な進め方、本所での研究生活等に十分に理解を深め、満足された様子だった。その後、昼食を共にしながら懇談され、午後2時30分に筑波大学へ向かわれた。

#### ◇ 筑波大学

日時 平成5年2月2日(火) 14:40~20:00

日程等 14:40~15:30 学長表敬及び懇談(於学長室)

<同席者>江崎学長, 南日副学長, 小埜寺事務局長, 斎藤研究協力部長,  
神代国際交流課長

15:40~16:30 中央図書館見学

16:40~17:10 徳丸第一学群長と懇談(於第一学群長室)

17:40~19:30 夕食及び懇談(於レストラン・ザ・ナインティーン)

<同席者>江崎学長, 南日副学長, 徳丸第一学群長, 小埜寺事務局長,  
斎藤研究協力部長, 神代国際交流課長, 江崎学長夫人

#### 概要

イタリア国大学学長一行は、上記日程のとおり来学された。学長室においては、本学の組織及び教育、研究の概要説明を行った。特に本学の組織上の特殊なシステムに強い関心を示された。

ついで、今回来訪された三学長の所属する大学についてそれぞれ紹介を受けた。懇談、情報交換に移り、三学長は、本学の予算について、規模、財源、内訳、民間企業との研究連携の状況、また、連携における役割分担、結果として生じた特許の扱いなどに強い関心を示されたほか、他の大学、研究所、機関と大学の関係、研究者の社会的ステータスなど幅広い関心を持って来日されたことがよくわかった。

ついで、日程に即して、中央図書館を見学後、更にイタリアでの研究歴のある、徳丸学群長(有機物理化学専攻)との懇談の時を持ち、民間企業との共同研究の現状及び民間資金導入の現状等について活発な意見交換を行った。

更に、17時30分から、レストラン・ザ・ナインティーンにおいても、夕食を共にしながらの和やかな懇談が続けられた。

◇ 東京工業大学

平成5年2月3日(水) 午前10時～午後1時30分

10:00～11:15 学長表敬(学長室)・懇談(学長会議室)

(出席者) 末松学長, 藤井理学部長, 木村工学部長, 大島生命理工学部長, 内藤教務部長, 森川国際学術交流委員長, 阿部事務局長, 田中研究協力部長, 森重国際交流課長

11:15～12:00 施設見学(超高速エレクトロニクス実験施設, 百年記念館特別展示室)

12:00～13:30 昼食・懇談(百年記念館土光記念応接室)

(出席者) 上記メンバー

概 要

イタリア国の3学長は, 午前10時に本学に到着され, 学長会議室において末松学長, 3学部長, 教務部長, 国際学術交流委員長などと懇談された。懇談では東京工業大学の概要説明の後, 教育研究体制, 研究費等の予算規模とその内容, 企業との協力, 諸外国との研究者・学生の交流状況等について活発な意見交換が行われた。

引き続き, 超高速エレクトロニクス実験施設, 百年記念特別展示室を見学された。超高速エレクトロニクス実験施設では最新技術を導入した設備と質の高い研究に強い関心を示された。

見学終了後, 百年記念館土光記念応接室において学長及びその他の出席者と昼食を共にしながら, 両国の教育研究の現状や今後の協力の可能性等について懇談され, 午後1時30分に上智大学へ向かわれた。

◇ 上智大学

日 時 平成5年2月3日(水) 14:10～16:30

日 程 14:15～15:10

学院第2会議室において, 学長から大学の歴史並びに学生数等についての現況説明と出席者との間において次の質問事項に関する応答と懇談。

(主な質問事項)

- ① 財政(国からの補助)状況について
- ② 国立大学と私立大学における会議体について
- ③ 比較文化学部について

[懇談等出席者]

山本理事長, 土田学長, デルカンパーナ名誉教授, 大谷教授(次期学長)松尾教授(学事部長)

15:15～16:20

中央図書館館長室において、図書館長から中央図書館の現況と、特徴等について説明（イスパニア語で約30分）の後、出席者全員で館内の書庫数か所とAVルーム等を案内。

[出席者]

フェルナンデス館長, デルカンパーナ名誉教授, 大谷教授(次期学長), 高橋図書館次長

◇ 京都大学

日時 平成5年2月5日(金)

日程 12:00~13:30 国際交流委員長主催昼食会（於：芝蘭会館）川又委員長（法）、万波学生部長、浅沼副委員長（済）、岩倉委員（文）

13:40~14:20 総長表敬（於：総長室）  
井村総長、川又委員長（法）、万波学生部長、浅沼副委員長、岩倉委員、山口国際交流課長

14:30~15:30 関係教官と懇談（於：工学部長室）  
中川工学部長、木村教授、今西教授、富田教授

15:40~16:40 関係教官と懇談（於：農学部長室）  
久馬農学部長、常脇教授、岡村教授

18:00~20:30 総長主催夕食会（於：吉田山荘）  
井村総長夫妻、川又委員長、北川前法学部長、中川工学部長、久馬農学部長、山口国際交流課長

概要

イタリア国大学学長一行は、午前中修学院離宮と平安神宮を見学された後、川又国際交流委員長主催の昼食会に出席された。

その後、総長室において井村総長、川又国際交流委員長と国際交流委員のメンバー数名とそれぞれの大学における国際交流の現状と将来の展望について、活発な情報交換が行われた。

終了後、本部キャンパスにある工学部及び北部キャンパスにある農学部を順次訪問し、それぞれ、学部長はじめ関係教官と意見交換が行われた。

概ね予定どおりに上記日程を消化され、総長主催の夕食会に出席された。夕食会には、各学長夫人も同席され終始なごやかな雰囲気の中かで京都大学との友好を深められた。

訪問先における、意見交換の主な事項は次のとおりである。

- イタリアと日本の文化交流・経済交流・学術交流の現状と将来について
- 本学とシエナ大学との間の大学間学術交流協定に基づくシンポジウム及び同時期に「レオナルド以前の発明展（仮称）」を開催することについて
- 両国の研究機関等における研究の動向と研究者相互交流について

- 国際会議等を通じた若手研究者の実質的交流について
- 両国の工・農学部学生のカリキュラム，必修・選択科目，留学生のための特別コース等の概要について
- イタリアにおける工科大学の概要と現状（5年制大学で入学は自由，今年から3年で卒業できるコースを新設等）

[資料Ⅳ]

国立大学協会主催懇談会

日 時 平成5年2月4日(木) 10:00~13:00

場 所 竹橋会館「朱鷺の間」

出席者

(イタリア国大学学長)

スカラーシア・ムニョッツァ (ヴィテルボ国立トゥシャ大学長)

ルイジ・ベルリンゲル (シエナ国立大学長)

ロベルト・シュミッド (バヴィア国立大学長)

(国立大学協会)

有馬 朗人 (国立大学協会会長，東京大学長)

角田 稔 (第5常置委員会委員長，電気通信大学長)

谷本 一之 (北海道教育大学長)

江崎玲於奈 (筑波大学長)

原 卓也 (東京外国語大学長)

太田 次郎 (お茶の水女子大学長)

嶋田 正 (福井大学長)

尾上 久雄 (滋賀大学長)

佐野 晴洋 (滋賀医科大学長)

山田 善郎 (大阪外国語大学長)

櫻井 洸 (奈良先端科学技術大学院大学長)

河野 和豊 (鳴門教育大学副学長)

三分一政男 (山口大学長)

安藤 由典 (九州芸術工科大学長)

横山 哲夫 (長崎大学長)

瀬名波栄喜（琉球大学教育学部教授）

垂木 祐三（電気通信大学事務局長）

（文部省）

宮本 吉範（学術国際局ユネスコ国際担当審議官）

行田 博（ 〃 国際企画課長）

鈴木 文子（ 〃 教育文化交流室専門員）

安間 敏雄（ 〃 留学生課留学生交流推進室企画係長）

青木 早苗（高等教育局大学審議会室長補佐）

（日本学術振興会）

高石 道明（事業部長）

（通訳）

田口 里香

有馬会長の司会の下に開会。

初めに会長より次のような挨拶が述べられた。

本日はイタリア国から3名の国立大学長をお招きし、国大協のメンバーに文部省ならびに日本学術振興会の関係の方々を交じえて、イタリアと日本との協力、特に大学間の協力等に関しお話しできることを大変うれしく思います。

後刻、ご説明があると思いますが、イタリアでは約60の大学のそのほとんどが国立大学であり、イタリアの大学長には日本の国立大学関係者との懇談が最も興味あるところとうかがっております。本日は国際交流を進める上で重要な語学問題をはじめ、研究協力、教育一般等について自由な意見交換ができればと思います。

続いて、イタリアの3名の大学長の紹介の後、日本側の出席者の自己紹介があった。

次に、ムニョッツァ学長より概ね次のように述べられた。

有馬会長及び同僚の学長先生並びに今回私どもを日本に招致して下さった関係者の方々に感謝申し上げます。

私どもは1月29日に訪日して以来、既に数日間を過ごし、その間文部省をはじめ、いくつかの大学・研究所等を訪問いたしました。現在の目覚ましく変化する社会、国際化していく社会の中にあって、大学がいかにその変化に適応することが必要かを痛感いたしました。

イタリアにはイタリア大学長会議がありますが、これには国立、私立の大学の他、いくつかの高等教育機関が加盟していて、現在、会員数は60です。同会議は学長、副学長、事務局長等のエグゼクティブで構成されており、任期は3年です。また私どもには総会（plenary meeting）があり、これが大学長会議の最高決定機関で、年に9回程度開催しています。この大学長会議は政策面で共通の立場に立ち、種々の課題に取り組んでいますが、総合大学や技術系・文科系等の単科大学等の教

官に対し、運営的な面や政治的な面で様々なアドバイスを提供したり、また一般の人に対しても高等教育機関として持っている知識や知恵を提供するようにしております。さらに私どもの目的としては、高等教育に携わる国々、特にヨーロッパ共同体の大学及び教官に対し、サービスとして様々な情報を提供するとともに、国際関係の強化にも力を注いでおり、外国の諸大学・高等教育機関とコンタクトをとるよう努力しています。日頃からこのような活動を行っていますが、今回日本への招致を受け、日本の大学とコンタクトの機会に恵まれたことを非常に幸せに思っております。

次に、イタリアの大学についてですが、現在60校ある大学の内、44校は国立大学、3校は理工科大学(polytechnics)、そして5校が私立大学(特に国によって認められた私立大学)、その他体育関係のプログラムのある10のインスティテュートがあります。これら60大学には医学、農学、工学、自然科学、法学、政治学、経済学、人文科学等の分野の約400に及ぶ学部が設置されています。また、これらの大学には教授が約14,000名、准教授約16,000名、その他に研究者を含め合計約50,000人がおり、研究教育に携わっています。イタリアの大学は研究、特に基礎研究は勿論のこと、応用研究にも重点を置いています。政府は直接大学に対し研究の財政的支援を行う他、CNR(イタリア学術研究会議)と呼ばれる国立の機関があり、この機関は自身も研究機能を持っていますが、同時に国内の研究の推進を図るという目的も有し、大学等と共同プログラムを組み研究を行ったり、研究費の援助も行っています。

次に学生についてですが、現在、イタリアには約130万の学生がいますが、人文科学分野の学生が多く、工学等の自然科学系の分野の学生は少数です。イタリアでは昨年より大学教育のレベルが三つに分かれました。一つはディプロマで3年間の勉強で修了します。二つ目はラウレアの4~6年(例えば、農学部は4年、医学部は6年)の学部教育で、三つ目はドクトレートの博士課程でPh. Dを取得します。ラウレアの場合、昨年は約9万人の学生がいました。

最後に、我が国は最近10年ほど、特に私どもの社会にとって重要な分野、例えば経済、マイクロ・エレクトロニクス、バイオテクノロジー、薬学、生物学、材料工学、環境学等の分野で、国をあげて研究プログラムに取り組んでいます。このプログラムは4年を単位とし、中には産業界と密接な関係を持って進められているものもあります。なお、現在ヨーロッパの大学の直面している問題は大学あるいは研究の活性化ですが、ヨーロッパ共同体が発足してから、核エネルギー、バイオテクノロジー、エレクトロニクスあるいは農業や環境等の分野で様々な形で共同研究を実施しております。ただ、それぞれ文化背景が異なるための困難な問題もあります。

以上のような話のあった後、概ね次のような意見交換があった。

(○はイタリア大学長、◎は日本側出席者の発言)

◎ イタリアの大学には約130万人の学生がおり、その内、ラウレアは約9万人(7%)とのことだが、イタリアの高等教育のシステムについてももう少し詳しく説明いただきたい。

- まずイタリアの大学生数だが、1961年約20万人だったが、30年後の現在は150万人にも達しそうな数になり、急激に増加しております。イタリアの場合、入学試験がなく（例外として医学部と歯学部は試験を課す）、授業料も日本と比較すると非常に安く、5万円程度です（私立大学は除く）。また、すべての学生が学位を取得して卒業するのではなく、落第する者もかなり多い。次に、ラウレアは年数的には丁度日本の学部と修士の学生の間程度です。またそこに設置されているコースは技術的分野から文化的コースまで非常に幅広く設置されています。現在、Post-Graduateの勉強ができるのは医学部のみで、ラウレアで6年間学んだ後、専門化した分野で3～4年間学ぶのが通例です。この制度を他の分野にも拡大したいと、今、考えています。
- ◎ 日本には国立の女子大学が2校、公立が約20校、私立が50校以上ありますが、イタリアには私立大学も含め女子大学があるかどうか。また、イタリアの学生の内、女子学生がどのくらいいるかお聞きしたい。
- イタリアには女子大学はない。また、全学生に占める女子の割合は高い。勿論、分野によって異なるが、工学部が一番低く約1割、医学部は男子より女子の割合の方が高い。また芸術関係は女子学生が7割を占めている。なお、教官だが、約5万人の内、女性は約30%強で、教授は少なく、助教授や客員教授のレベルになると多い。また研究者の場合は1対1の割合です。
- ◎ 先程お話しのあったイタリアのCNR（Consiglio Nazionale delle Ricerche）という機関は研究等に対し、どの程度の資金の援助をしているのか。
- CNRは研究者に対して支払われる給料と研究費、それと研究をサポートする人達の給料等を含め、年間約1,000億円の予算を組んでいます。その他、農業省、環境省、通産省等でも研究費の提供を行っています。
- ◎ ヨーロッパ共同体のエラスムス計画の現状等についてご説明をお願いしたい。
- エラスムス計画は長期間にわたる準備期間を経て、1989年に発足し、様々な改革を経て、今日の時点まで到達しました。エラスムス計画とはヨーロッパ共同体における学生の流動の一層の拡充を図り、EC全体として人的資源を養成・確保すると共に、文化的融合も図ることを目的としたものであり、具体的には約10%の学生を流動員という形で例えば3カ月から1年間、外国の大学に留学させて専門分野の勉強をさせた後に、自分が所属していた大学に戻り勉強するというプログラムです。当計画はイタリアの学生にとっては非常に成功したプログラムで、発足当時より益々学生との交換は活発になっています。現在、このプログラムに参加する学生の割合は非常に高くなっており、発足以来、このプログラムで外国の大学に留学して勉強した者は3,000名を数えます。バヴィア大学でも以前は約80名の学生がヨーロッパの他の国の大学に留学しておりましたが、現在は約350名に増加しています。また、イタリアは派遣の留学生とほぼ同数の学生をヨーロッパ諸国から受入れており、バヴィア大学にも約250名の学生が来ています。

エラスムス計画の推進にあたって、直面している困難な問題もあります。第一は、EC加盟国

の言語の違いです。例えば、イタリアからイギリスに学生や大学関係者を送る場合は問題はありませんが、逆の場合、イギリス人でイタリア語を話す人は多くないので、短期であれ長期であれ、教育する上で非常に問題があります。なお、イタリアの大学では、これから外国に行き勉強する学生及び外国から来る学生に対し、エラスムス計画の推進を図るために集中的に特別コースを提供していますし、その他に「リングア」(Lingua)というEC加盟国の人達の外国語能力向上を図るためのプログラムもあります。第二は、学生の宿舎の問題です。この学生交換プログラムは主に2か国間レベルで実施されていて、学生が外国に留学する場合、授業料は入学した大学に納めますが、宿泊施設は自分で探さなければなりません。EC共同体より生活費・住居費等の経費の約5割相当の奨学金が支給され、そのあとは自己負担とされていましたが、最近イタリア政府は学生の負担軽減を図る計画を打ち出し、政府からも奨学金を支給することとなりましたので、学生は以前より生活が楽になっています。このエラスムス計画は学生流動のプログラムの中では最も人気が高いものです。また、エラスムス計画と同様なものに「テンプス」と呼ばれる、東欧諸国の高等教育システムの改革・発展を援助するプログラムも設けられています。また「コメント」という、学生が外国に行き企業で研修をする、大学と企業の結びつきを強化するプログラムもあります。その他、「ヒューマン・キャピタル・モビリティ」といって、ヨーロッパ諸国で、主に研究所を中心に、2か国間レベルでPost-Graduateの学生を相互に交換し研究に従事させるというプログラムもあります。

- ◎ 現在、アジア太平洋地域で UMAP の計画が進んでいるが、その資金をどう形成したらよいか  
が課題となっているが、エラスムス計画発足の時はどうしたのかお聞きしたい。
- 最初、EC 加盟国がヨーロッパ共同体に資金を寄附して基金を作り、ヨーロッパ共同体はその  
予算の中でエラスムス計画に対する予算を組んで実施しています。寄附金額は各国の事情によって  
異なります。現在のところ、エラスムス計画により外国に勉強に行く学生に対する生活費等の費  
用援助増額の要請はありません。先程も若干触れましたように、イタリア政府は最初の2年間は  
学生に対し、特に支援をしませんでしたが、最近になって援助を行うようになっております。
- ヨーロッパ共同体の様々な計画の中に、ヨーロッパ以外の国との交流計画の推進があります。  
例えば、私の知っているものでは、アメリカの研究所とヨーロッパの研究所との間での交流推進  
の計画があります。日本に、この種の計画があるかお聞きしたい。
- ◎ 日本の場合、個別に、大学や研究所間との交流はありますが、エラスムスのような計画に基づ  
いて実施しているわけではありません。なお、先程話がありました通り、エラスムス計画のアジ  
ア太平洋版として、現在、当地域の諸国間の大学交流計画が進んでいます。また、これの推進に  
ついては、やはり当面する問題として、言語や宿舎等の様々な問題があります。
- ◎ アメリカとイタリアの間には、National Science Foundation があり交換留学生のサポートを  
しているが、日本とイタリアの間にはそれに匹敵するような基金はあるのか。



- ◎ 日伊文化協定が古くからありますが、独自の基金を持ってなく、文部省の科学研究費とか、日本学術振興会あるいは先程も話に出たCNRの援助を得ていますが、「ボルススタ」(Borsista)という給費生制度を持っています。日本では30~40年前大学院学生や若手の教官を対象に3~5名程度派遣しており、現在は20名程度に増えていますが、決して満足できる状態ではありません。なお、イタリアからはそれほど多くは来日していません。
- 日本とイタリア間の国際交流には言語の相違という困難な問題もあるが、両国の学術交流あるいは経済発展のために、人文・社会科学、医学、工学等の分野で、特に若手研究者を中心に相互に派遣し、知識の相互交換や基礎研究の推進を図ることを提案したい。例えば、海洋生物学等の分野で、このような交換が可能と考えます。地理的・文化的な問題はありますが、研究者や教官を対象に、どの分野が交換する上で重要か、また効果があるかを考えて、可能な大学間でこのような交流を始めてはどうか。
- ◎ 研究者あるいは教官の交換という意味ではプログラムとしては困難ではないと思う。交換プログラムを実施する上で基金の問題も重要ですが、これについては文部省あるいは日本学術振興会に何らかの形で援助願えるのではないかと考えますが、それ以上に重要なのは熱意ある大学・研究所がまず開始することではないかと思えます。なお、学生レベルの相互交換となると、相互に言語の問題等があり非常に難しいと思う。
- 学生と教官との交換を比べた場合、学生特に学部学生の交換は言葉や費用の問題等がありますので、指摘の通り非常に困難と思いますが、教官特に研究者レベルの交換は比較的容易に行えると思えますので、研究者交換はもっと盛んに実施する必要があると思えます。日本は経済大国となりましたが、日伊両国間の交流の現状を見ましても、学術的レベル、あるいは経済的・政治的レベルでの両国間の交流はまだ重点が置かれていないように思います。今後はまず両国間の人的交換や情報交換を一層活発化するために、各省庁等に資金の提供を呼びかけ、相互交換の充実を図るよう働きかけたらどうか。
- ◎ 大変結構な提案だと思います。しかし日本は経済大国と言われていますが、文教関係の予算、特に高等教育に関する予算はまだ低く、また国際協力関係の予算も余り大きくはありません。文部省及び日本学術振興会の方々も、この分野の予算増額について努力されておりますが、まだまだ私どもにとって予算額は少ないと考えています。この問題についてはそれぞれ両国で努力して充実してゆければと思います。
- ◎ 日本では日本学術振興会と国際交流基金が中心となって、ご指摘のような交流の相互推進について充実努めている。しかし、現在、どのような学問分野で、どのような研究交流が実施されているか、また今後どの分野でどのような交流が必要なのか等、まだはっきり分らない状態にあるというのも現実です。このたびの外国大学長招致事業でイタリアの大学長には、大学や研究所を訪問視察され、各機関の教官や研究者と親しく話合う機会を得たわけで、その意味でも今回の

訪日は有意義であったことと思います。しかし、日本においては、外国では同様の研究を、どういった機関で誰が行っているか、日本の非常に優れた研究者でさえ知らないことが多いので、例えば日本の研究者がどのような研究をしているか、またどのようなプロジェクトが実施されているか等を外国の研究者に知らしむると同時に、日本でもイタリアも含め外国の教官・研究者がどのような研究に従事しているかを把握する必要があると思いますので、先生方の所属しているイタリア大学長会議等の適切な機関を介して調査を実施し、取りまとめをしてはどうか。このようなことを行えば、両国間の今後の学術交流に役立つと思う。なお、日本では基金の活用について、今後は2か国間の研究協力の面に重きを置いていくことも必要と思います。

◎ 現在、日本学術振興会では34歳未満の日本の若手研究者の研究を支援するためのフェローシップの制度があり、今年の募集人員は1,300名でしたが、来年は1,700名に増員することとなっており、徐々に改善しています。また、外国から招聘する研究者も、同じく185名から205名と僅かながらも増えています。

○ 欧米に行くイタリアの学者は多いですが、日本に行く学者は少な過ぎると言ってもよいと思います。研究者交流には二つのレベルがあると思います。ある程度年齢を重ねた研究経験の豊富な学者の場合、国際的な機関や企業から比較的容易に資金を得て外国に行って研究等に携わることが可能ですが、若手研究者の場合はやはり政府等の政策的な援助が必要と思います。

私どもの大学は京都大学と古くから交流関係があり、最初二、三の専門分野で始まりましたが、現在では大学間交流協定を締結するまでになっております。このように既存のものを拡大しつつ交流を深めることも一つの方法と思います。また若手研究者交流については、文部省及び日本学術振興会等の協力を得ることによって、更に新しい交流の輪が拓げられることを期待しています。

◎ 私の大学はヴェネツィア大学及びナポリ東洋大学と学術交流協定を締結しています。この協定に基づき、1976年から現在まで両大学に合計23名を派遣していますが、これに比べてイタリアからの留学生は日本語・日本文化を勉強する学生のため、数が非常に少ない。私どもの大学は学生入学定員約800名で学生総数は3,200名ですが、その他に様々な形で、約250名の外国人留学生が学んでいます。また私どもには外国人留学生及び研究者のための国際交流会館がありますが定員80名ですので、入居できない者は高額の民間アパートを借りなければいけません。現在、文部省は留学生10万人の受入れ計画を進めており、私どもの大学でももっと留学生を受入れなければいけないのですが、学生の宿舎問題があるため受入れ数の増加は非常に困難です。今後、留学生受入れ体制の充実に向け、文部省とともに努力しなければならないと考えています。

概ね以上のような意見交換の後、会長より次のように述べられた。

本日はご多忙の折柄ご出席いただきまして誠に有難うございました。予定の時間となりましたので、これで終了したいと思います。本日の懇談の結論として、日本も両国間の国際交流の一層の

充実に向け努力したいと思いますが、イタリアの大学にあっても、もう少し多勢の研究者や留学生を日本に派遣することを願いたい。

最後に、ムニョッツァ学長より今回の招致に対する謝辞が述べられ、本日の懇談会を終了した。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 平成5年6月4日(金) 13:30~17:00  
場所 東京ガーデンパレス「須磨の間」  
出席者 井村会長代行  
鈴木副会長  
廣重, 手代木, 石川, 吉川, 末松, 阿部, 太田, 青野, 永井, 加藤, 金森,  
林, 中内, 和田, 森野, 砂川各委員  
佐々木(第3), 阪上(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長  
山本監事  
坪井(教養教育), 将積(教員養成), 高橋(大学院)各特別委員会委員長  
(大学入試センター)高橋所長, 菊池事業部長

井村会長代行主宰のもとに開会。

初めに会長代行から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げる。本理事会は来る6月15日、16日の両日開催される総会に付議する、理事候補者及び常置委員会委員の配置(案)並びに国大協の平成4年度決算などをご審議願うほか、各委員会からのご報告と協議をお願いするためお集りいただいた。よろしく願います。

初めに、学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

	(前任)	(後任)
東京大学	有馬 朗人	吉川 弘之
広島大学	田中 隆荘	原田 康夫(欠席)

また、第1常置委員会の委員長には、副会長に就任した神戸大学の鈴木学長に代わって大阪大学の金森学長が選出されたので、ご報告する。

なお、委員会報告のため、各特別委員会の委員長にもご出席いただき、また、大学入試セン

ター試験に係る問題等についてご説明いただくため、後刻、高橋大学入試センター所長にもご出席願うのでご了承いただきたい。

ご欠席の連絡があったのは、理事の西澤東北大学長、江崎筑波大学長及び医学教育特別委員会委員長の吉田千葉大学長である。

ついで、事務局から配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長代行より、これについては、「資料4」にその概要が記されているが、ここではその要点をご報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

#### 1. 特別会計制度協議会の開催について

去る5月6日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度補正予算及び平成6年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、「新社会資本」の内容、地方公共

団体との協力、特別研究員枠の拡大、病院の医療費問題、臨床系大学院学生と臨床研修医をめぐる問題等について種々意見の交換を行った。

## 2. 育英奨学制度に関する調査研究会のヒアリングについて

文部省高等教育局長から、育英奨学制度の在り方について、5月24日の調査研究会に意見発表者の出席依頼があったので、第3常置委員会と協議し、同委員会委員の久々宮東京商船大学長及び専門委員の内藤教授（東京工業大学教務部長）に出席をお願いし、意見を述べていただいた。

## 3. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る4月28日、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の石川副委員長ほか数名と会い、技術職員問題、教務職員問題について懇談した。

## 4. 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

# II 協 議

## 1. 平成4年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長代行から、平成4年度国立大学協会歳入歳出決算等についてお諮りしたいと述べられ、ついで、事務局長から「資料6」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち、山本監事より、監査

の結果適正に処理されている旨報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議することとした。

## 2. 特別委員会委員の交代について

会長代行から、特別委員会委員の交代について「資料7」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

## 3. 理事候補者について

会長代行から、次のように述べられた。

前回の理事会の際にご依頼した各地区世話大学から、各地区において互選された新理事候補者について「資料8」のとおり報告があったので、この名簿のとおり来る6月総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについては、異議なく、総会に提案することが承認された。

## 4. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の選考について

会長代行から、次のように述べられた。

6月総会で常置委員会委員（大学の代表者）を改選するに当たり、副会長と協議し、「資料9」のと通りの配置案を得たので、これを総会に提案してよろしいかお諮りする。

ついで、事務局より、選出要領による選考方針等について説明があり、審議が行われた。

その結果、異議なく承認されたので、これを総会の際、新理事会で再確認のうえ総会に付議することとした。

## 5. 第92回総会の日程について

会長代行から、来る6月15日、16日の両日開催の第92回総会の日程を「資料10」のとおりと

してよろしいかお諮りすると述べられ、原案どおり承認された。

## 6. 第93回総会の日時・場所等について

会長代行から、本年11月の総会の日時・場所を「資料11」のとおり予定したいので、ご了承をお願いしたい旨述べられ、異議なく了承された。

## 7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長代行から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いしますが、入試については別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその際をお願いすることにしたい。なお、第6常置委員会報告については、廣重委員長のご都合もあるので、順序を変えて第1常置委員会報告についてお願いすることにしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会（金森委員長）

前回ご報告したように、本委員会では「21世紀に向けての国立大学のあり方」について、小委員会を設けて検討を始めた。その第1回を去る2月9日に開催し、鈴木委員長（当時）の司会のもとに、東京大学教育学部の天野郁夫教授（本委員会専門委員）及び日本学術振興会の大崎仁理事長から、このテーマについての意見を伺った。

天野教授からは、「国立大学のあり方」が今日問われるようになった背景の分析と、今後の問題点について意見が述べられた。また、大崎理

事長からは、今後の国立大学のあり方として、一つにはリサーチユニバーシティ（研究大学）の性格を強めていく方向と、いま一つは、大学の存在する地域のバックアップを得て、大学の存在意義をクローズアップしていく方向が考えられる、との意見が述べられた。ついで、二人の意見に対する質疑応答と意見交換を行い、引続き検討を進めていくこととした。

その後、4月23日開催の本委員会では、去る3月10日開催の理事会において鈴木委員長が副会長に選出され第1常置委員長を退任することになったため、委員長の互選を行った結果、金森委員（大阪大学長）が選出された。

こののち、小委員会の審議状況報告をもとに「21世紀に向けての国立大学のあり方」について、特に、地域との交流を深める上での問題点、等について議論したが、関連して、参与等大学の運営に関して外部の意見を聴く制度をすでにもっている大学からの状況報告、たとえば、地元の市長を参与に加えた大学で、地元との関係が著しく改善した例などが披露された。また、最近では地方自治体が高等教育への関心を高め、補助金を出して私学を誘致したり、自ら公立大学を設置する例もみられるが、国立大学については、自治体から国の機関への財政支出を禁止する地方財政法第12条が地域への貢献を果たす上で大きなネックになっており、これが改正される必要がある点が指摘され、これらを踏まえながら、引続きこの問題を検討していくことにしている。

### (2) 第6常置委員会（廣重委員長）

予て取り沙汰されている国立大学の学部別授業料について新たな動きがみられ、授業料問題に対応する必要が生じたため、国立大学の授業

料について国大協としての考え方をまとめておくこととし、前回理事会にこれの原案を提示してご意見を伺ったところ、記述表現を含めご意見ご指摘をいただいたので、4月27日及び翌4月28日開催の財政問題懇談会及び本委員会でもいただいたご意見等を踏まえ先の原案を若干修正し、資料16の「国立大学の授業料のあり方」(案)を得た。これについて改めてご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、引き続き同委員長から修正点等を中心に説明があった。

以上の説明について、要望の提出時期、教育の機会均等と国立大学授業料の関係、学部別授業料がもたらす弊害、等について意見交換があったのち、会長代行から次のように諮られ、了承された。

本原案について、基本的にご了承いただければ、これを総会に提出し、国大協としての対応を協議させていただくことにしたい。

### (3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

#### ① 就職内定取り消し問題について

本年1月から2月にかけて新規学卒者に対する企業の就職内定取り消しが表面化した。調査によると、国立大学関係では、20大学の学生が17企業から内定取消し(男子9人、女子17人)及び自宅待機(男女各2人)措置を受けており、公、私立大学でも多数の事例があった。このため、急遽、3月15日に就職問題懇談会を開催し、対応を協議した。その結果、日経連等企業の団体に対し、今後このような事態が起こることのないよう懇談会から申入れることとし、その後この旨口頭で申入れを行った。

これと前後して、労働省は、職安法施行規則を一部改正し、企業が就職内定取り消し等を行

う場合は、この旨速やかに職安に通知するとともに、学長にも速やかに連絡することとし、内定取り消し等の再発防止策が講じられた。

#### ② 育英奨学制度のあり方について

文部省の「育英奨学制度に関する調査研究会」で「育英奨学制度のあり方」について検討がすすめられてきたが、このほど、これの「報告案」がまとまった。既に、理事会会務報告にあったとおり、去る5月24日に各関係団体等からのヒアリングが行われ、国大協側からは、本委員会の久々宮東京商船大学長及び専門委員の内藤東京工業大学教務部長にご出席いただき、ご意見を述べていただいた。このヒアリングを踏まえて近く調査研究会としての最終報告が取りまとめられることになっている。

#### ③ 学生の厚生補導、厚生施設等について

学生部のあり方、教養部の改廃、組織換え等に伴う学生の厚生補導、不十分な厚生施設等の問題、等について議論し、これらの問題の改善方策について、小委員会を設けて検討していくこととした。

### (4) 第4常置委員会(阪上委員長)

#### ① 教室系技術職員問題について

昨年11月総会に「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況」についてのアンケート調査結果について「中間集計」を提出報告後、引き続き「報告」のまとめをすすめた結果、これが「資料13」とおとりまとまった。これの要点をかいつまんで申し上げたい。

教室系技術職員の組織化率については、前回平成元年度の調査時点ではゼロに等しかったが、今回の調査では、全教室系技術職員5,583人の52.8%(3,177人)が組織化され、この3年間で組織化が急速に進行した。組織化が進んだこ

とによる効果として、○研修がやりやすくなり、大学としての研修の実施が著しく拡大した。○また、この過程で技術職員に対する教官の理解が以前より深まった。○さらに、上位級数がふえて処遇の改善も漸進しつつある、ことなどが挙げられる。しかし、技術職員数の少ない21大学では「組織化しない」と回答しており、こうした大学での技術職員の資質の向上、処遇の改善などについては別途検討を要する。また、専任職移行については、「職種を特定し部分的にでも踏み切る方がよい」とする意見と、「そうしたことがすすめられると技術職員間に分断と不公平がもちこまれるので移行は一斉にすべき」とする相異なる意見に分かれているが、前回の調査よりも「部分的移行」を支持する意見がふえている。

以上が「報告」の要点であるが、総会には口頭で「報告」の概要をご報告し、その後本報告を各大学宛に送付することにしたい。

次に、有馬前会長から、教室系技術職員の専門行政職移行についての検討と提言の要請をうけ、これまでに小委員会で2回、この問題の経緯、問題点の所在などについて調べるとともに意見交換した。これからも、研修IIの資格認定のあり方等も含め、引続き検討していくことにしている。

## ② 教務職員問題についての調査の実施について

教務職員問題については、昨年11月総会に提出した「教務職員問題に関する検討結果報告」の中で、現行制度のもとで考えられる幾つかの対応策を示し、各大学がそれぞれの実情に即して問題解決を図っていただきたい旨要請したが、その後各大学で、どのような形ですすんでいるか、現状を把握する必要があるので、調査

をお願いすることとし、調査票を作成のうえ5月10日付で各大学宛送付した。

## ③ 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び人事院勧告の取り扱いに関する要望書について

例年各関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、本年も引続いて提出することとし、その原案を「資料12」のとおり作成した。内容は、基本的には昨年と同様であるが、その後、部局長等に対する指定職の枠が多少ふえ、要望の趣旨に沿った改善の進展がみられたこと、管理職手当について、学科長が法令上の職として位置づけられたこと、看護婦等の待遇改善策を目的とした看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定されたこと、などを踏まえ、若干記述を改めるとともに要望項目の配列についても事項順を配慮した。

これについてご了承が得られれば、6月総会に提出し、その承認を得て関係省庁へ要望することにした。

なお、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、今後出る勧告の内容とそれに対する政府の対応をみたくえ作成提出することとし、その提出時期と併せて会長並びに委員長にご一任いただきたい。

ついで、会長代行から、要望書案とその取扱いについてご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

## (5) 第5常置委員会(角田委員長)

### ① アジア太平洋大学交流(UMAP)会議について

UMAP 第3回総会及びシンポジウムが去る



4月12日から14日の間、台湾の国立台湾大学の主催で開催された。日本側からは、江崎筑波大学長、山澤一橋大学教授、川島大阪大学教授のほか、私立大学から2名が参加された。その報告は「資料14」のとおりである。この総会において、次回第4回 UMAP 総会を1994年12月6日から12月8日まで大阪のライフサイエンスセンターで開催すること、また、それに先立つワーキング・パーティーを同年2月中旬に東京で開催することが正式に了承された。

本委員会では、第4回 UMAP 総会(「UMAP-JAPAN '94」(仮称)準備のため、昨年末に小委員会を設けてこれまでに3回の会議を開催し、実施計画案を作成した。それが「資料15」である。主催団体として、公大協、私大連合にも加わっていただけることになったので、いずれ国大協、公大協、私大連合各団体から代表者の参加を得て「UMAP-JAPAN '94」組織委員会(仮称)を構成し、具体的準備をすすめていきたい。

#### ② 日豪大学間交流について

国大協と AVCC との学術交流協定が昨年暮に締結された。昨年7月の第1次訪豪大学調査団、これに呼応して同年10月訪日大学調査団の交換訪問もあり、数大学が豪大学との間に交流協定を締結し、既に交換学生の派遣、受入れが始まっている。

今回、第2次訪豪大学調査団を派遣することとし、予定では10大学程度の国立大学学長、教官が参加し、来る7月24日から8月8日の間豪州の諸大学を訪問することになった。

#### ③ 日米大学間交流について

4月29日、30日の両日、ワシントンで開催された第16回日米文化教育交流会議(CULCON)で、「学部学生交流の増大について」の勧告が採択された旨文部省から報告があった。CUL-

CON は、1961年6月、池田、ケネディ共同声明にもとづき発足したもので、その委員構成は日米各12名以内(学会、財界、政府の代表等)による。現在約60の国立大学が米国の約100の大学と交流協定を結んでいるが、学部学生の双方交流の実績は余り無いのが実状である。豪大学との学生交流の実態を参考にしながら、両国間の学部学生交流をどうすすめていくか検討したい。

このほか、九州大学から本委員会に要望があった「外国人留学生に係る保証人問題」について検討したが、文部省では、この件は(財)内外学生センターを活用した対応策を考えているということであった。

### 8. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

- ① 文部省の「平成6年度入学者選抜実施要項」に基づいて、大学入試センターとして「平成6年度大学入試センター試験実施要項」を決定し、6月1日をもって各大学長宛通知した。
- ② 平成6年度から大学入試センター試験を新たに利用する旨予告があった大学・学部は、公立5大学7学部、私立は17大学と38学部である。
- ③ 平成7年度大学入試センター試験の実施期日を平成7年1月14日(土)及び15日(日)の両日とすることが決定された。
- ④ 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会で検討をすすめてきた「平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等」について、このほどこれの「中間まとめの骨子」をまとめた。

- ⑤ 大学入試センター教科専門委員会委員の処遇等の改善の一環として、国立大学の委員が所属する大学に補講のための非常勤講師手当等を措置するよう文部省に配慮を要請した。

以上の報告に引き続き、菊池事業部長から、配付資料「平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等について（中間まとめの骨子）」について説明があった。なお、今後「中間まとめ」を公表したのち、各関係団体からこれに対する意見を聴取する予定である旨補足があった。

## 9. 各委員会委員長報告と協議（続き）

### (1) 学術情報特別委員会（太田委員長）

目下、国立大学図書館協議会が国立大学の幾つかの大学を対象に研究室における文献複写の実態調査を行っているが、これについては本特別委員会も了承した。いずれ、文部省から、国立大学における著作権使用料について連絡があるものと思う。

### (2) 医学教育に関する特別委員会

（吉田委員長の代理として石川群馬大学長）

#### ① 委員の補充について

本理事会で既にご承認いただいたとおり、委員の退任に伴う欠員補充として、新たに5名の委員就任をお願いした。

② 国立大学医学部附属病院長会議常置委員会の「大学病院における卒後研修のあり方について」（平成4年12月11日）、大学病院問題懇談会の「臨床研修のあり方について」（平成5年2月20日）、全国医学部長病院長会議の「わが国の大学医学部（医科大学）白書'93」（平成5年5月）が配付され、このうち、「白書」について、

これの取りまとめに当たられた堀、齊藤両専門委員から説明を伺った。

③ 文部省の遠藤医学教育課長から、「当面する諸問題」として、主として次の点について説明を伺い、意見交換した。

i) 卒前教育については、設置基準の大綱化により、各大学で6年一貫教育を目指して改革が行われているが、大綱化の趣旨を生かして一層改革をすすめてほしい。

ii) 卒後教育については、研究者への道を進むもの、専門医（認定医）を目指すもの、高度の臨床専門家を育てるもの等々、いろいろなコースのプログラムが用意されているが、このうち大学院がどの部分を受けつつのか、大まかな合意形成が必要ではないか。

iii) 入学定員の削減については、近く厚生省は「医師の需給問題の検討会」を開催するとのことであり、この問題は本年度の最重要課題の一つになるとと思われる。

iv) 医療法の改正、特定機能病院については、特定機能病院の患者の紹介率を当面30%とすることが決まった。

v) 国立大学附属病院の医療費未払いが問題になっているが、文部省では、「国立大学病院の運営改善検討委員会」（仮称）を発足させて国立大学附属病院の医療費の問題について検討を始める予定である。

vi) 看護系の学科増設について

本委員会では、当面、卒後教育の問題、医療法改正に伴う特定機能病院の問題、病院の医療費の問題、等について検討していくことにしている。

### (3) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

去る5月14日に本委員会を開催し、初めに文部省の工藤大学課長から、現状の問題点等について説明を伺った。

ついで、本委員会各委員が所属する大学の教養教育の改革の取組みの実情について情報交換した。組織の改編も含めて教養教育改革へのさまざまな試みが披露されたが、各大学それぞれに置かれている状況も異なっているので、改革の方向は必ずしも同一にはならないのではないかと、というのが多くの委員の意見であった。いずれにしても、教養教育は軽視されるべきではなく、本委員会として教養教育の意義を明確にできればと考えている。

### (4) 教員養成制度特別委員会(将積委員長)

大学における教員養成の問題点として、特に教員免許法の改正に伴って一般大学における教員養成が難しくなり、また、教員養成大学・学部でも、出生率の低下による教員需要の低減、学生の教職離れの傾向、等難しい問題を抱えている。こうした状況を踏まえて、教員養成の改善方策を検討していくため、昨年11月総会の了承を得て、①国立大学教員養成系大学・学部における入学、免許取得、就職状況等の調査、②一般学部と教育学部それぞれにおける教員養成をめぐる問題状況の調査、③教育委員会における教員需給の実態とこれに対する対応の調査を実施し、3月末までに各大学、各教育委員会からご回答をいただいた。また、これとは別に、教職課程を履修している学生への「教職についての意識調査」を本委員会所属の大学等17大学を対象にお願いし、既に約5千通の回答を得ている。これらの調査のうち、「学生の意識調査」

については、ある程度回答の整理ができたので、取り敢えず、総会にその中間報告をしたい。

### (5) 大学院問題特別委員会(高橋委員長)

#### ① 国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケートについて

「国立大学大学院の現状及び今後のあり方」について大学及び企業関係等にアンケート調査を行うこととし、調査専門委員会を設け、先ず、国立大学の全教官を対象とするアンケート調査票の取りまとめをすすめてきた。調査項目の絞り込みなどに手間どり、取りまとめが予定していたよりも遅れているが、引続き検討をすすめ原案を取りまとめたい。

#### ② 委員長の交代及び委員の補充等について

委員長の学長任期満了(6月13日岡山大学学長退任)に伴う次期委員長の選出を行い、武藤新潟大学学長を後任に選任した。

また、本理事会で既にご承認を得たとおり、委員の退任に伴う欠員補充として、山田小樽商科大学学長、神野福井大学学長及び森野熊本大学学長に委員をお願いした。

なお、専門委員について、委員長交代を機に交代していただくことにした。

### (6) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

「国立大学と生涯学習」報告書の取りまとめを1年半にわたってすすめてきたが、これがこのほど、お手許配付の冊子のとおりまとまった。

なお、去る5月26日に開催された、文部省の生涯学習審議会に出席し、この報告書について説明したが、概ね評価をいただいたようである。

本委員会では、国立大学における生涯学習について、これからも各方面からヒアリングしながら、引続き検討していきたい。

## 10. 入試について

### (1) 第2常置委員会(末松委員長)

去る5月17日に本委員会を開催するとともに、その終了後引き続き本委員会と入試改善特別委員会との合同会議を開催した。本委員会では、主として次の事項について審議した。

#### ① 平成6年度国立大学入学者選抜における留意事項について

各大学の募集要項作成の参考に資するため作成している「入学者選抜における留意事項」の平成6年度版の原案を作成した。これの平成5年度との主な変更点は、①「平成6年度大学入学者選抜実施要項」の中で、調査書の健康の状況欄から「色覚」についての部分を削除したので留意すること、②4月1日以降に出願受付を行う欠員補充第2次募集については、3月中に出願受付を行う第2次募集に出願した者も出願できることを明記したこと、等である。同原案について公大協と協議し、その了解を得たのち各大学に送付したい。

#### ② 平成6年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて(「後期日程」の第1段階選抜の結果発表について)

東京大学より、平成6年度「後期日程」試験における第1段階選抜の結果発表を前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日(平成6年3月10日(木))としたい、との協議があり、審議の結果、同大学における過去の実績内容を踏まえて、この協議は承認された。

#### ③ 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学入試対応について

平成6年度から高等学校学習指導要領が改訂されて新教育課程による教育が実施されるので、これに伴う平成9年度からの入試のあり方

について検討している。まだ新しい高等学校の教科書が刊行されていないので、新指導要領等を資料として検討しているが、大学入試センター試験については、高校教育段階における学習の達成度を判定することを主たる目的とするので、一定数の教科・科目が必要であり、一方、第2次試験については、学部、学科等の特性に応じて特に必要な科目に絞って試験を行うが、各大学・学部の特色等により、ある程度の自由度があるべき、というのが本委員会の意見の方向である。ただ、国立大学の入試教科目が特定の科目に偏るようなことになると、高校教育に悪い影響を与えるばかりでなく、大学入学後の教育にも支障を及ぼすおそれがあり、これらのことにも配慮しながら、引き続きこの問題を検討していきたい。

### (2) 入試改善特別委員会(井村委員長)

去る5月17日に本委員会を開催し、その後引き続き第2常置委員会との合同会議を開催した。

#### ① 「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」について

昨年11月総会で承認された「平成6年度実施要領等」については、現在のところ特に変更を要しない旨確認した。

#### ② 「国立大学の平成7年度入学者選抜の基本方針」について

このことについて審議の結果、本委員会としては、「平成7年度の入学者選抜は、従来どおり「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことが望ましい」との確認を行い、この旨を本理事会に諮ったうえ総会に提案することとした。

この基本方針の総会提案について、異議なく了承された。

③ 「国立大学入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」結果について

昨年11月総会の了承を得て各大学にお願いした「国立大学入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の結果がまとまった。それが「資料17」であるが、主な点は次のようである。

調査の対象は、国立大学95大学、363学部(学部数の取扱いは、平成4年度に実施した国立大学の入学者選抜における学部等の募集単位とした)であり、調査票の回収率は100%であった。

○ 平成4年度に「分離分割方式」を採用して入試を実施した学部について

- ・ 前期・後期の定員配分は、約80：20の割合の学部が最も多かった。
- ・ 上記の採用理由は、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度による選抜を行い、多様な資質の入学者を得るため」が最も多く、ついで、「前期試験で入学者を確実に確保するため」であった。
- ・ 分離分割方式採用後、前期・後期の定員配分を変更したことがあるかについては、78学部が「有り」で、その内訳は前期が52学部、後期が26学部であった。
- ・ 分離分割で実施して良かった点としては、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度を採用しているので、多様な資質をもった入学者があり、学生集団が活性化した」と「前期合格者の入学手続により、入学者が確実に確保できる」が同じ位の数で多かった。
- ・ 分離分割方式を実施して問題となっている点は、「前期・後期2度の入試が負担となっている」ことで、負担の内容としては、

「事務処理」が最も多く、ついで、「出題面」と「採点面」が同程度で多かった。

- ・ 平成5年度(予定)で、入学定員の割合が後期のそれより高い大学・学部において、将来後期の割合を増やすことができるかどうかについては、「できる」が47学部、「できない」が150学部であり、増やせるのは全体の4分の1程度であった。

○ 平成4年度に「連続方式」を採用して入試を実施した学部について

- ・ 連続方式の方が良いと考えている理由では、「2回の受験機会が完全に保障されているから」が最も多かった。
- ・ 分離分割方式への移行計画については、148学部のうち、106学部が「計画あり」、42学部が「計画中」であり、その年度は平成5年度が最も多かった。
- ・ 分離分割方式へ移行する場合の前期・後期の配分比率は、平均して70：30が最も多かった。
- ・ 分離分割方式へ移行することが困難な理由としては、「募集人員の単位毎の人数が少なく(たとえば10名以下)、前期・後期に分割することが困難」が最も多く、ついで「前期・後期2度の入試は、出題・採点等の面で困難」であった。

以上が調査結果の主な点である。

この調査結果を踏まえて、本委員会、及び第2常置委員会と本委員会との合同会議で入試改善について議論したが、今後、条件付で「分離なき分離」を認めるなど現行併存方式を見直し新しい「分離分割方式」へ統合する方向で議論してよいかどうかご意見を伺いたい。

以上の説明について、主として次のような意見があった。

- 教員養成系学部等，募集定員が少ないところについて，いわゆる「分割なき分離」を認めるならば「分離分割方式」へ統一することに賛成である。
- 募集定員が少ない場合のほか，教養教育担当教官が少ないため，前期・後期2度の試験実施が困難な，たとえば新設医科大学とか，実技を中心に選抜を行う芸術系学部についても，「分割なき分離」の例外扱いを認めるかどうか，が問題である。
- 国立大学全体として前期と後期とである程度募集定員のバランスがとれていることがのぞましい。募集定員を「後期のみ」とする場合にも「分割なき分離」を認められないものか。そうすれば，現在「B日程」に留まっているところも分離分割方式へ移行しやすくな

ると思う。

- 入試の多様化ということも分離分割入試の趣旨であり，単に定員の観点から「後期のみ」を認めることは趣旨に反することにならないか。

以上のような意見があったのち，会長代行から次のように述べられた。

来る総会には，アンケート結果とともに，両委員会における検討状況をご報告したうえ今後の入学者選抜について議論していただくことにしたい。

ついで，鈴木副会長から，本日の議事を総括のうえ来る総会で特に協議すべき事項について諮られた。協議の結果，会長代行及び鈴木副会長にこれを一任した。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 理 事 会

日 時 平成5年6月15日(火) 12:00~13:00

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 井村会長代行

鈴木副会長

廣重，手代木，西澤，江崎，吉田，吉川，末松，阿部，太田，小黒，青野，加藤，金森，村上，武田，岡市，和田，横山，池田各理事

佐々木(第3)，阪上(第4)，角田(第5)各常置委員会委員長

山本監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され，慣例に従い井村会長代を行を議長に選出して議事に入った。

### 〔議 事〕

#### 1. 会長，副会長の互選について

初めに，井村議長から次のように述べられた。新しい理事会として会長，副会長の互選をお諮りする。

なお，互選の結果，会長，副会長の交代があ

った場合は，新任の会長，副会長は今回の総会関係の行事が終了した時点から執務するという前例になっているので，お含みおき願いたい。

ついで，これの選出方法について協議の結果，投票による過半数得票で選出することとし，①過半数得票のない場合は再投票により，②なお，過半数得票のない場合は1位，2位についての投票により決定することになり，開票立会人は理事を兼ねない常置委員長(第3，第4，第5委員会委員長)をお願いすることにした。

### (1) 会長の互選について

出席21名の理事により、単記無記名投票（大学名を記入）を行った結果、吉川理事（東京大学）が得票多数（過半数）をもって会長に選任された。

このあと、新会長より就任の挨拶があった。

### (2) 副会長の互選について

議長から次のように述べられた。

副会長2名の選出を行いたい、これについては、1名は旧帝大の理事の中から、もう1名はそれ以外の大学の理事の中から選出するという従来の慣例があるが、これでよろしいかどうか。また、選出方法を投票にするとした場合に、2名連記によるか、あるいは1名ごとに行うか、につきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は、慣例に倣って旧帝大とそれ以外の大学とに分けて1名ごとに投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、井村理事（京都大学）、鈴木理事（神戸大学）の両理事が得票多数（過半数）をもって副会長に選任された。

このあと、両副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

### 2. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確かめられたので、前回の理事会（6月4日開催）において選考された名簿のとおり総会に提案することとした。

（なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

### 3. 監事候補者の選考について

議長より次のように述べられた。

会則によれば、監事は理事会が候補者を選考し、これを総会に諮って決定することになっている。現監事は千葉大学長と東京医科歯科大学長であるが、千葉大学長は理事になられたので、代って埼玉大学長を監事候補者にお願ひし、また、東京医科歯科大学長には再任をお願ひしてはかがか、お諮りする。（了承）

以上をもって議事を終了した。

## 第92回総会（第1日）

日時 平成5年6月15日(火) 10:00~17:00  
場所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学長

はじめに、井村会長代行から、有馬会長が平成5年3月31日に任期満了のため退任され私が会長代行となったので、鈴木副会長と今総会の進行を務めさせていただき旨挨拶があった。

ついで、会長代行から、開会に際し次のように述べられた。

今総会の主な議題は理事、監事及び常置委員会委員の改選並びに各委員会からのご報告とそれに基づく協議事項、そのほか国大協の予算・決算についての審議である。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後程大学入試センターの高橋所長にもご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

### (1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

### (2) 今回総会の日程について

会長代行から、今回総会の日程については、「資料3」により行いたい旨諮られ、了承された。

### (3) 学長の交代について

会長代行から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学)	(前任)	(後任)
東京大学長	有馬 朗人	吉川 弘之
一橋大学長	塩野谷祐一	阿部 謹也
上越教育大学長	松野 純孝	加藤 章
山梨大学長	小出昭一郎	伊藤 壯
福井大学長	嶋田 正	神野 博

滋賀医科大学	佐野 晴洋	岡田 慶夫
京都教育大学長	蜂須賀弘久	加茂 直樹
大阪外国語大学長	山田 善郎	池田 修
兵庫教育大学長	上寺 久雄	佐藤 修策
奈良女子大学長	出口 庄佑	田村 徹
岡山大学長	高橋 克明	小坂二度見
広島大学長	田中 隆荘	原田 康夫
山口大学長	三分一政男	村上 恵
鹿児島大学長	井形 昭弘	早坂 祥三

### (4) 代理出席について

会長代行から、宮城教育大学の伊藤学長の代わりに渋谷附属図書館長が出席された旨紹介があった。

### (5) 委員長の交代について

会長代行から、前回総会以後に交代された委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(前任)	(後任)
第1常置委員会	鈴木 正裕 (神戸大学長)	金森順次郎 (大阪大学長)
医学教育特別委員会	井形 昭弘 (鹿児島大学長)	吉田 亮 (千葉大学長)
大学院問題特別委員会	高橋 克明 (岡山大学長)	武藤 輝一 (新潟大学長)

## I 会務報告

会長代行から、前回総会以後の主な事項(対外関係)について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料19)をご参照願いたい旨述べられた。



## 1. 要望書の提出について

昨年11月の総会でご了承を得たとおり要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、12月4日、廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

## 2. 外国大学長の招致について

平成4年度の外国大学長の招致事業として、イタリア国大学長を招くことになり、同国の3大学学長が本年1月29日に来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、東京工業大学、上智大学、京都大学を訪問視察し、2月7日帰国された。

なお、2月4日には3学長を迎えて国大協主催の懇談会を開催した。

## 3. 平成5年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより昨年12月18日、有馬会長、井村副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の坂元事務次官、遠山高等教育局長、長谷川学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

## 4. 特別会計制度協議会の開催について

去る5月6日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度補正予算及び平成6年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、「新社会資本」の内容、地方公共団体との協力、特別研究員枠の拡大、病院の医

療費問題、臨床系大学院学生と臨床研修医をめぐる問題等について種々意見の交換を行った。

## 5. 育英奨学制度に関する調査研究会のヒアリングについて

文部省高等教育局長から、育英奨学制度の在り方について、5月24日の調査研究会に意見発表者の出席依頼があったので、第3常置委員会と協議し、同委員会委員の久々宮東京商船大学長及び専門委員の内藤教授（東京工業大学教務部長）に出席をお願いし、意見を述べていただいた。

## 6. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、次のとおり懇談した。

(1) 去る12月9日、平間事務局長が全大教の石井副委員長ほか数名と国立大学の平成5年度概算要求、定員増、待遇改善等について懇談した。

(2) 去る1月25日、3月3日及び4月28日に、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の石井副委員長ほか数名と技術職員問題、教務職員問題について懇談した。

## II 協議事項

### 1. 平成4年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成4年度国立大学協会歳入歳出決算」（資料7）に基づき説明があった後、監事の山本東京医科歯科大学長から監査結果報告があり、会長代行から、ご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

## 2. 平成5年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成5年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)に基づき説明があった後、会長代行から、この件については3月10日の理事会に諮り承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

## 3. 理事の選任について

会長代行から、現理事がこの6月で2年の任期を満了するので、今総会では、新理事の選任をお願いする。「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定められており、これに基づいて先般、各地区で選出願った理事候補者は「資料9」のとおりであるので、これをご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

なお、会長、副会長の選出については、本日12時開催の新理事会において行う旨付言された。

## 4. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長代行から、次のように述べられ、了承された。

各委員会の報告は、常置委員会、特別委員会の順をお願いしたいが、入試についての協議は別議題としているので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は、その際をお願いすることとしたい。

なお、委員長報告の要旨を各委員長にまとめていただき、「資料11」として配付してあるので、これを参照いただきたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況

について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

### (1) 第1常置委員会(金森委員長)

本委員会は、前回総会以降、平成5年2月9日に小委員会、平成5年4月23日に本委員会をそれぞれ開催し、次のとおり審議した。

#### 1) 小委員会の審議について

議題「二一世紀に向けての国立大学のあり方」を今後どのような方向で審議していくかについて示唆を得るため、鈴木委員長(当時)の司会のもとに、東京大学教育学部の天野郁夫教授、日本学術振興会の大崎仁理事長の両氏から、このテーマについての意見を伺った。

天野教授からは、「国立大学のあり方」が今日問われるようになった背景の分析と、今後検討を進める際に問題点とすべき事項について意見が述べられた。また、大崎理事長からは、今後の大学のあり方として、一つにはリサーチユニバーシティ(研究大学)の性格を強めて行く方向と、いま一つは、大学の存在する地域との交流を深め、その地域のいわばバックアップを得て、大学の存在意義をクローズアップしていく方向が考えられるとの意見が述べられた。

その後、二人の意見に対する質疑が行われたのち、本日の議事要旨を作成し、それをもとに今後引き続き検討を進めることとなった。

#### 2) 本委員会の審議について

##### ① 委員長の選出について

平成5年3月10日の理事会において、鈴木委員長が副会長に選出され第1常置委員会委員長を退任することになったため、委員長の互選を行い、金森委員(大阪大学長)を選出した。

##### ② 「二一世紀に向けての国立大学のあり方」について

鈴木前委員長から小委員会の議事要旨にもとづき小委員会の審議の状況が報告され、そこで指摘されている「二一世紀に向けて国立大学の存在意義を保持し、また、高めていくためには、国立大学が地域との交流を深め、地域のバックアップを得る必要がある。」という点について議論を行った。

それに関連して、参与等大学の運営に関して外部の人の意見を聴く制度をすでに持っている大学からその状況が報告され、地元の市長を参与に加えた大学で、地元との関係が著しく改善した例が披露されたが、国立大学は地方財政法第12条がネックになって地方公共団体の支援を得ることが出来なくなっている。今後、国立大学が地域に貢献していくためには、この点の改善が必要であり、国大協として強く訴えていく必要があると多くの委員から指摘があった。

これらを踏まえながら、引き続き検討することとなった。

以上の報告に引き続き、会長代行から、国立大学の存在理由及び今後の発展の方向については大変重要な問題なので、ただいまの報告に関連し、地方財政法について鈴木副会長からご説明願ひ、その後ご意見や現状等を伺いたい旨述べられ、鈴木副会長から、地方財政法第12条の趣旨や問題点等について説明のあった後、概ね次のような意見が出された。

○ 学部等新設のため、土地獲得を計画し、県の理解を得たが、地財法のため実現できず、代って私立大学が誘致されている。国立大学と私立大学の役割分担にも変化がみられ、国立大学の比重は下がってきている。国立大学は存在の危機に直面しており、地方財政法の見直しが必要である。

○ 国立大学へ地方公共団体が援助しようとしても地方財政法第12条が障害となっているが、その見直しを望む県の知事あたりから自治省に要望をしていただくのも一つの方法ではないか。

○ 地方公共団体にも豊かなところもあればあまり豊かでないところもあり、地域格差が開いていく危険性があるので、慎重にする必要がある。

○ 国際交流基金として3億円の募金を行う計画をしている。この利子を利用して留学生の援助を行う計画だが、地方財政法が障害となって、県からの援助が受けられない状況となっている。

○ 学術国際交流基金3億数千万の創設に第3セクターを通じて県から協力いただくことができた。大学の方からも生涯学習を通して県に協力しているが、一つのモデルになろう。

以上の意見交換ののち、会長代行から、今後、第1常置委員会を中心に、この問題を検討願ひたい旨述べられた。

## (2) 第3常置委員会(佐々木委員長)

### 1) 就職内定の取消し

平成5年1月末、大学卒業(修了)予定者に対する就職内定の取消し問題が表面化した。取消しはこれから社会に巣立とうとする学生に大きな打撃を与えるものであり、特に卒業(修了)目前に控えたこの時期にあってはならぬものとの認識から急遽3月15日に懇談会が招集された。同会は国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、国立・公立・私立の短期大学協会、国立・公立・私立の高等専門学校協会の9団体で構成されている。懇談会では

種々議論の末、経済団体に対し、各企業は採用計画を明確にし今後このような事態の起こることのないよう申し入れ、また女子学生の採用に対して格段の配慮を求めてゆくことにした。なお、労働省は職安法施行規則を一部改正し、企業が取消しを行うときは速やかに職安に通知し、職安の指導により学校長にも直ちに伝えるということで再発防止の方策とした。

## 2) 育英奨学制度のあり方

文部省に「育英奨学制度に関する調査研究会」が設けられ、学校、産業界、各種団体等から委嘱された委員によって検討を行っているが、5月24日、国公私立大学等の関係者のヒアリングを行い、国立大学側からは第3常置委員会の久々宮久委員（東京商船大学長）と内藤喜之専門委員（東京工業大学教務部長）が出席された。ヒアリングの主な項目は育英奨学制度全般、大学院の奨学金のあり方、大学学部の奨学金のあり方、返還免除制度の改善等である。近く調査研究会としての最終報告が提案されよう。

## 3) 第3常置委員会の今後の検討課題

今後の検討課題として、就職問題のほか、次の問題に取り組むことにした。

### ・学生の厚生補導について

教養部の改廃組織変え等に伴う学生部の学生へのかかわり方

厚生施設の整備（学生へのサービスは十分か）

保健センターの役割（AIDS問題等に対する指導的役割）

## (3) 第4常置委員会（阪上委員長）

第91回総会以降、小委員会を4回、委員会を1回開催した。主要な審議事項は次の通りである。

## 1) 教室系技術職員問題について

### ① 「教室系技術職員問題の組織化と研修の進行状況について（照会）」に対する各大学からの回答のまとめ

昨年6月に実施した標記アンケートの各大学からの回答結果については昨年11月の総会に中間報告を行ったが、その後その分析と全体のまとめを行った。今回の調査では、全国立大学から回答が得られ、平成元年の前回調査と共通の設問もあり、この3年間における教室系技術職員の状況の変化も把握できた。

その主要点は、前回調査時はゼロに近かった組織化が、今回の時点では国立大学の52.8%が組織化され、急速に進行したこと、これによって研修がやり易くなり、大学としての研修の実施が著しく拡大したこと、またこれらの過程で教官の理解が深まり、併せて処遇の改善も漸進しつつあることなどが挙げられる。しかし技術職員数の少ない21大学では「組織化しない」とあり、こうした大学での技術職員の資質の向上、処遇の改善などについては別途検討を要することを示唆している。

専行職移行については「部分的でも移行しその部分の処遇改善と活性化を望む」ものと、「そうしたことが進められると技術職員間に分断と不公平がもちこまれる」とする相異なる意見に分かれるが、前回調査時と比較すると前者をよしとする意見の増加が見られる。

このまとめは総会后、大学宛に送付する。

### ② 教室系技術職員の専門行政職移行問題について

会長からこの問題についての検討と提言の要請を受けて、2回の小委員会で本問題の過去の経過、問題点の所在などについて勉強し、意見の交換を行った。研修IIによる資格認定内容、

専行職移行による処遇改善の見込み、組織化による現行の上位級定数確保の現実的対応等について今後も小委員会で検討を続けてゆくことにした。

## 2) 教務職員問題についての調査の実施について

会長より、平成3年11月の本委員会報告「教務職員問題に関する検討結果報告」の提言に対して各大学がその後どのように取組んでいるかを把握されたいとの要請があったので、教務職員問題についての調査を実施することとし、調査表を作成した。この調査は上記報告で行った提言の各大学での実施状況並びにその過程での問題点などを把握するとともに、昭和49年に実施された教務職員問題の調査と対比してその状況がどのように変化したかを見ることを目的としており、各大学へ調査依頼している。

## 3) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の原案(資料13)をまとめたので、これについて協議願いたい。また、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の文案及び要望時期については、会長並びに委員長に一任願いたい。

以上の報告について若干の質疑が交わされたのち、会長代行から、「資料13」の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の提出と、人事院勧告に関する要望書の文案作成及び提出の会長一任について諮られ、異議なく承認された。

## (4) 第5常置委員会(角田委員長)

### 1) 外国大学長招致事業について

#### ① 平成5年1月29日～2月7日、イタリア

の3大学長が来日、関東、関西の諸大学、研究所を訪問、視察した。その間2月4日には、国大協主催の懇談会が行われ、イタリア高等教育の現状、学長会議の性格と活動状況、エラスムス計画などについて説明があり、わが国との学術交流について活発な意見の交換が行われた。

② 平成5年度の外国大学長招致は行わず平成6年度の「UMAP-JAPAN '94」会議出席予定の一部の国々の学長招致を行うこととした。

## 2) アジア太平洋大学交流(UMAP)会議について

### ① 第3回UMAP会議について

平成5年4月12日～14日に国立台湾大学で、総会とシンポジウムが行われ、江崎筑波大学長、山澤一橋大学教授、川島大阪大学教授が参加した(資料14)。

その総会において、第4回UMAP会議(UMAP-JAPAN '94)を平成6年12月6日～8日、千里ライフサイエンスセンター(大阪府豊中市)で、WP会議を同年2月半ばに東京で開催することが了承された。

### ② UMAP小委員会について

「UMAP-JAPAN '94」準備のため、昨年末小委員会を組織し、3回の会議を行い、実施計画(案)を作成した(資料15)。

③ 実施計画(案)に基づいて、公立大学協会、日本私立大学団体連合会に主催団体として参加されるよう呼びかけた。参加が決まればこれらの団体の代表を含めて、「UMAP-JAPAN '94」組織委員会を構成することになる。

## 3) 日豪大学間交流について

日豪学術交流協定が昨年12月締結され、日豪大学調査団の交換訪問もあり、両国間の大学交流が進んでいる。この7月～8月には、第2次訪豪大学調査団がオーストラリアの諸大学を訪

問することになった。

#### 4) 日米大学間交流について

平成5年4月29日、30日の両日、ワシントンで開催された第16回日米文化教育交流会議(CULCON)で、「学部学生交流の増大について」の勧告が採択された。

現在57国立大学が約100米大学と交流協定締結済みであるが、学部学生の双方向交流の実績は余りないのが現状である。豪大学との学生交流の実態を参考にしながら、日米大学間の学部学生交流について、今後検討することにした。

#### (5) 第6常置委員会(廣重委員長)

[2月23日委員会開催]

1) 工藤大学課長に出席を願い、同課長から「平成5年度文部省一般会計予算案」及び「国立学校特別会計予算案」の内容について説明があったのち、質疑応答が行われた。

2) 先に設置された「国立大学財政問題懇談会」の第1回会合(平成5年1月27日開催)での討議内容について次のとおり報告があった。

本懇談会の主テーマとして、①国立大学の教育研究設備の充実のためにどの程度の予算を投入すべきか、②投入すべき予算額を納税者である国民に納得させうる理論構築は可能か、の二つが提示され、これについて討議した結果、財政問題というテーマの性格上結局は原理的討論に収斂せざるをえないが、原理論はややもすれば焦点が散逸しがちで実りが少ないので、できるだけ具体的な問題を取り上げ、これに財政的視点からの定量的分析やシミュレーションを加えていくことで合意した。目下の緊急性からみて取り上げるべきテーマとしては、授業料問題それに施設設備問題であり、テーマによっては専門家をオブザーバーとして招き検討すること

とした。

3) 国立大学の授業料値上げ問題、特に学部別格差の問題が急浮上してきたために、懇談会メンバーによる原案「国立大学の授業料のあり方について」を本委員会に配付して検討し理解を深めた。

[4月28日委員会開催]

1) 冒頭に文部省工藤大学課長から、総合経済対策の動き及び平成6年度概算要求の取扱いについて説明があった。

2) 前回検討した「国立大学の授業料のあり方について」の修正案を討議し、この取扱いを理事会、総会に諮ることが了承された。

以上の報告ののち、会長代行から、授業料問題については総会2日目に協議したい旨述べられた。

#### (6) 学術情報特別委員会(太田委員長)

去る1月29日に委員会を開催し、次の事項について審議を行った。

##### 1) 「学術情報流通体制」の現状について

① 平成4年度現在の整備状況であるが、総合情報処理センター又は情報処理センターの設置されている大学は第1グループ(3大学)、第2グループ(10大学)、第3グループ(49大学)に大別されるが、それぞれのコンピューティング・パワー・リソースの分析を行った結果、格差が開く傾向にある。

② 学内LANの整備状況と附属図書館については、蔵書をオンライン検索するシステムが全般的に余り進んでおらず、今後の学術研究に齟齬をきたすことが心配される。

③ 学内LAN、他大学との接続、地域ネットワーク、国際接続等の現状分析を行った。ち

なみに地域ネットワークは8地域：北海道，東北，筑波，関東甲信越，東海，関西，福井，九州であるが，概して未整備の課題が多く，たとえばアメリカとの格差が非常に大きい。

④ 国が行うべき社会資本の拡充に関し，今後は国立大学，研究機関を核とする情報ネットワークの整備が緊急な優先課題と考えられる。

2) 蔵書数100万冊以下の規模の附属図書館が抱える問題について平成5年度からヒアリングを中心に調査し，重要な課題を整理し対策を検討したい。

3) 複写に伴う著作権の問題は実務段階に入り，各大学と複写権センターとの間に交わすべき契約書の様式について文部省から本委員会に原案の提示があった。本委員会ではすでに基本見解を公表しているが，この中では「個人的複写」の範囲については，国立大学における考え方がまだ明確にはなっていない。なお，文部省の学術情報課では，図書館協議会を通して国立大学の附属図書館及び研究室における複写に関する調査を開始している。

#### (7) 医学教育に関する特別委員会

(吉田委員長)

去る5月25日に委員会を開催し，次の事項について審議を行った。

##### 1) 委員の補充について

委員3名，専門委員2名が退任されたので，廣重（北大），石川（群馬大），武藤（新潟大），岡田（滋賀医科大），森野（熊本大）の5学長に新しく参加していただくことになった。その結果，本委員会は13名の委員と4名の専門委員により構成されることになった。

2) 当日，国立大学医学部附属病院長会議常置委員会の「大学病院における卒後研修のあり

方について」（平成4年12月11日），大学病院問題懇談会の「臨床研修のあり方について」（平成5年2月20日），全国医学部長病院長会議の「わが国の大学医学部（医科大学）白書'93」（平成5年5月）が配付された。このうち白書については，堀（筑波大），斉藤（名大）の両専門委員から詳細にその内容が紹介された。

3) 文部省の遠藤医学教育課長から，「当面する諸問題について」と題して話を伺った。その，主な内容は次のとおりである。

① 卒前教育：大学設置基準の大綱化により，各大学で6年一貫教育を目指して改革が行われているが，そのエネルギーを大切にしたい。

② 卒後教育：研究者への道を歩むもの，専門医（認定医）を目指すもの，高度の臨床専門家を育てるもの等々いろいろなコースのプログラムが用意されているが，仕組みとして，この大学院がどの部分を受け持つのか，おおまかな合意形成が必要ではなからうか。

③ 入学定員の削減：厚生省は「医師の需給問題の検討会」を開くとのことであり，本年度後半の最重要課題となると思われる。

④ 医療法の改正が行われ，特定機能病院の紹介制度が設けられたが，大学附属病院では，検討中でまだ申請したところはない。

⑤ 病院の医療費問題については，「国立大学病院の運営改善検討委員会」（仮称）を発足させる予定である。なお，文部省の調査では，大学間で格差がある。経営的な意識が少なく構造的な面の問題があるのではないか。

⑥ 看護系の学科が増加しつつある。

4) 本委員会は当面，医学系大学院の役割，特定機能病院，医療費問題をとり上げることにした。

## (8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

去る5月14日に委員会を開催した。

1) 文部省の工藤大学課長に出席願い、当面する問題点等について説明があったのち、各大学の教養教育の改革・改善等に対する取り組み状況等について意見交換を行った。

2) 各委員より教養教育改善に対する各大学の取り組みの現状及び進捗状況について報告を受けた。

① 教養部を持つ大学からの報告は、おおよそ次のとおりであった。

○ 教養部を廃止するとともに、教養教育及び専門教育のカリキュラムを改訂した。

○ 教養部の廃止を決定したが、カリキュラムの改訂については検討中である。

○ 教養部を廃止することを決定したが、それに伴う組織及びカリキュラムの改革は検討中である。

○ 教養教育及び専門教育のカリキュラムを検討中である。

○ 教養教育のカリキュラムを改訂し、平成5年度から実施した。しかし、教養部を含めた組織の改革は検討中である。

② 教養部を持たない大学における教養教育の改革も決して容易ではなく、いかにして充実した教養教育を維持するか、組織の改革を含めて検討している。

③ 最後に質疑応答及び討論が行われ「大学教育の改革は必要であるが、教養教育は、決して軽視されるべきではない」という結論が得られた。

## (9) 教員養成制度特別委員会 (将積委員長)

本委員会は、新教育職員免許制度、初任者研

修制度の発足、教員需要の減少等の新たな条件下の諸問題を検討するため、①会員大学における教員就職状況等の調査、②一般学部と教育学部のそれぞれにおける教員養成をめぐる問題状況の調査、③教育委員会における教員需給の実態とこれに対する対応の調査を行う準備を進めている旨、平成4年11月の総会において報告し、この調査への協力方について依頼した。

その後、これらの調査を実施したところ、すべての大学から回答が得られ、現在集計整理中である。

また、教育学部学生の意識調査について17大学(原則として本委員会に所属する委員の大学に依頼)に依頼し、約5,000通にのぼる学生アンケートのデータが得られたので、中間的な報告をする。

その要点は次のとおりである。

1) 教育学部在籍学生の「学部志望」の特徴

① 不本意入学は少ないが、教育学部への強い希望は4割に満たなかった。

② 入学の志望理由に「教員に向いている」は必ずしも多くはなく、「したい勉強ができる」や「合格可能性」「地元」などをあげた者が結構多い。

③ 志望決定の時期の早い者ほど、教育学部志望、教員志望が強い。

④ 併願状況は他の国立教育大学・学部が多いが、低学年ほど、国立一般大学との併願が多い。

2) 教育学部への帰属感

① 「まあ満足している」者を含むと学部満足している者の割合は比較的高い。

② 満足している者の理由は、「友人関係」や「授業」が多いが、不満に感じている者の理由も「授業」が多い。



### 3) 教職への志望

- ① 教職志望の意識をもつ者は、6割強であり、比較的高い。
- ② 教職志望の意識が在学中に変化した者は、志望する方向へ転じた者と志望しない方へ転じた者がいる。志望しない方へ転じた者が実数では多い。

### 4) 教育実習の影響

- ① 教育実習を経験した者については、教職に魅力を感じたり自信を持った者よりも、教職に困難を感じたり自信を失った者の方がわずかに多い。
- ② 上記の変化には、男女差があり、教職に困難を感じたり自信を失った者は、女性の方が多かった。

### 5) 進路の選択

卒業後の進路として教員を志望している者は、6割5分になる。教職を選ぼうとする者には、教職に魅力を感じている者や適性を持っていると考えている者が多い。教員に向いていると考えなくても、教職に魅力があると考えている者の割合は高い。教職を希望しない理由は、適性がないと考えるか、もっと勉強したいので進学したいと考えるからである。

#### (10) 大学院問題特別委員会（武藤委員長）

1) 平成4年7月以来、本委員会において取り組んでいる「国立大学大学院の現状および今後の在り方について」の調査に関し、具体的な検討及び実施を行うため設置した本委員会調査専門委員会を、昨年11月の総会以後、4回にわたって開催し、国立大学教官を対象とするアンケート原案の作成と検討を進めてきた。しかしなお問題点もあり、引き続き検討を行うことにしている。

2) 5月11日に開催した本委員会では、次の点について審議した。

#### ① 次期委員長の選出について

現委員長の高橋岡山大学長が6月13日で任期満了により退官するため、次期委員長の選出について協議し、武藤新潟大学長を選出した。

#### ② 委員の交代について

前回総会以後、任期満了による退官又はその予定の学長委員が3名となったため、専門分野等を勘案し、新たに山田小樽商科大学長、神野福井大学長、及び森野熊本大学長に委員をお願いすることとなった。

なお、専門委員については、委員長の交代を機に交代願うこととし、あらためて新委員の人選について検討することとなった。

#### ③ 国立大学大学院に関するアンケートについて

この件に関し、本委員会と調査専門委員会との合同委員会を開催し、上記のとおりアンケート原案の各項目について、意見交換を行い、引き続き検討を行うこととした。

#### (11) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

前回総会以後は、①関連各方面からのヒアリングによる学習、②「国立大学と生涯学習」という報告書を作成した。

1) 平成4年12月8日は、午前中に報告書の原案草稿について検討する編集小委員会を開き、午後は文部省専門教育課西阪課長補佐（リフレッシュ、リカレント教育について）、新野秋田大学長（国立大学による通信教育について）、小尾放送大学長（放送大学の現状について）から、それぞれヒアリングを行い意見を交換した。

2) 平成5年1月8日に編集小委員会を行い、報告書の内容について検討した。

3) 1月28日に特別委員会を開催し、小黒富山大学長(リカレント教育の富山方式について)、中尾石川島播磨重工技術研修所長(企業における社員教育について)から、それぞれヒアリングを行った。また、報告書の原案の草稿を配付し、各執筆者から概要説明があった。またこの報告書を次回までにまとめ、なるべく早い時期に公表することにした。

4) 3月26日の午後に、まず編集小委員会を、続いて特別委員会を開き、報告書とそれを公表することを委員会として承認した。

## 5. 会長、副会長選出の結果報告

会長代行から、本日昼食時に行われた新理事会において、会長、副会長選出を行った結果、会長には吉川東京大学長、副会長には井村京都大学長及び鈴木神戸大学長が選任された旨の報告があり、新会長、副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

なお、慣例により、今総会の進行はこのまま会長代行がその任に当ることとした。

## 6. 常置委員会委員(大学の代表者)の選任について

会長代行から、次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会委員(大学の代表者)については、地域、大学種別等を考慮の上、副会長と協議し、去る5月4日開催の理事会に諮り「資料10」の常置委員会委員(大学の代表者)候補者名簿(案)のとおり選考した。ついては、この候補者名簿のとおり選任してよろしいかお諮りする。

## 7. 各地区学長会議の状況報告

会長代行から前回総会以後、今総会までの間

に開催された各地区学長会議の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、それぞれ次のとおり報告があった。

### 1) 北海道地区(坂村帯広畜産大学長)

5月24、25の両日開催し、①大学設置基準改正に伴う教育課程、②北海道庁が企画している北海道科学・産業技術振興財団(仮称)、についてそれぞれ意見交換を行った。

### 2) 東北地区(西澤東北大学長)

6月3日に開催し、当面する諸問題として、教養部の改組等について意見交換を行った。

### 3) 近畿地区(鈴木神戸大学長)

5月24日に開催し、国立大学と地域社会の交流について意見交換を行った。

### 4) 中国・四国地区(岡市香川大学長)

6月7、8日の両日開催し、①農場・牧場等の実習、合宿共同事業等による大学間の教育の協力、②地方大学の人材確保のための制度上の優遇措置、③連合大学院の問題点等についてそれぞれ意見交換を行った。

### 5) 九州地区(森野熊本大学長)

5月24、25日の両日開催し、当面する諸問題として、①大学教育カリキュラムの改善、②教養教育の責任体制、③留学生の受け入れ体制、等についてそれぞれ意見交換を行った。

## 8. 入試について

### (1) 第2常置委員会(末松委員長)

平成6年度から実施される高等学校学習指導要領改訂に伴う高等学校新教育課程に対応し、

平成9年度の大学入試から各国立大学では大学入試センター試験の利用科目及び第2次試験に課すべき教科・科目数とその内容を検討する必要から、文部省高等学校課課長補佐から、新高等学校学習指導要領についての改訂の基本方針、新高等学校学習指導要領「総則」の改善の要点等について解説・説明を受け、その対応を協議した。近年、試験科目が減る傾向にあり、そのことによる高校教育の歪みが危惧される等の議論があった。

## (2) 入試改善特別委員会（井村委員長）

5月17日に委員会を開催し、次の事項について審議した。

### 1) 国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等について

昨年11月の総会で承認された「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」については、現在のところ特に変更を要しない旨の確認がなされた。

### 2) 「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果」について

平成4年11月に実施した「アンケート調査」の調査結果について、配付資料を基に概略説明をした。

その調査結果は、本総会で配付している「資料17」のとおりであり、調査票の回収率は100%であった。その主な点は次のとおりである。

#### ○ 平成4年度に「分離分割方式」を採用して入試を実施した学部について

- ① 前・後期の定員配分は、約80：20の割合の学部が最も多かった。
- ② 上記①の採用理由は、「前・後期の試験で異なる選抜尺度による選抜を行い、多様な

資質の入学者を得るため。」が最も多かった。

③ 分離分割方式採用後、前・後期の定員配分の割合を変更したことがあるかについては、78学部があり、うち前期定員を増したのが52学部であった。

④ 分離分割方式で、実施して良かった点としては、「前・後期の試験で異なる選抜尺度を採用しているため、多様な資質をもった入学者があり、学生集団が活性化した。」と「前期合格者の入学手続により、入学者が確実に確保できる。」が同じ位の数で多かった。

⑤ 分離分割方式を実施して問題となっている点は、前・後期2度の入試が負担となっていることで、負担の内容としては「事務処理面」が最も多く、ついで「出題面」と「採点面」が同程度で多かった。

#### ○ 平成4年度に「連続方式」を採用して入試を実施した学部について

① 連続方式の方が良いと考えている理由では、「2回の受験機会が完全に保障されているから」が最も多かった。

② 分離分割方式への移行計画については、148学部のうち、106学部が計画有りと回答している。その年度も平成5年度入試からが最も多かった。

③ 分離分割方式へ移行する場合の前・後期の配分比率は、平均して70：30が最も多かった。

④ 分離分割方式に移行することが困難な理由としては「募集人員の単位毎の人数が少なく（例えば10名以下）、前・後期に分割することが困難である。」が最も多かった。

以上が、調査結果の主な点であるが、委員会

では、(A)連続方式のA・B日程は、できるだけ同規模が良いが現状はA日程へ偏っている。(B)地域によっては、分離分割方式の後期日程の方がよりよい学生が入学する、等様々な意見が出され、また、(C)18歳人口の減少に伴う入試制度の問題点、(D)分離分割方式への統一についての問題点(分割なき分離方式の導入等)等について議論がなされた。

### (3) 大学入試センターからの報告

高橋大学入試センター所長から、概ね次のとおり報告があった。

- 平成5年度大学入試センター試験が無事終了したことに感謝を申し上げる。
- 平成6年度大学入試センター試験は、平成6年1月15日(土)、16日(日)の2日間にわたり実施するが、現在受験案内の作成等その準備を進めているところである。
- 平成6年度大学入学選抜に係る大学入試センター試験を利用する大学は、国立が95大学(全大学・全学部)、公立が46大学(全大学・全学部)、私立が73大学(123学部)の合計214大学である。
- 平成7年度大学入試センター試験の実施日は、平成7年1月14日(土)、15日(日)の2日間と決定した。
- 平成6年度から実施される高等学校学習指導要領の改訂に伴う、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等のあり方については、大学入試センター内に「大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会」を設置し、検討している。なお、この中間まとめについては、本総会で了承が得られたのち公表する考えである。
- 大学入試センター教科専門委員会委員に係

る処遇の改善等については、各大学の配慮をいただき感謝している。これについては、昨年来改善を図ってきたところであるが、新たに講義等の負担軽減のために、非常勤講師手当及び旅費を委員の所属大学に配賦するよう取り計らった。なお、今後とも同委員に対する配慮等についてよろしく願いたい。

ついで、事業部長から、配付資料「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に基づき、概ね次のとおり説明があった。

1) 平成元年3月15日付で告示された新しい高等学校学習指導要領による高等学校での学習が、平成6年度の1年生から学年進行で始まる。

2) このことから、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等を改訂することとし、昨年6月に公表した「基本方針」に基づき、大学、高等学校、教育委員会等の関係者による「大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会」において詳細な検討を行ってきた。

3) 新指導要領においては、多様な教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修ができるよう、教育課程編成に当たって配慮すべきことが重視されている。さらに、総合学科など多様な高等学校の設置が進められ、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な教育課程の編成が今後一層進む状況にある。

4) センター試験は、高等学校教育と大学教育の接点にあることから、双方の多様化に対応する必要がある。この観点に立って、出題教科・科目等については高等学校教育に及ぼす影響に配慮しつつ、同時に、各大学の多様な入学選抜に応ずる資料として十分機能するよう配慮し

た。

5) 具体的には、高等学校の必修科目及び選択必修科目については、すべて出題する。選択科目であっても大学教育につながる部分については出題する。多くの科目が設定されることになるが、高等学校の生徒の興味・関心によって選択できるよう科目設定されている。このことから科目の独立性というものを尊重しなければならないということから、6教科31科目という大幅な増をしている。

その中で新しく考えたのは2点あり、1つは外国語である。現在は欧米語だけの出題だが、高等学校の履修状況を見ると中国語はドイツ語、フランス語より多い。また、アジアの言語が出題されていなかったという現実の問題を踏まえ、中国語を新たに出題科目とするものである。もう1つは、職業科等を中心とする専門教育についてである。特に「農業」「工業」「商業」等の教科において、いずれも情報に関する教育が重視されてくることから、これらを共通的な出題として、専門教育科目をまとめて「情報関係基礎」を新たに出題科目とするものである。

外国語の教育課程編成方針の中で、コミュニケーション能力の育成が重視されていることから、従来実施していなかった「聞く」ことについての検討を行ってきたが、その結論としてリスニング・テストを実施することが望ましい、ということはこの中間まとめでは踏み込んで述べている。ただ、現行のセンター試験が各大学の試験場設定で、8,400という試験室を設定しているが、それぞれ条件の異なる試験室で果たして公平な試験が実施可能かどうか問題がある。また、設備面でもどのような設備があれば実施できるのか、ということや問題作成側においても音声を使用してテストを実施するわけで、そ

の音声の媒体であるテープを試験室に見合うだけ配付し、あるいはダビングの際のチェックができるのか等技術的な問題をもかかえているが、今後検討し問題解決ができれば実施することが望ましいとの判断に至ったものである。

(以下、出題教科・科目についての説明)

以上の概要説明ののち、概ね次のような質疑応答並びに意見交換が行われた。

○ 6教科となっているが、「地理歴史」「公民」をみると、これを現行の「社会」と考えるなら5教科と言えらるう。

国大協が大部分の大学で現行の5教科を守ってきたのは、高校の教科・科目を履修させるのに大変力があつたのではないだろうか。最近の高校生は試験の科目に合わせて勉強する傾向があるので、教科科目を減らすと勉強する教科科目が偏在することとなり、今まで評価されてきた高等学校教育を崩壊させる心配がある。したがって、大学側がどのような教科を課すかは、慎重に対応する必要がある。

○ 教科には2つの側面がある。1つは、大学が出題科目数を減らせば、高校生はそれに合わせて勉強するようになり、そのことが高等学校教育を困難なものにしてしまう。もう1つは、大学に入学した者の知識が偏りがちで、これで、大学教育が果たしてできるのか、とい疑問がある。

○ 理科のグループ分けについてであるが、たとえば「物理」と「生物」の受験を可能にできないか。

○ 「物理」と「生物」の両方を受験した者が少なく、受験生約11万人中、約1,600人である。一方、試験日程を3日間とすることには無理があり、現行の2時間・8コマでの日程で実

施せざるを得ないので、止むを得ず「物理」と「生物」を一つのグループにした。

- 「理科」の科目でⅠAとⅠBでは、その内容水準が異なっていることを十分認識する必要がある。

ついで、会長代行から次のような発言があった。

入試の教科・科目は高校教育、及び入学後の大学教育にも影響を与えるものであり、各大学でぜひ十分に検討していただきたい。なお、明日も時間があればご意見を伺うことにしたい。

#### (4) 第2常置委員会・入試改善特別委員会合同委員会

井村入試改善特別委員会委員長から、次のような報告があった。

5月17日の合同委員会で先に報告した「アンケート調査結果」を踏まえて入試制度の改善方法を検討した。現状では連続方式のB日程が激減し、連続方式が機能しなくなってきつつあるので、分離分割方式への統合を考え、そのための条件整備について、①募集単位の小さい学科・課程の「分割なき分離」の承認、②2回試験を行うことの困難な単科大学等の例外措置等が検討の俎上に上っている。

以上の報告について、概ね次のような意見の交換があった。

- 本学は、種々検討した上、連続方式のB日程で実施しているが、不満はなく、分離分割へ移行するには困難がある。
- 本学でもB日程であるが、受験者数も多く、その成績もよい。しかし、現行の分離・分割方式の場合、後期日程試験では、その合格発表まで日程的に短かすぎる。これが考慮され

るなら分離分割方式に移ることは可能であろう。

- 現行の後期日程試験では採点日数が少ない。今後検討を要する問題である。
- 連続方式と分離分割方式を併用しているときはよいが、分離分割方式に一本化するときには、試験日程の延長問題を解決しておく必要がある。
- 前期試験合格者の追加合格者の発表時期を現行より早めにする等検討すべきではないか。それは、前期日程試験合格者の入学辞退者が多く、現行の追加合格者発表時期では、追加合格にふさわしい成績の者がすでに私立大学等への入学手続を行った後になってしまう。そのため、前期日程試験合格者と追加合格者との成績は、かなり開いてしまう。

ついで会長代行から、入試制度の改善について次のような発言があり、了承された。

連続方式が少なくなったので、なんらかのかたちで分離分割方式に統合していき、平成9年度入試から実施することを基本的方向に決めていきたい。それに向けてたとえば定員の少ない学科あるいは単科大学で試験を何度も実施することが困難なところ、あるいは後期日程試験をゆっくり実施できないか等について検討を行い結論を出したい。

#### (5) 平成7年度の入学者選抜第2次試験について

会長代行から、平成7年度の入試は現行の「連続方式・分離分割方式併存制」を平成6年度に引き続き実施する方針をご承認願いたい旨述べられ、承認された。

以上をもって第1日の議事を終了した。

## 第92回総会（第2日）

日 時 平成5年6月16日(水) 13:30~16:00  
場 所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学長

議事に先立ち井村会長代行から、代理出席の、東京芸術大学の坂本芸術資料館長の紹介があった。

### 1. 各常置委員会の委員長選出結果について

会長代行から、本日午前中に開催された各常置委員会において、委員長の互選が行われた結果、次のとおり新委員長が選出された旨報告があった。

#### 第1常置委員会

金森順次郎大阪大学長(再任)

#### 第2常置委員会

末松 安晴東京工業大学長(再任)

#### 第3常置委員会

佐々木慎一豊橋技術科学大学長(再任)

#### 第4常置委員会

阪上 信次東京農工大学長(再任)

#### 第5常置委員会

角田 稔電気通信大学長(再任)

#### 第6常置委員会

廣重 力北海道大学長(再任)

### 2. 監事の選任について

会長代行から、監事2名の選任については、昨日の理事会で山本肇東京医科歯科大学長(再任)及び堀川清司埼玉大学長を候補者としたので、お認め願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

### 3. 各常置委員会報告

会長代行から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について、各委員長から報告願いたい旨述べられた。

各常置委員会からの報告の概要は次のとおりである。

#### (1) 第1常置委員会(金森委員長)

授業料問題を意識して、国立大学の存在理由等諸問題について討論した。これについては後程述べたい。

#### (2) 第2常置委員会(末松委員長)

平成9年度からの大学入試センター試験出題教科目中、国立大学として課すべき教科・科目について、議論し、昨日入試センターから説明があった「平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等についての中間まとめ」に対して、国立大学協会としての意見をまとめることとし、そのためにアンケート調査をお願いすることになった。

#### (3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

食堂、教室、宿舎等学生に対する施設・設備は、かなり貧弱であり、これらを整備・充実するために積極的に予算要求を行うよう各大学長にお願いしたい。また、これらのことを検討するために、8名で構成される小委員会を設けた。

#### (4) 第4常置委員会(阪上委員長)

今後の審議事項について検討したが、次のような状況について各学長の理解を得たい。

教室系技術職員の専門行政職俸給表適用への

移行については、国立大学協会として、10年位前から教室系技術職員を対象に技術専門職俸給表を設け適用するよう提言し、今日に至っている。その過程において、人事院が、専門行政職俸給表を設置したが、適用したのは航空管制官、防疫官等限定した専門性の高い職で、国大協からの提言による教室系技術職員は適用されていないのが現状である。教室系技術職員の職務の内容は、非常に広範多岐になっており、一挙に適用するのは難しい状況となっている。このことについて、国大協としては、まず、組織化を図ることにより、教室系技術職員という位置づけを確立することが第一段階であるとの考え方から方針を出し、現在約52%が組織化されている。

本委員会としては、専門行政職俸給表適用への移行問題について具体的に検討することとなっているが、アンケートの結果等により現状についてご理解いただくとともに、この問題については、専門行政職適用に限らず、教室系技術職員及び研究支援職員の資質の向上、待遇の改善という観点からも、検討が必要であろうと考えている。

#### (5) 第5常置委員会（角田委員長）

アジア太平洋大学交流（UMAP）会議、日米及び日豪大学間交流について検討したが、特に比較的短期の学生交流促進について、議論した。3～4か月程度の期間の学生交流については、今後益々増加していくと考えられるが、これらの者は留学生として扱われないため、種々問題が生じる可能性がある。国大協から文部省あてに留学生として取り扱うよう提言してはどうかとの意見があった。

また、UMAP 会議が大阪で来年開催されることに伴い、国立大学から5名、公私立大学か

ら各3名、大阪大学から3名の委員で構成される組織委員会を設けることにした。

その他、国際交流に関して意見交換があった。

#### (6) 第6常置委員会（廣重委員長）

委員が若干名交代したので、これまでの活動経緯について説明し、今後の方針について議論した。

本委員会としては、国立大学が抱える問題点の財政面からの緊急課題、特に授業料問題及び施設・設備充実に対する共通認識を持ちコンセンサスを得て、その内容を強力に主張していく立場をとることが同意された。

### 4. 当面の諸問題について

会長代行から、国立大学の在り方、授業料の問題及び入試問題を取り上げて議論していただきたい旨述べられた後、次のような意見交換があった。

#### (1) 国立大学の在り方並びに授業料問題について

○ 第1常置委員会としては、「21世紀における国立大学の在り方について」を今後も基本テーマとして審議していくこととしている。基本認識として、将来社会への人材供給という観点から、高等教育の公共性を強調していく必要があると考えているが、これが国立大学特有のものではなく、この点について私立大学との区別は難しいであろうという意見もある。しかし、現実として私立大学は、高等教育の公共性については国立大学を目標としており、その意味でも国立大学の存在意義が考えられる。

授業料については、受益者負担との考え方があるが、受益者は、直接教育を受ける学生



ではなく、国民及び社会であるとの観点に立てば、授業料は、低く抑えられるべきであろう。

国立大学は、その機能面からいろいろな方向が考えられるが、リサーチユニバーシティ、地域に根ざした大学及び社会のニーズに応える機能的な大学の三つの方向が考えられる。それぞれの大学がいろいろな方向を考えながら個々の国立大学の存在理由を明らかにしていくことができるであろう。

国立大学の意義として、研究及び人材供給に対する貢献については、従来大きな実績をあげているが、国立大学の収容力が現在全学生の約20%程度であり、教育の機会均等を強調することができるのかという、問題提起もあった。

- 本来であれば、国が高等教育全体をカバーすべきであると考えるが、事実上出来ておらず、私立大学が大部分を請け負っている。知的公共財の生産の場として国が本来の役割を果たしていない部分を補うためにも、国立大学の授業料を値上げすべきではない。
  - 公共性は、高等教育全体に必要であるが、その中で、特に国立大学は規範となるべき任務があると思う。教育の機会均等については、所得階層あるいは地域に関して機会均等であるということであり、学力の有無に関してではないということを念頭におくべきである。
  - 将来、社会が要求する様々な分野の人材を育成していくことが国立大学に求められている。私立大学と違って国立大学は、経済性を無視して公共性という立場から教育することを一つの目標にしてもいいのではないか。
  - 国立大学の果たすべき役割は、研究を含めて国の高等教育の基盤的な部分であろうと考
- えている。この基盤の揺らぐことは由々しいことである。
- 研究と教育の両面を強調していくことが必要ではないか。研究については、国立大学は、十分な実績があり、また、研究経費は授業料だけではまかなえないという点がある。これらをふまえ公共性を主張する際には、研究の次元を取り入れるべきだと思う。
  - 国立大学の理念を整理していくと、当然授業料は低廉であるべきで、無料であるべきであるという意見もある。過去、授業料は、隔年毎に値上げされており、今後の動向を心配しているが、国立大学の授業料は、出来るだけ低廉に維持することを国大協の合意としてよいかどうか。  
また、授業料に学部格差を設けてよいかということも問題であり、医学・歯学が狙われているが、これらの分野は修業年限が長く、卒業後も研修医等で収入が無い状態が続き、このような状況で授業料を値上げすることは、今後の人材育成に大きな影響を及ぼすことが考えられる。学部格差が導入されると、今後、理工系全般に及ぶことが考えられ、日本の将来に関して大変大きな問題となろう。このような点をふまえ、今後我々が授業料値上げにどのように対処していくか、ご意見をききたい。
  - 医学系に授業料格差を設けようとする理由の一つに、医師の高所得が予想されているとすれば、現状の数字を具体的に示していけばよいのではないか。開業医と勤務医の比率は、国立と私立では顕著に違い、国立大学出身者で開業医の比率は特に低く、従って総体的に高所得とはいえないと思う。
  - これからの大学は、ますます学部を超えた

教育が必要であろうと思われるし、大学を超えた教育も必要となろう。もし、学部別に授業料格差が設けられたら、これらの教育を阻害することとなり、今後の大学の在り方を考える場合問題である。

- 当面の問題としては、国立大学と私立大学の違い、受益者負担等理念的な検討はさておき、ストレートにせまるべきであろう。医学系の授業料の値上げを阻止することが今回の第一の目標であり、経済的に恵まれないゆえに、医学系の教育を受けることが出来なくなることは問題であると具体例をあげて訴えるべきである。
- 医学部の半分は基礎医学の講座であり、現在、医学部出身の90%が臨床を指向し、基礎への志望者獲得に苦慮している。授業料格差が設けられたら、益々基礎への志望者が減る等、危機的な状況となろう。

以上の意見交換ののち、会長代行から次のように述べられ、これが了承された。

授業料をなるべく低廉にすること及び学部間格差に反対することは、本総会で基本的に合意されたと考える。ただ、国大協としての意見を発表する時期、内容等について、正副会長と第6常置委員会委員長と相談の上、できれば来年度予算案審議前に発表することとしたい。

## (2) 研究施設・設備、研究支援体制について

- 施設・設備については、本年の補正予算でかなりの額がつくこととなったが、過去10数年間マイナスシーリングとして取り扱われていたこともあり、なお、貧困状態は解消していない。
- 施設・設備充実の方策については、第6常

置委員会の中の専門家のグループで、基本的な10年計画のデザインをシミュレーションし、これをベースにして議論した後、対策を考えたい。

- 先日、学術会議が、理工系の実験室の施設・設備の点検を行い、大変危険な状態であるとの報告が出されている。このことは、実験室の狭隘の問題も指摘されているが、各大学の自己点検評価の報告を見ても、考朽化・狭隘化に触れており、これらの施設の基準面積を基本的に見直しすることが必要ではないか。現在の研究の状況を踏まえた、施設の基準面積の見直しを文部省に対して国大協が要望することが重要であると考えている。
- 国大協として、施設・設備、研究支援体制の充実については、今年も引き続き要望していく必要がある。

## (3) 博士課程の授業料の廃止について

〔国立大学の授業料のあり方〕(案)の提案(4)

- 博士課程を日本の学問の将来を支える人材を養成する知的公共財育成の場として明確化すれば、当然、国として保持していくために、授業料の廃止をしてもよいのではないか。
- 文教政策として重要であり、僅かな予算のことでもあるので要求した方がよい。
- 奨学金の返還免除期間の拡大も要望したい。
- 授業料値上げ阻止を主目標とする現段階では、博士課程の授業料廃止は次の目標にした方がよいと思う。
- 特別研究員の枠を広げることも、一つの解決方法であろう。

以上の意見交換ののち、会長代行から次のよ

うに述べられ、これが了承された。

今回は、授業料値上げの反対に集中することとして、大学院博士課程の授業料廃止については、しばらく保留し、第6常置委員会及び大学院問題特別委員会において引き続き検討を行っていただきたい。

#### (4) 平成9年度からの入試科目について

- 平成6年度から高等学校の教科・科目が変更されることに伴い、平成9年度からの入試センター試験の出題教科・科目も変更され、各大学の2次試験も教科・科目を変更しなければならなくなる。この問題については、運用を誤れば入試に混乱が生じる可能性もあり、国大協としての意見をアンケートによりまとめる必要があると考える。
- 高等教育の基盤たるべき国立大学は、試験教科・科目数を減らす等私立大学に追随するようなことは止めたほうがよい。
- 高等学校の教育を多様化することは良いことだが、その到達度まで多様化する必要があるのか。
- 高等学校の現状を踏まえた形での入試を行うことが、大学側の対応の仕方であらう。
- 大学と高等学校の接点が入学試験であり、大学における高等教育の在り方については、入試を通して中等教育に高等教育からフィードバックされていくこととなろう。国立大学

が必要能力を備えた学生を選抜する上で問題となる点を整理してアンケートしてほしい。

以上の意見交換ののち、会長代行から次のように述べられ、これが了承された。

国大協としての意見をとりまとめるために各大学あて発送するアンケートについては、第2常置委員会において各大学が回答しやすいよう整理願いたい。各大学からの回答を集計した後、第2常置委員会と入試改善特別委員会との合同会議で内容について検討し、10月末日までに意見をまとめた。

#### 5. 第93回総会の日時・場所について

会長代行から、次回総会は平成5年11月17日、18日の両日、事務連絡会議は11月19日に開催する旨述べられ、了承された。

#### 6. 退任学長に対する謝辞

会長代行から、次回総会までに退任予定の次の4名の学長に対し謝意が述べられた後、各学長から退任の挨拶があった。

小野 朝男学長（和歌山大学）

迎 静雄学長（九州工業大学）

末松 安晴学長（東京工業大学）

後藤 稔学長（奈良教育大学）

以上をもって第92回総会を閉会した。

## 第59回事務連絡会議

日時 平成5年6月18日(金) 10:00~14:20

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 森副所長

(文部省) 工藤大学課長, 遠藤医学教育課長, 寺脇職業教育課長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり、吉川会長から概ね次のような挨拶があった。

今総会において新しく会長に就任した。よろしくお願ひ申し上げる。

今回の春の定例総会は、昨日と一昨日の両日開催し、無事終了することができた。その議事内容の詳細については、後刻事務局長から報告があると思うが、一言申し述べたい。

国立大学は多くの問題をかかえており、総会では、学部別授業料の問題、入試の問題などのほか、多様な問題について真剣な討議が行われた。それらの多くの学長の発言を伺って印象深かったのは、授業料の問題にしても、入試の問題にしても、いま世の中から問われているのは、結局、国立大学のあり方ということであり、世の中が急速に変っていく中で、改めて国立大学の意義と使命を社会的に明らかにしていく必要があるのではないかということであった。

それにしても、わが国は、諸外国から顔がみえない国であるといわれているが、今日のように国際化した時代にあっては、わが国も外に向かって明確な一つの顔をもつということが大事なことと思う。このことは、国大協という一つの団体についてもいえることである。大学問題が過去においてそれほど社会の関心を集めることがなかった頃とは違い、昨今のように教育や基礎研究の重要性についての認識が高まり、大学の存在が注目を集めるようになると、98大学

のパワーをもつ国大協が一つの顔をもつことが、わが国の大学の教育、研究の将来にとって非常に重要なことであると思う。同じことは又個々の大学についてもいえるのではないか。一つの顔をもった大学として学内をまとめていくには、教官の努力だけでは足りず、事務局長はじめ事務局各位のお力添えが不可欠である。何卒よろしくお願ひ申し上げる。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

### I 総会状況報告

#### 1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第92回総会会務報告」等に基づき、今総会において会長代行(井村京都大学長)から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

##### (1) 要望書の提出について

昨年11月の総会であらかじめご了承を得たとおり要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、去る12月4日、廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

## (2) 外国大学長の招致について

平成4年度の外国大学長招致事業として、イタリヤ国大学長を招くことになり、同国の3大学学長が1月29日に来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、東京工業大学、上智大学、京都大学を訪問視察し、2月7日帰国された。なお、2月4日には3学長を迎えて国大協主催の懇談会を開催した。

## (3) 平成5年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、昨年12月18日、有馬会長、井村副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の坂元事務次官、遠山高等教育局長、長谷川学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

## (4) 特別会計制度協議会の開催について

去る5月6日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度補正予算及び平成6年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、「新社会資本」の内容、地方公共団体との協力、特別研究員枠の拡大、病院の医療費問題、臨床系大学院学生と臨床研修医をめぐる問題等について種々意見の交換を行った。

## (5) 育英奨学制度に関する調査研究会のヒアリングについて

文部省高等教育局長から、育英奨学制度の在り方について、5月24日の調査研究会に意見発表者の出席依頼があったので、第3常置委員会と協議し、同委員会委員の久々宮東京商船大学長及び専門委員の内藤教授（東京工業大学教務部長）に出席をお願いし、意見を述べていただいた。

## (6) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

① 全大教からの申し入れにより、去る12月9日、平間事務局長が全大教の石井副委員長ほか数名と国立大学の平成5年度概算要求、定員増、待遇改善等について懇談した。

② 同じく、去る1月25日、3月3日及び4月28日に、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の石井副委員長ほか数名と技術職員問題、教務職員問題について懇談した。

## 2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

### (1) 「平成4年度国立大学協会歳入歳出決算」について（「資料7」）

事務局長から説明があったのち、山本監事から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

### (2) 「平成5年度国立大学協会歳入歳出予算」について（「資料8」）

事務局長から説明があったのち、会長代行から、本案については、3月10日の理事会で承認を得ているが、会則により総会の承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

### (3) 理事の選任について

会長代行から、理事の選任について、各地区ごとに互選された理事候補者（「資料9」）について諮られ、異議なく承認された。

### (4) 会長、副会長の選任について

総会第1日目の昼休みに開催された新理事会において互選を行った結果、会長及び副会長を次のとおり決定した。

会 長 吉川 弘之（東京大学長）

副会長 井村 裕夫(京都大学長)

副会長 鈴木 正裕(神戸大学長)

(5) 常置委員会委員(大学の代表者)の選任について

別紙「資料10」のとおり新委員が決定した。

(6) 常置委員会委員長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選を行った結果、全員再任され、委員長が次のとおり決定された。

第1常置委員会 金森大阪大学長

第2常置委員会 末松東京工業大学長

第3常置委員会 佐々木豊橋技術科学大学長

第4常置委員会 阪上東京農工大学長

第5常置委員会 角田電気通信大学長

第6常置委員会 廣重北海道大学長

(7) 監事の選任について

山本東京医科歯科大学長(再任)及び堀川埼玉大学長が監事に選任された。

(8) 各委員会の委員長報告と協議について

総会第1日目に、前総会以降の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について各委員長から報告があり、総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長から報告があった。それらの報告事項は次のようである。なお、入試関係については別議題とされ、第2常置委員会及び入試改善特別委員会については「各委員会報告」とは別に協議が行われた。

1) 第1常置委員会

21世紀に向けての国立大学の在り方

2) 第3常置委員会

①育英奨学制度、②就職協定、③学生厚生補導の在り方

3) 第4常置委員会

①教官等の待遇改善に関する要望書、②教

室系技術職員の組織化と研修に関するアンケート結果、③教務職員に関するアンケート

4) 第5常置委員会

①豪州の大学との交流計画、②UMAP-JAPAN '94 開催計画

5) 第6常置委員会

①国立大学の授業料のあり方、②施設・設備の充実

6) 学術情報特別委員会

①学術審議会答申、②複写に関する著作権問題、③学術情報システムの整備

7) 医学教育に関する特別委員会

①医療法改正の問題点、②病院医療費問題、③看護系学科新設

8) 教養教育に関する特別委員会

教養教育改革の取り組み状況

9) 教員養成制度特別委員会

大学における教員養成の危機的状況に関するアンケート及び学生の教職への意識調査の実施

10) 大学院問題特別委員会

「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査案の作成

11) 生涯学習特別委員会

①関係者のヒアリング、②「国立大学と生涯学習」報告書作成

(9) 各地区学長会議の状況報告

前総会以後総会までの間に開催された各地区学長会議における協議の模様について、各地区世語大学長よりそれぞれ報告があった。

(10) 入試問題について

初めに、末松第2常置委員会委員長から、第2常置委員会では、主として、平成6年度からの高校学習指導要領改訂に伴う入試対応について審議したほか、入試改善特別委員会と合同に

より、今後の入学者選抜についてのあり方について協議した旨報告があった。

ついで、井村入試改善特別委員会委員長から、①平成7年度入学者選抜の基本方針について審議し、平成7年度も平成6年度に引続き「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことを総会に提案することとしたこと、②「第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」結果の報告、及び調査結果を踏まえて第2常置委員会と合同で協議した、今後の大学入学者選抜のあり方についての審議の模様について報告があった。

このほか、大学入試センターより、大学入試センター試験に関する事項等について説明があった。

#### (1) 当面する諸問題について

総会第1日目午後及び第2日目午後、国立大学の当面する諸問題について、①入試問題について、②21世紀における国立大学のあり方について、③授業料の問題、等について意見交換が行われた。

その結果、入試問題については、平成9年度からの教科・科目について各大学にアンケート調査すること、並びに入試制度改善のため、分離分割方式へ統合する方向で検討することが了承され、授業料については、なるべく低廉にすること及び学部別格差に反対することが合意され、国大協として意見を発表する時期は会長・副会長、第6常置委員長に一任することが了承された。

以上で第92回総会の全日程を終えた。

以上をもって、平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

## II 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センターの森副所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について、配付資料をもとに説明があった。

### ○ 平成6年度大学入学者選抜実施要項について

主な改正点：①期日の変更に伴う日程の整理（試験日は平成6年1月15日(土)、16日(日)）、②調査書の健康の状況欄から「色覚」についての部分を削除、③別紙様式2の入学者選抜方法等について、一般選抜と特別選抜に様式を別にした。

### ○ 平成6年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項及び受験案内の主な改正事項

主な改正点：①試験期日、検定料納付期間、出願期間、等諸日程を整理、②文部省が高等学校と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を追加、③検定料の額を変更、④試験地区区分について、神奈川県横浜市南区、座間市を東京都へ編入、⑤再試験の追試験がない旨明記、⑥試験時間中の注意事項に「そろばん」、「電卓」が使用できない旨明記、⑦電話による大学入試センター試験に関する問合せは、原則として志願者本人に限る旨明記

### ○ 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する大学

・新規利用公立大学5大学7学部、既に利用している私立大学のうち新たに他の学部で利用するのが8大学11学部、新たに利用する私立大学が17大学27学部（平成6年度国立95大学、公立46大学、私立73大学123学部、計214大学）

### ○ 平成6年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程

①説明協議会：高等学校関係者を対象に7月7日～15日、全国7地区で開催

②連絡協議会：大学入試センター試験を利用する国公立大学の入試担当者を対象に8月17日～26日、全国7地区で開催

○平成7年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験について

①試験日は平成7年1月14日(土)、15日(日)に決定

②出題教科・科目は変更なし

○「平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等について—中間まとめ—」について

出題教科・科目を現行5教科18科目から6教科31科目に増やすこととし、そのうち、外国語について「中国語」を、専門教育科目について「情報関係基礎」をそれぞれ新たに出題することとした。今後、「中間まとめ」について各方面の意見をきき、それを参考にさらに詳細な検討を行い、平成6年夏までには最終的な結論を得る予定である。

○大学入試センター教科専門委員会委員の処遇等の改善について

大学入試センター教科専門委員会委員派遣の協力経費として、委員が所属する国立大学に非常勤講師手当及び非常勤講師派遣旅費が示達された。

つぎに、財団法人教職員生涯福祉財団の白石総務部長から、「教職員の生涯生活設計に関わる意識調査と実態及びニーズに関するアンケート調査」について、国・公・私立各大学の現職教職員及び退職教職員を対象に行いたいが、国立

大学については、10大学程度にお願いしたいので、その節はご協力いただきたい旨依頼があった。

### III 文部省からの連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のよう  
な説明があった。

工藤大学課長

○（ヒアリングについて）文部省で行う第1班のヒアリングについては、定められた時間内に簡潔にお願いし、また、提出資料の様式を変更したので、これに沿って中・長期的視野からみた課題、教育・研究面での目新しい成果なども伺いたい。

○（教育設備特別整備費について）今年度新規に予算措置した22億円の教育設備特別整備費については、教育面等の改善状況の調査表に基づいて配分することにした。

○（予算の執行について）学長裁量経費については、本来の趣旨に沿い有効な執行をお願いしたい。また、当校費については、そのアップ分や欠員教官分の有効活用にご工夫願いたい。高度化推進経費については、当面、博士課程を置くところを中心としているが、修士課程についてもある程度利用できるもので、この経費の措置が生かされるようお考えいただきたい。なお、ティーチングアシスタントについては高度化推進経費の中で措置しているが、他の学内予算で措置することも可能である。いずれにしても学内の予算執行についてはメリハリのある有効な執行をお願いしたい。

○（教養改革について）教養改革についてのご相談を受けることが多いが、教養改革の検討をすすめるにあたってはカリキュラムな



ど制度の改革だけでなく、理念についても議論を高めていただきたい。学生が母校に誇りと自信をもって社会に巣立ち、社会からも評価される人材をどう養成するか、ということが教養改革の根底にあってしかるべきであり、単に科目の衣替えや選択の幅を広げることにとまらず、この基本を押さえて教養改革をすすめるよう目配りをお願いしたい。

- （情報発進と味方づくり） 大学の現状は社会一般にあまり知られていないばかりでなく、国立大学に対する冷やかな見方が一部に存在する。大学は、大学としての努力や実績を地域を含めて社会から評価してもらえるよう日頃から情報を発進し、PRに努め味方をつくるようにしていただきたい。
- （サービスの向上について） 国立大学にかぎらないが、ややもすると、公務員のサービスに批判がないではない。国立大学として、常々外部の方々に対するサービスの向上に心がけていただきたい。
- （自己点検・評価について） 自己点検・評価については、教育研究活動の業績を報告書としてまとめることが目的ではないので業績について点検・評価し、それを教育研究の改善に繋げていき、さらにレビューするという絶えざる努力をお願いしたい。なお、報告書に「白書」という名称は閣議了解があるので使用しないほしい。
- （文部省への研修生の派遣について） 各大学から文部省へ派遣される研修生について、最近、研修期間終了後引続き本省で勤務する希望が減る傾向がある。全国的な視野から相応しい人材の発掘と派遣についてご配慮いただきたい。
- （人事異動等に伴う挨拶について） 人事

異動の際、文部省に挨拶にみえる方が多いが、旅費も窮屈な折でもあり、わざわざお越しいただくことはご遠慮願うよう周知をお願いしたい。

- （学内の連絡体制について） 各大学から種々ご相談を受けるが、中には同じ大学から同じような案件でバラバラにご相談にいられることもある。各大学では、学内の連絡体制について、事務局と教官間、及び事務局の中の縦の連絡も含めてご配慮いただけるようお願いしたい。

#### 遠藤医学教育課長

- 国立大学附属病院の運営の改善について  
平成4年度末に多くの国立大学病院で医療費未払い問題が起こった。このような問題が起こったのは、予算が単年度かつ前年度実績という制約がある中で、インターフェロン等の高額の高額の問題、MRSA感染防止の問題、薬価の問題、等々といった事情もあったことではあろうが、病院の運営にも問題があったためと思う。今のままの運営が続くと、平成5年度末には赤字が前年度以上に拡大するおそれがある。国立大学病院では、ここ何年か収入が減少していることを反映して、予算額も全体に伸び悩んでいるが、このような状態が慢性化し大学病院がもっている本来の機能を十分に発揮できなくなるようなことがあってはならない。それぞれ事情はあることではあろうが、極力収入の確保と同時に支出を抑制し、病院経営の改善にご努力いただきたい。
- また、看護学科の4年制化に当たっては内容を十分整えていただきたい。

寺脇職業教育課長

○ 高等学校の総合学科について

中学校では、今年度4月から新しい学習指導要領が実施され、これに合わせて教育課程に選択科目を大幅に導入した。また、学習指導要録も改正し、たとえば生徒の能力について、単に学力だけでなく、多面的な能力の掌握を求めている。さらに、その線上に立って教育の場から一切の業者テストを排除することも含めて偏差値による進路指導をしないよう各都道府県教育委員会を通して中学校へお願いしている。また、これと合わせて、高校側に対し、高校の入試改革と特色ある高校づくりをお願いしている。特色ある高校づくりとは、特色あるカリキュラムをもった高校づくりということであり、このため、本年4月から学校教育法施行規則を改正し、他の高校及び専修学校で修得した単位を自校の

単位として認めるほか、検定等の技能審査の成果についても単位として認める途を開いた。また、これまで定時制・通信制課程について制度化されていた学年区分によらない単位制を全日制についても可能となるよう改めた。このように、既存の普通科、職業科の高校にも改革を促すとともに、従来の普通科と職業科とを総合するような新たな学科として、「総合学科」を来年4月から制度化する。これの設置を各都道府県にお願いし、今後高校教育体制を普通科、職業科及び総合学科の三本建てとしてすすめていきたい。

以上のような中学校、高等学校の改革は、大学教育のあり方、大学入学者選抜に深く関わっているため、そのことを念頭において大学行政に対応していただきたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 第1 常置委員会

日時 平成5年6月16日(水) 10:00~11:40

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 金森委員長

清水, 西澤, 坪井, 石川, 太田, 武藤, 花輪, 内田, 長倉, 小黒, 武村,  
尾上, 武田, 岡市, 木下, 早坂各委員  
田中, 天野, 糟谷各専門委員

議事に先立ち、金森前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長司会のもとに各委員の自己紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

金森座長より、次のように諮られた。

委員長の選出については、国立大学協会会則第24条「委員長は、委員会において委員の互選により定める」によって、慣例に従い、委員による投票を行い決めていただきたい。

以上が了承され、直ちに投票が行われた。

その結果、金森委員(大阪大学長)が再任された。

### 2. 委員会の審議事項について

初めに金森委員長より、これまでの審議経過について概略説明があり、今後も引続き「二十一世紀に向けての国立大学の在り方」を議題として審議を進めることが了承されたのち、今後の審議で取り上げるべき問題点について、概ね次のような意見交換があった。

○ 国立大学の任務は、将来社会のニーズに応えられる人材の養成であり、こうした前提に立って授業料の問題と並行して、国が財政的支援を行う必要がある。また、教官の待遇、施設及び定員削減等の問題も同時に検討しなければ事態は解決しない。

○ 学術研究の重点化が最近の大きな流れとなっているが、限られた財政の枠の中で重点化を行うためには、その配分が問題となる。重点化の対象を学部、学科あるいはグループといった単位でとらえるのか、一つの大学を単位としてとらえるのかという議論がある。大学を分類し、例えば、リサーチユニバーシティを重点化の対象とするという方向に走るのは、危険なことではないか。グループ単位でも国際的に大変ユニークな存在のものもあり、その育成という点からも、もっと小さい単位を含めて重点化を進めるという方向でなければいけないのではないか。

○ 私立大学を気にしすぎて国立大学独自の立場、本来の任務を忘れていないか。もう一度原点に戻って、組織、研究体制、入試制度、授業料等について考え直した方が良いのではないか。

○ 国立大学と私立大学という対立した形で国全体の教育問題をとらえない方が良いと思われる。高等教育の公共性を一般的に認識してもらうことが、第一の基本であり、そのためキャンペーンをもっとやらなくてはいけないと感じている。

○ 権力から離れて社会の在り方を含め将来を考える知的独立性を持つ組織が存在するということは、社会にとって重要であり健全なことである。この点を含めて、人材養成だけで

なく、国は大学自身の公共性をサポートしていくべきである。

- 国立大学は、研究、人材養成の点では十分な役割を果たしているが、教育機会の開放という点では、他の先進諸国の大学と違い、全体の入学定員に占める割合が低く、入試が難しいという閉鎖的なところがあり、公共性を持っているという主張が通りにくい。この問題をどう改善していくかが、国立大学にとって重要なことである。
- 短期の社会的ニーズから見た場合、特に地方大学では基礎的なものは疎外され、新しい学部を設置する場合にも現代的なもの、現在直接役に立つものが認められやすいという傾向にあるが、現実ベースに乗らない基礎的な

ものこそ、国立地方大学が充実したいことだ。短期の社会的ニーズからではなく、本質的なところで大学の在り方を考えていくべきではないか。

- 国立大学全体として、ある傾向に倣うのではなく、個々の大学のアイデンティティとは何かを考え、それを文部省も尊重することでもっと多様化していかなければならないのではないか。

以上の意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日の意見を小委員会で整理し、今後の検討を進めることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2 常置委員会

日 時 平成5年5月17日(月) 13:00~14:00

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 末松委員長

荒川、山田、福士、伊藤、吉田、太田、宮地、青野、武村、巽、佐藤、田中、入野、福西、松浦、池田各委員  
金子、猪岡各委員

(文部省) 大学入試室錦戸企画係長、同鳥居調査指導係長

末松委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 平成6年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため本委員会として例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、これの平成6年度版を作成のうえ各大学に送付することにし

たい。ついては、配付の原案についてご審議いただきたい。

ついで、委員長の要請で、事務局の片山次長から、「平成6年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)の平成5年度との変更点を中心に配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なくこれが了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係があるので、同原案について公大協の了承を得たうえで各大学に送付することとした。

## 2. 平成6年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて（「後期日程」の第1段階選抜の結果発表について）

このことについて、委員長から次のように述べられた。

東京大学から、同大学の「平成6年度後期日程試験の第1段階選抜の発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日（平成6年3月10日（木））とする」ことを認めてほしい旨配付資料のとおり協議があった。平成6年度「実施要領」では、分離分割方式の後期日程試験の第1段階選抜の発表期限を3月2日としているが、同大学では、前期・後期両日程の試験に併願し、前期日程試験に合格した者については、その者が入学手続きを完了したか否かにかかわらず、後期日程試験の受験資格を失うこととし

ており、その者を除外して第1段階選抜を実施したいというのがその理由である。過去、平成2年度以降毎年同大学からの同趣旨の協議を認めてきた経緯があるが、この取扱いについてお諮りしたい。

以上のような説明があったのち、協議が行われた。その結果、他大学に影響を及ぼすことなく支障はないと判断されるので、過去4回の実績内容を踏まえてこの協議を了承することとした。

このほか、本委員会終了後開催される入試改善特別委員会との合同会議への対応について協議が行われた。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、近く学長任期満了に伴い退任される伊藤委員及び田中委員からそれぞれ退任の挨拶があった。

## 第2常置委員会

日時 平成5年6月16日（水） 10:00～12:30

場所 学士会館（神田）202号室

出席者 末松委員長

山田、伊藤（代理：渋谷附属図書館長）、橋本、吉田（亮）、太田、宮地、加藤、小嶋、吉田（彌）、巽、後藤、入野、福西、喜多村、高木、池田各委員  
金子、猪岡各専門委員

議事に先立ち、末松前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長の司会のもとに各委員の自己紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、推薦により末松委員長が再任された。

### 2. 平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

昨日の総会において、大学入試センターから「平成9年度の大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」について説明があったが、この「中間まとめ」をも踏まえて、平成9年度からの大学入試センター試験

出題教科・科目中、国立大学として課すべき教科・科目についてご意見を賜りたい。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

○ 「中間まとめ」では、「物理」と「生物」が同一グループに入っているが、これだと、大学・学部として「物理」と「生物」の両方を指定できないという指摘が昨日の総会でもあったが、「物理」と「生物」の両方を受験可能にできないか。

○ 統計的数値に基づいて枠組みを行ったという大学入試センターの説明であったが、「物理」と「生物」で受験する学生を切り捨ててもよいのか疑問だ。

○ 改訂指導要領で、従来の「社会科」が「地歴」と「公民」の2教科に分けられ、大学入試センター試験も「地歴」と「公民」をそれぞれ独立したコマで実施することとなった。しかし、これによって試験日程を3日間に延長して実施することは日程上無理があり、現行どおり2日間で実施せざるを得ず、結果として、理科の3コマを1コマ減らし、「物理」と「生物」を一つのグループにすることになったのが経緯である。

ところで、今回の改正の特徴は、高校教育の多様化に応じて、従来18科目であった試験科目を31科目に増やしたことであるが、各大学・学部間で指定科目が異なると、学生本人の履修の仕方によっては複数受験の機会を狭めることになるおそれがある。

○ 科目の指定は、入学後の教育ということも十分考慮しなければならない。

○ 一般論だけでは、改正に対応することは不十分なので、本委員会として問題を整理しておき、それを各大学が個別に科目指定を行う

際に参考にしていただくようにしてはどうか。

○ 大学入試センター試験の出題教科・科目について、国大協として何らかの調整を行うのか。

○ 調整は不可能だと思う。各大学の判断によると思う。

○ どういう科目を履修したかは調査書で、大学入試センター試験で受験しなかった科目を2次試験に課すなどして、科目の評価は可能だと思う。また、各大学・学部によって課す教科・科目が異なり、また、毎年のように変えるところもあるので、国大協として、整理したプリンシプルを出すことを期待する。

○ A科目、B科目の問題を含めて、大学入試センター試験の出題教科・科目について国立大学としての方針を明確にすべきではないか。

○ A科目を設けた理由は、総合学科等の学生が大学へ進学する道を設けること、各大学における指定科目の選択の幅を広げることにある。また、共通第1次試験は、高校教育における基礎的達成度をみるのが主眼であったが、今度の改正によりかなり性格が異なった試験になるので、国立大学としてどう対応するか検討する必要がある。

○ 本委員会として問題を整理しておくことは必要であるが、それによって各大学を縛ることは好ましくない。

○ B科目の方が範囲が広いので、A科目を履修した生徒に比べて、B科目を履修した生徒が不利にならないか。

○ 日本の将来といった大局的な観点からみて、国立大学は原則としてB科目を課すということを国大協の意見として明確にすべきで

はないか。そうでないと、却って混乱を招くことになるのではないか。

- 国立大学でA科目を指定する大学があると、B科目を指定した大学の受験生が減ってしまうのではないかという危惧もある。理系学部の「理科」についてはB科目を指定すべきではないか。
- 私立大学がA科目を、国立大学がB科目を課した場合、A科目の私立大学の方へ多数の受験生が流れるおそれがある。
- 各大学とも、現実には、受験生を集めたいという本音があるので、理想論と現実をうまく調和させて、国大協として対応したい。ただ、高校側からは、受験科目が減少するにしたがい、学生はそれに応じて特定の科目しか勉強しなくなる傾向にあり困っているという意見もある。
- 最近の高校生は、自分の得意とする科目だけに絞って受験勉強をするため、多数の科目を課す国立大学を避けて私立大学へ進学する傾向にある。しかし高校での学習を充実させていくことと、立派な教養人を養成するという観点から国立大学としての入試教科目を決めるべきである。
- 各大学が個々の事情に応じて科目を指定することが望ましい。もし、国大協として意見を出すとしても、緩やかな線を出してほしい。
- 入学後どのような教育を行うかということ念頭に置いて入試科目を決定しないと、受け入れたのちに、いろいろな問題が起こるおそれがある。

○ 今回の改正への対応は、各学部ごとの事情によって異なるので、大学として統一した見解を出すのは難しいのではないか。高校側では、B科目の導入を希望する意見が多かったが、大学としても広い視野に立ってB科目の指定を行うべきではないか。

- 原則論として、国立大学ではB科目を指定することが望ましいと考える。
- 大学入試センターの「中間まとめ」について問題を整理のうえ各大学にアンケートし、その意見を集約したうえ、たとえば、「物理」と「生物」を同じコマとすることは国立大学として望ましくないというコンセンサスが得られるのであれば、それを大学入試センターへ要望する必要があるのではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られた。

平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目を中心に種々意見を伺ったが、大学入試センターの「中間まとめ」について国大協として意見をまとめるため、各大学にアンケートを実施することとしたい。ご異議がなければ、ワーキンググループでアンケート案を取りまとめることとしたい。

この委員長の提案について特に異議なく、了承された。

なお、次回委員回は8月3日(火)午後1時30分から開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

### 第3常置委員会

日時 平成5年6月16日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 佐々木委員長

荒川, 坂村, 船越, 小野寺, 山本, 久々宮, 加藤, 青野, 岩佐, 川島, 加茂, 井上, 吉田, 林, 山田, 村田, 迎, 光永各委員  
小路, 内藤, 佐藤各専門委員

佐々木前委員長が座長となり, 新たに委員に就任された荒川室蘭工業大学長, 青野金沢大学長, 井上神戸商船大学長, 林鳥取大学長の紹介があった。

〔議事〕

#### 1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い, 推薦により佐々木前委員長が再任された。

#### 2. 委員会の審議事項について

##### (1) 就職関係について

初めに委員長より, 例年ならば工学系の学生は企業から引く手あまたであったが, 今年は推薦してもかなりの学生が就職できない状況であるとの発言があった。

つづいて以下の意見交換があった。

- 今年, 例年になく大学院に進学する学生がいるが, このことは現在の就職難を物語るものと思える。
- 女子学生の就職は全体的にみて厳しそうである。
- 企業の人事担当者が大学までわざわざ挨拶に来てくれたと思っても, 実際は今年は求人できないという話もあった。

##### (2) エイズ問題について

委員長より, 小路専門委員等の努力によって文部省からエイズに関するパンフが発行された

が, 英文版のものもあり, 留学生に対しても教育していくようであるとの報告があった。

小路専門委員からは, 大学のオリエンテーションの際にこのパンフに対しての感想文を学生に書かせたところ, ①エイズ患者への偏見をなくすよう努力したい, ②他の私大生, 社会人, 中学・高校生にもエイズ教育をしてあげてほしい, ③もっとハイレベルのエイズ教育をしてほしい, などの感想, 意見があったとの報告があった。

引き続き若干の意見交換があった。

##### (3) 育英制度について

委員長より, 文部省の育英奨学制度に関する調査研究会の報告案ができつつあるが, その中で大学院生重視といいつつ, 貸与した奨学金は返してもらい, それを次の奨学生に貸与するという循環論的な考え方は変わらないよとの発言があった。

##### (4) 学生のキャンパスライフ, 厚生補導について

委員長より, 学生のキャンパスライフについて私立大学と格差が広がりつつあるが, 伝統ある国立大学においてもその状況は変わらないとの発言があり, つづいて以下の意見交換があった。

- 先日, 外国の若手教官が, 大学の実験装置などについてはそれなりに整備はされているがキャンパスの惨めさにはびっくりした, と



いっていたように、日本の国立大学の厚生施設の現状は非常に良くない。自宅、下宿、大学での住環境が悪いことや、学生自身の生活にゆとりがなくなっている。

- 食堂に関しては、学内で生協と民間業者が競合している大学とそうでない大学、大学周辺に食堂がある大学とそうでない大学、さまざまな大学があるが、画一的な基準面積で食堂を建てている。また、最近では女子学生が増加しているが、男子に比べ食事時間がかかることも食堂が混雑する原因になっている。高等教育を受ける自覚を学生に与えるためにも、大学は景観、風格が必要であり、そのためには、基準面積なども弾力的に扱ってもらうべきだろう。
- 地域にもよるが、夏場のクーラーは最低限必要である。最近の学生は家にクーラーがあり、クーラーのない暑い学校へは来る気がなくなってしまう気持ちもよくわかる。教官自身も夏場に汗をふきながら研究している状態では食堂や学生の課外活動の部室をよくしようというところまでは手が廻らない。
- 予算をどう使うかは各大学内の問題であり、大学全体として厚生補導をどう位置づけて、予算要求に結びつけていくかが大切だろう。
- 夏場のクーラーだけでなく冬場に暖房費がかかりすぎることも困るが、一番困っているのはやはり食堂に関してである。教職員が学生のために昼食時間をずらしているにもかかわらず、食堂に学生があふれている。そのた

めコンビニの弁当や駅弁などを買って食べる学生も多いが、それらを食べる場所も不足しており講義室等で食べているのが現状である。また、生協と民間業者の食堂を比べてみると生協側の努力がたりないように思える。

- 都心から離れて新しく建てられた大学は便利で綺麗であるが、基準面積によって作られているためとにかく狭い。また、学生の課外活動をより活発にさせるためにも、学生部内を活発にさせるためにも学生部の職員人事は重要であり、有能な人材を配置すべきである。
- 学生部の業務内容は単なる事務だけを行う部ではなく、学生への教育という面も併せもつ部であり「教育の一環」として存在すべきである。
- 大学の規模、伝統などにより簡単にはいれないが、現行の学生部の見直しが必要になってきているのかもしれない。

つづいて委員長より、今後委員会においては、(1)大学の厚生施設、設備(クーラー、食堂など)、(2)学生部のあり方、(3)交通関係(特に学生が通学してくる車の駐車場)などについて検討していきたいという発言があった。

最後に、佐藤専門委員より今年度の就職協定に関し、一部の中小企業を中心にすでに説明会などを開始している企業もあると聞いているが、企業側の買い手市場という状況でもあり協定加盟318社の大手企業においては概ね協定が守られているようであるとの発言があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第4 常置委員会

日時 平成5年6月16日(水) 10:00~11:00

場所 学士会館(神田)302号室

出席者 阪上委員長

新野, 星埜, 蓮見, 田中, 伊東, 大谷, 山崎, 永井, 将積, 佐藤, 下井,  
小野, 平川, 野地, 田代, 高田, 森野各委員  
長松, 黒崎, 羽田各専門委員

議事に先立ち、阪上前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、座長から、前回まで委員であった武藤新潟大学長、井上神戸商船大学長、林鳥取大学長、早坂鹿児島大学長の4名が他の委員会に移り、代りに星埜福島大学長、佐藤兵庫教育大学長、野地鳴門教育大学長、田代福岡教育大学長が委員に就任された旨紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い、推薦により阪上委員長が再任された。

### 2. 委員会の審議事項について

#### (1) 教室系技術職員問題について

委員長から、いままでの経緯が述べられたのち、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)に対する各大学の回答のまとめ」について説明があり、今後の検討の方向について各委員のご意見を伺いたい旨述べられ、概ね次のような意見の交換があった。

○ 俸給表の級の幅が行政職(一)の11級に比べて専行職は8級なので行政職(一)のなかで上位級をとるほうが、属人的に対処しやすいのではないかという考え方もある。結局一つの級の中の平均在職年が多くなるので、国立大学の場合官職を整理し、全員が移行できな

った場合に専行職ということで新たな問題が起きる可能性もある。

- 組織化は専行職へ移行する前段階である。組織化が進みだしてまだ1~2年であり、組織化をこれから進めようと検討している大学もあり、一部の大学から先に専行職へ移行するというのは早すぎではないか。もう少し組織化が熟成して人事院等に目に見える形にし、移行への整備をしながら進めていく必要があるのではないか。
- 人事院では大学の教室系技術職員は「余りにも職種が多すぎる。官職の整理ができないか」という言い分であるようにきいている。もう少し研修等で努力しながら、組織の熟成度を増すというのも一つの方法である。
- 学術審議会では21世紀に向かっての答申を昨年出したが、その中に研究支援職員について一項を設けている。教室系技術職員が研究支援職員とすれば、科学技術の進展に伴う研究を進めていく上で研究支援職員のシステムや待遇の問題は非常に大きく、この改善を図らねばならないとある。そこでこの問題は待遇改善だけではないが、こういう視野も持つべきである。
- 専行職よりも大学の研究支援職員という形の位置づけをするのがよいのではないか。専行職ということで分けると、非常に多くの種類に分けられるが、研究支援職員ということ

で各研究室で各々専門的な仕事をしている点では共通している。そういう特殊性をもったグループということで認められるとすると、進められるのではないか。

- 最初国大協が研究技術専門職といった時には、どちらかといえば幅の広い研究支援職員というものの全体の待遇改善という意識だったと思う。現在の専行職という職種とどこが違っているか認識する必要がある。
- 専行職については時間的な状況の変化があり、国大協が提唱した時期から7年程経っており、その点については理解する必要がある。技術職員の地位の向上と待遇の改善という観点から専行職を考えなければいけない。

以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられた。

本総会では、各学長に対し、「アンケート結果」に目を通した上、現状と問題点をご理解願うことにしたい。また、本委員会としては専行職適用問題について何らかの提言をまとめる方向に進むよう努力したい。

#### (2) 教務職員問題について

委員長から現状について次のとおり報告があった。

平成3年11月の本委員会の「教務職員問題に関する検討結果報告」の提言に対しその後各大

学でどのように取り組まれたか、そこで取り組まれた問題点等について、実態を把握するためアンケート調査表を作成し、各大学へ発送している。その回答の結果をみて審議頂くことになる。本委員会では教務職員は将来研究者に向けての過渡的な職であり、本来的な教務職員制度として適用すべきであると考えている。

#### (3) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

委員長より次のとおり述べられた。

国立大学教官等の待遇改善に関して毎年要望するが、総会で承認されたので、6月下旬頃会長共々関係各方面に要望することとなる。

なお、前回の本委員会後に小委員会を開いて、大学院の昼夜開講にかかわる夜間手当の創設について若干議論したが、生涯学習等の問題にも関わり、大きな問題なので、今回の要望書にはのせるまでに至らなかった。

#### (4) 人事院勧告に関する要望書について

委員長より次のとおり述べられた。

人事院勧告が8月に出されるが、まだ内容もわからないので、例年どおり要望書を出すか出さないか、また、出す場合のその内容・時期等については会長・委員長にご一任いただくということを経会でご承認いただいたのでご了承願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会

日時 平成5年5月6日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 角田委員長

(第5常置委員会) 江崎, 山澤, 嶋田, 岡田, 川島, 池田, 櫻井, 三分一, 野地, 西村, 安藤, 砂川各委員

(UMAP小委員会) 中村(代理: 澤井哲男教授), 松田, 御子柴, 糟谷, 中条各委員

(文部省) 高橋留学生交流政策室長, 村松留学生課課長補佐, 高橋国際企画課課長補佐

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員に就任された岡田慶夫学長(滋賀医科大学)及び池田修学長(大阪外国語大学)の紹介があった後, 本日委員会に出席の委員等の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 第3回UMAP総会及びWorking Partyの報告について

これについて, 山澤委員より配付資料「第3回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議参加報告」に基づき, 去る4月12日~14日の間, 国立台湾大学の主催で開催された第3回UMAP総会(国立大学からは, 江崎筑波大学長, 山澤一橋大学教授, 川島大阪大学教授が出席)に関して詳細な説明があった。主な報告事項は次の通りである。

I 総会日程及び参加者

II 開会式及びセミナーの内容

III Working Party 及び総会での討議内容

前回総会議事録の採択/ UMAP 関連の行動報告/山澤の Impediments Report 報告/台湾国立大学及びタイの国際交流についての報告/ UMAP の今後の進め方/事務局機能の分担

最後に, 山澤委員より, 台北の第3回UMAP

総会で, 次期総会を日本が1994年12月6日~8日にわたり大阪で開催することを報告すると共に, 総会開催前に開くWorking Partyを1994年2月に東京で開くことを申し出て了承された旨の説明があった。

続いて, Working Partyの開催日時・場所について協議の結果, 開催日は2月中旬頃とし, 具体的な日時・場所は委員長に一任することとなった。

### 2. 「UMAP-JAPAN '94」の開催について

これについて委員長より次のように述べられた。

第4回UMAP総会は, 日本の国・公・私立大学関係者の協力の下, 開催したいと考え, お手許に配付の資料「UMAP-JAPAN'94」の開催に際しての貴協会(連合会)の主催方について(依頼)の文書を, 公立大学協会会長及び日本私立大学団体連合会会長宛に送り, 総会開催の主催方について依頼したい。

続いて, 委員長より依頼文書に添付する「UMAP-JAPAN'94の開催について」の素案に基づき, 開催内容の説明があった。

委員長より提案のことについて協議の結果, 特に異議なく了承され, 国大協会長代行名をもって依頼することとなった。

### 3. 第二次訪豪大学調査団について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

昨年、訪豪大学調査団を組み、オーストラリアの諸大学を訪問視察し、関係者とも懇談した結果、学生の双方向交流等の点で、多大の成果が得られた。そこで、本年も相互に実施することとなり、先般、第二次訪豪大学調査団の参加希望を各大学に照会したところ、配付資料の通り、現在、8大学より8名の参加希望者があった。

次に、山澤委員より、その日程等について、次のような説明があった。

第二次訪豪調査団の受入れ方について、先般開催の第3回 UMAP 総会の際に AVCC のスカット氏と打合わせてきた。具体的には、訪豪期間は7月25日～8月8日の2週間とし、今度の参加希望者の訪問希望大学・学部を参考にし、オーストラリアの訪問大学を調整してもらい、メインルートを作成してくれるよう依頼した。なお、訪問希望大学がメインルートから外れた場合、個別に交渉いただき、一部日程を1人で行動されるようお願いしたい。

スカット氏からの返事が、1～2週間で届くと思うので、スケジュールを参加希望者に送り、それぞれどういう形で参加いただけるのか、具体的にご検討をお願いしたいと思う。

### 4. その他

(1) 外国人留学生に係る保証人問題について  
このことについて、委員長より次のように述べられた。

九州大学より依頼のある標記の件については、平成2年10月に当委員会で行きまとめた「留

学生問題の現状分析と提言」でも指摘し、文部省に提言したことがあるが、これについて九州大学の西村委員に説明願いたい。

続いて西村委員より配付資料「外国人留学生に係る保証人問題について（依頼）」に基づき、概ね次のような説明があった。

昨年3月、借家人である留学生本人の不在の時に、その友人の過失により借家を全燃させる事件が起きた。幸い家主の理解で、本人及び保証人に対する賠償請求は免れたが、当事件が発生したことにより教職員の中には保証人となることに不安を感じる者が多くなってきた。国の政策として留学生受入れを進める以上、指導教官の個人負担によらない、実際の解決が図れるような政策的措置をお願いしたい。

これについて、村松留学生課課長補佐より、次のような説明があった。

留学生に係る保証人には、大別すると、①入国の際の保証人、②民間宿舍入居の際の保証人の二つがある。前者の場合、保証人が保証する要件として、①留学生の滞日中あるいは帰国の際の経費の保証、②日本国法令を遵守させることの保証、③滞日中の生活指導を行うという保証、の三つがある。

上記の保証する事項に関し、留学生が違反した場合どうなるかを法務省担当官と協議の結果、これは必ずしも民法上の債務保証と同じものではないということではば合意に達した。すなわち、留学生が学費を滞納したり、不法就労をした場合、留学生は強制退去の対象となり、帰国するのが通例で、保証人に道義的責任は残るかもしれないが、経済的な負担は課せられない。

次に、民間宿舍入居の際の保証人の問題だが、これは日本的な習慣であるが、この場合債務を

入居者と同じレベルで保証人が負うこととなり、先生方には精神的にも、また経済的にも負担を伴う保証人制度である。これについて文部省でも種々検討を重ねた結果、経済的な保障を伴う保証人には、国あるいは国に準ずる機関はなれないということがわかり、そこで文部省としては平成5年度予算で、留学生の民間宿舍入居の際の保証人支援事業として、(財)内外学生センターによる、留学生民間宿舍入居保証人支援事業」を措置した。これは「借家人賠償責任担保特約」と「住宅火災保険」の二つから成っている。この保険では、木造建物に入居の場合、掛金(年間)1,480円で保証金額は300万円、非木造の場合掛金1,000円で保証金額は500万円等である。

この保険は留学生が加入することにより、将来起きるかもしれない火災・災害に備えると共に、留学生の保証人となっていた教職員の方々の負担を少しでも軽減することを考えている。今後はこの保険加入を条件に、保証人となるというような指導をお願いできればと思う。現在、(財)内外学生センターが募集要項を作成しているので、各大学の事務局に7月はじめ頃までにはご案内できると思うので、よろしくお願いしたい。

## (2) 日米文化教育交流会議(カルコン)について

このことについて委員長より次のように述べられた。

各国立大学ともアメリカの様々な大学と交流協定を締結し活発な交流を実施していると思うが、学部学生の相互交流、しかも1年間程度の交換留学は余り活発でないと思う。今度、オーストラリアのAVCCと国大協の間で協定が締結され、このような交換留学が実現する形がで

きたことは、その良い雛形になるのではないかと考える。また、当協定はアメリカにおいても注目されていると聞く。本日お手許に配付した「日本の大学における米国人学部学生の受け入れに関する総合的研究」(研究代表者:本間長世)は平成4年度の科研費で取りまとめたものであるが、この中で国立大学における留学生受け入れの実態や問題点などが取り上げられており、またこれから文部省にご説明いただく標記の議題とも関連するので資料として配付した。

続いて、村松留学生課課長補佐より配付資料に基づき、昭和36年池田総理とケネディ大統領の共同声明に基づき、日米間の文化、教育に関する協力を拡大するため両国政府等に種々の勧告を行うことを目的に設置された「日米文化教育交流会議(カルコン)」の経緯、カルコンの勧告に基づく主な実績、カルコンの組織、今後の予定の説明があった後、去る4月30日ワシントンD.C.で開催された第16回日米文化教育交流会議共同声明の中で勧告された学部学生交流について概ね次のような説明があった。

日米双方のより良い理解と一層親密な関係を築くため、日本で学ぶ米国人学部学生の数を著しく増加させる必要性について合意し、日本側は米側の提案に応じて、日本の大学、特に国立大学におけるジュニア・イヤー・アブロード・プログラムの数の増加に向けて作業することに関心のある旨表明した。

また、米国人学生のニーズを明確に把握するため、カリキュラム及び留学の傾向の調査の実施、更に調査結果に基づき日本の大学がジュニア・イヤー・アブロード・プログラム改善のための適切なプログラム及びカリキュラムの開発に関してイニシアティブを取り、またパイロット・プロジェクトの実施を含め、両国の大学が

学部学生交流及び留学プログラムについて協力するよう勧告した。

なお、これらの目標を達成するための方策を探るため、両国により構成されるアドホックな作業部会の設置が勧告された。

以上のような勧告がなされたが、文部省としても前向きにとらえ、実現する方向で種々の支援を行う必要があると考えている。今後、アメリカ側からアプローチがあった場合、国大協としても積極的に対応していただければと思う。

なお、実施に際しては種々の問題が生じることが考えられるが、既存の経費を活用して実現可能性をご検討いただければと考え、参考までに「平成5年度留学生経費の配分について」を配付した。この内、(8)の「留学生教育改善推進経費」は留学生受入れの際のカリキュラムの改善・開発に使用する経費で、また(9)の「短期留学国際プログラム経費」は平成5年度に新規に認められた経費で、協定校等からの留学生で母国の大学に在籍しながら、1年間日本の大学に留学し単位を取得するプログラム実施のための経費である。

続いて、高橋国際企画課課長補佐より、概ね次のような補足説明があった。

アメリカ側は、日米間で、国大協とAVCCとが締結したようなアンブレラ協定を結び交流拡大を図ることを期待している。しかし、アメリカにはAVCCのようなまとまった組織がないので、米国教育省高等教育局担当官に適切と思われる組織を連絡されたい旨依頼してある。資料が届いた段階で、国大協事務局に回付したい。

次に、アメリカでは、国家安全保障の観点から様々な国の地域研究のエキスパート育成を目的とするウォーレン法が成立し、既に基金も持っていて、新政権となって政策化を進めている

とのことである。具体的には、アメリカの留学生はイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、メキシコへの留学が多く、全留学生の80%強を占めているが、今後の国際状況を考えると重要なのはアジア、特に日本や中国等であるので、これら地域のエキスパート育成のために、①1年間の学部学生交流、②大学院生の研修、③国内の大学に対するプログラム支援、を考えているようである。

最後に、先般開催の日米首脳会議で、アメリカ各州の教育行政関係者等を日本に招聘し、各種機関の訪問視察及び専門の先生方との交流を行うという新規プログラムの実施が合意された。受入れは、国際交流基金が担当するが、各大学に訪問の際はよろしく願いたい。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった。

- 米国人学部学生の増加を図るには、卒業後日本の企業等での就職機会の拡大を図るなどの動機づけが必要である。
- アメリカ人留学生は年々増加しているが、エラスムス計画がアメリカも巻き込みつつ進展中ということもあり、ヨーロッパ留学が中心である。その意味で、アメリカ側も日本留学でどんな効果が得られるか等、ニーズの掘り起こしのプログラム作りが必要と思う。ご指摘の点は、関係方面に聞いたところ、留学後日本の企業等に就職する者は毎年100名程度いるとのことであるので、アメリカ側に伝えたい。
- 英語を母国語とする国から毎年約3,000名(半数以上はアメリカ)を日本に招致し、各教育委員会を通じ日本各地の中学校に英語教科の先生の助手という形で、教育をサポートするという、ジェット・プログラムがある。プ

プログラム終了後、帰国して知日家となったり、あるいは日本に残り就職するとか、大学院に進学する者も結構いる。発足して間もないプログラムだが、このまま拡がっていけば、日本の実情もアメリカの若人の間に徐々に伝わっていくと思う。

- ジュニア・イヤー・アブロード・プログラムだが、例えば早稲田大学ではアメリカの協定校との間で、毎年100名程度受入れを実施していると聞かすが、国立大学では余り多くを聞かない。
- 現在は、学部学生の交換を試行的に実施し、問題点を一つずつ解決していくべき段階にあると思う。相互交流に際し一番困難なのは財政と語学の問題だが、特にアメリカの場合、日本語教育の年限が少ないので、日本留学後の教育の困難性がある。同時に、日本の大学は全体的に、このようなプログラム実施の姿勢が不十分ではないかと思う。例えば、留学生が取得した科目を何単位に換算するか等は、留学先での教育の実際を考慮して換算すべきである。単位互換等を十二分に進めて、1年間の留学を無駄にせず卒業できるよう措置すべきと思う。アメリカの学生の場合、その点ははっきりしていて無駄になるようだと来日しない。
- 設置基準が改正され、年間30単位まで単位互換が可能となったので、留学先の事情を踏まえ、弾力的に運用いただきたい。

なお、教官の交流と共に、車の両輪として

仕事をしている事務職員にも、カルコンで報告のあったように、外国に赴き実際に勉強できるような機会を提供することも今後の課題である。

- 米国人学部学生の受入れ数の増加の話があったが、例えばオーストラリアと実施したように、同じような良い条件を持っている韓国とか、ヨーロッパの国との間で実施する場合、同じように文部省はサポートしていただけるのか。それともプライオリティはアメリカにあるのか。
- 昨年7月、角田学長にもご尽力いただき取りまとめた「21世紀に向けての留学生交流の推進」においても幅広く、様々な国と留学生交流を推進するという観点で取りまとめている。今回はカルコンの報告ということで、米国人学部学生の数の増加を依頼したが、ご指摘のとおり、ヨーロッパを含めて種々の国と留学生交流を推進するというようにご理解いただきたい。

以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられた。

ジュニア・イヤー・アブロード・プログラムのような1年間留学をもっと盛んにする方策について当委員会で検討してゆきたい。

最後に、近く任期満了によって退任される三分一委員（山口大学長）と嶋田委員（福井大学長）の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。



## 第5 常置委員会

日時 平成5年6月16日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)306号室

出席者 角田委員長

谷本, 平林, 江崎, 原, 山澤, 鳥塚, 加藤, 岡田, 池田, 櫻井, 小坂, 原田,  
安藤, 横山, 砂川各委員

議事に先立ち、角田前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長の司会のもとに各委員の自己紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い、協議により、角田前委員長が再任された。

なお、角田委員長から、学長任期が来年の3月末までであり、また来年度 UMAP の総会を日本で開催することもあり、次期委員長への引き継ぎが行えるようこの場で次期委員長も決めてほしいとの提案があり、協議の結果、次期委員長は江崎委員という申合せがなされた。

### 2. 今後の審議事項について

#### (1) 「UMAP-JAPAN '94」の開催について

1994年(平成6年)、第4回 UMAP の総会が日本(大阪)において開催される予定である。現在、第5常置委員会では UMAP 小委員会を設け、具体的な計画案を検討しているが、「UMAP-JAPAN '94」の開催に向けて、主催者である国公私立大学団体の代表者よりなる組織委員会(仮称)を早急に発足させる必要がある。

この組織委員会には、国大協から、角田委員長のほか江崎, 原, 池田, 山澤各委員の5人が加わることとし、公私立大学団体及び大阪大学には各3人ずつの参加を要請することとした。

なお、UMAP 総会関係の英文名称は次のと

おりとした。

総会 The Fourth UMAP Conference,  
JAPAN (略称) UMAP JAPAN '94  
組織委員会 JAPAN UMAP Committee

#### (2) 日米・日豪大学間交流について

一特に短期留学制度の充実について一

日米・日豪大学間交流の促進について検討したほか、短期留学の現状について、次のような指摘があった。

- 1年未満の留学は認められていない。在留資格は、留学生(スチューデント・ビザ)ではなく、観光ビザで入国している。
- 夏期講習(サマー・コース)や1学期留学(ワン・セメスター)の制度が外国においては行われている。
- 今後欧米諸国からの留学については、短期間の留学が多くなる事が考えられる。
- 交流協定書に「受け入れにあたっては、授業料は取らない。」とあるにもかかわらず、短期留学のために授業料免除にならなかったなどの問題が生じた。
- 夏期講習については、大学独自で行っているところもある。
- 1年未満又は1セメスター単位の留学に限定して、交流協定を結んだ大学間のみ短期留学制度を認められないか。  
以上の指摘をうけて、文部省への要望事項を整理することとした。  
以上をもって本日の議事を終了した。

## 第6常置委員会

日時 平成5年6月16日(水) 10:00~11:45

場所 学士会館(神田)307号室

出席者 廣重委員長

手代木, 津布菜, 堀川, 阿部, 鈴木, 神野, 慶伊, 田村, 村上, 中内, 和田,  
松浦, 今村各委員

佐藤, 伊藤, 田村各専門委員

議事に先立ち、廣重前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承された。

また、委員交代があったので全員の自己紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い、推薦により廣重前委員長が再任された。

### 2. 今後の審議事項について

委員長から、今までの第6常置委員会の活動状況について報告があったのち、当面は国立大学の財政問題、特に授業料問題を重点的に審議することとし、本日は、この問題についてフリートーキングを行いたい旨諮られ、了承された。ついで、概ね次のような意見交換があった。

- 国立大学の医歯系のみ授業料を値上げすることは、将来に向けて学部別に授業料の格差をつける第一段階であるように感じる。第6常置として、医歯系の授業料値上げをさせないことができれば、今年の第6常置の活動としては大成功であると思うので、もう少し焦点を絞って頂いてはどうかと思い、「国立大学の授業料のあり方について」(資料16)に対する修正案を提出する。
- 医歯系一本に絞って国大協として強く出た

ときに、退却することも考えておかなくては、自爆するわけにはいかない。国大協としてそこまでできるのか。

- 最大限言うことは言ったほうがよい。特に、理工系と医歯系で格差を付けるのは良いことではない。
  - 基本的には、国立大学で理工系・文系との格差は付けるべきでないことを強調していただきたい。
  - 前文には全体論を掲げておき、医歯系の値上げが出た場合に、それを背景にどのように対処するかを考えておく必要がある。医歯系の問題だけではなく、これは国大協の問題であるという意識をもって対処して頂きたい。
  - 国立大学の重要さを訴えるときには、理工系にしても医歯系にしても、将来の後継者育成、研究の国際的水準を強調していく必要がある。
  - 本質は、国立大学が高等教育の中で、どのような役割を果たしているか、が大切である。大要以上の意見交換があったのち、委員長から、授業料の医歯系格差値上げは、国立大学の存在意義にもインパクトを与える問題と考えるので、全体の問題として検討していきたい旨述べられた。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

## (第80回) 入試改善特別委員会

日 時 平成5年5月17日(月) 13:00~14:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井村委員長

廣重, 坪井, 石川, 天野, 吉田, 藤田, 細川, 高橋, 和田各委員  
(文部省) 金森大学入試室長

井村委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」の一部変更の有無について

委員長から、昨年11月総会で決定した「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」を変更する必要の有無についてお伺いしたい旨述べられた。

これについて、特に変更を要しない旨確認した。

### 2. 国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果について

委員長から、昨年11月総会のご了承を得て各大学にお願いした「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の結果についてご報告したい旨述べられ、引続き委員長から、配付資料に基づき、アンケート調査の集計結果について報告があった。

その主な点は次のようである。

調査の対象は、国立大学95大学、363学部(学部数の取扱いは、平成4年度に実施した国立大学の入学者選抜における学部等の募集単位とした)であり、調査票の回収率は100%であった。

### ○ 平成4年度に「分離分割方式」を採用して入試を実施した学部について

- ・ 前期・後期の定員配分は、約80:20の割合の学部が最も多かった。
- ・ 上記の採用理由は、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度による選抜を行い、多様な資質の入学者を得るため」が最も多く、ついで、「前期試験で入学者を確実に確保するため」であった。
- ・ 分離分割方式採用後、前期・後期の定員配分を変更したことがあるか、については、78学部が「有り」で、その内訳は前期が52学部、後期が26学部であった。
- ・ 分離分割方式で実施して良かった点としては、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度を採用しているので、多様な資質をもった入学者があり、学生集団が活性化した」と「前期合格者の入学手続により、入学者が確実に確保できる」が同じ位の数で多かった。
- ・ 分離分割方式を実施して問題となっている点は、前期・後期2度の入試が負担となっていることで、負担の内容としては、「事務処理」が最も多く、ついで「出題面」と「採点面」が同程度で多かった。
- ・ 平成5年度(予定)で、入学定員の割合が後期のそれより高い大学・学部において、将来後期の割合を増やすことができるかどうかについては、「できる」が47学部、「できない」が150学部であり、増やせるのは全体の4分の1程度であった。

○ 平成4年度に「連続方式」を採用して入試を実施した学部について

- ・ 連続方式の方が良いと考えている理由では、「2回の受験機会が完全に保障されているから」が最も多かった。
- ・ 分離分割方式への移行計画については、148学部のうち、106学部が「計画あり」、42学部が「計画中」であり、その年度は平成5年度が最も多かった。
- ・ 分離分割方式へ移行する場合の前期・後期の配分比率は、平均して70:30が最も多かった。
- ・ 分離分割方式へ移行することが困難な理由としては、「募集人員の単位毎の人数が少なく(たとえば10名以下)、前期・後期に分割することが困難」が最も多く、ついで、「前期・後期2度の入試は、出題・採点等の面で困難」であった。

以上の報告について、「連続方式・分離分割方式併存制」の問題点、実施方式を「分離分割方式」に統一した場合の問題点(「前期日程」と「後期日程」との募集定員の比率、「分割なき分離」の扱い、等)、推薦入学、18歳人口の減少が入試に及ぼす影響、等について意見交換があった。

なお、本委員会終了後、引続き開催される第2常置委員会と本委員会との合同会議において、このアンケート調査の結果を踏まえて、国立大学の入試方式の改善について協議することとした。

3. 国立大学の平成7年度入学者選抜の基本方針について

この件について委員長から諮られ、審議が行われた。

その結果、本委員会としては、平成7年度入学者選抜は、「平成6年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』で行う」方針を決め、この旨を来る6月4日(金)開催の理事会に諮らうえ、6月15日、16日開催の総会に提案することとした。

4. その他

(1) 本委員会の今後のスケジュールについて  
このことについて、委員長から次のように諮られ、了承された。

来る6月総会で、平成7年度入学者選抜の基本方針を「平成6年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』で行うことが決定されれば、本委員会としては、その「実施要領」等の原案を作成し、11月総会に諮る前に予め各大学宛これの意見照会を行っておく必要がある。しかし、平成7年度は平成6年度と特に大きな変更を加えることもないと考えられるので、前回と同様、本委員会を開催してご審議願うことなく、原案の作成と各大学への意見照会については、委員長に一任いただけないか。なお、10月中旬頃には本委員会を開催し、原案の最終的取りまとめについてご審議いただきたい。

(2) 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られ、了承された。

前回の委員会で、委員の補充について、地区等のバランスを勘案し、関東周辺地区大学から教員委員を1名新たに加えることとし、人選を委員長に一任させていただいたが、これについて、埼玉大学理学部市川定夫教授を推薦申し上げる。お認めいただければ、来る6月4日開催の理事会に諮り追認を得ることにしたい。

なお、高橋委員には、近く、学長の任期満了

に伴い本委員会委員を退任されるので、その後  
任の補充についてお話ししたいが、その人選に

については委員長一任とさせていただけないか。  
以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2 常置委員会・入試改善特別委員会合同会議

日 時 平成5年5月17日(月) 14:00~17:00

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 (第2常置委員会)末松委員長

荒川, 山田, 福土, 伊藤, 吉田, 太田, 宮地, 青野, 武村, 巽, 佐藤, 田中,  
入野, 福西, 松浦, 池田各委員

金子, 猪岡各専門委員

(入試改善特別委員会)井村委員長

廣重, 坪井, 石川, 天野, 末松, 吉田, 藤田, 細川, 高橋, 和田各委員

(大学入試センター)高橋所長, 森副所長, 菊池事業部長

(文部省)金森大学入試室長, 錦戸企画係長, 鳥居調査指導係長

開会に当り、井村入試改善特別委員会委員長  
から次のように挨拶があった。

入試改善特別委員会は、共通第1次学力試験  
に対する意見や批判が各方面から提起されたこ  
とを契機に、入試の方法について根本から再検  
討し適切な入試のあり方を検討するため設置  
(昭和58年6月)されたものであるが、第2常置  
委員会との役割分担は必ずしも明確でなく、オ  
ーバーラップしている面もある。そこで、両委  
員会の役割分担についても、後刻ご意見をいた  
だきたいが、本日は特に、国立大学の入試の現  
状と問題点等について両委員会合同で議論し、  
今後の入学者選抜の方針を出していきたいと考  
え、第2常置委員会の末松委員長とご相談し、  
合同会議を開催させていただいた。

入試改善特別委員会では、昨年11月に「国立  
大学の入学者選抜における第2次試験実施方式  
の問題点に関するアンケート調査」を実施した  
が、まず、その集計結果についてご報告し、こ  
れをもとに入学者選抜のあり方について率直な  
意見交換をしていただければ幸いである。

引続き、第2常置委員会末松委員長から次の

ような挨拶があった。

井村委員長から述べられたように、入試改善  
特別委員会のアンケート調査結果がまとまり、  
この機会に両委員会委員が一堂に会して入学者  
選抜のあり方について協議することになった。

なお、第2常置委員会からは、特に、①高等  
学校学習指導要領改訂に伴う入試対応、②推薦  
入学、③第2次試験の試験日程についてご報告  
のうへご意見を賜りたい。

ついで、各委員から自己紹介があり、議事に  
入った。

〔議 事〕

### 1. 報告事項

#### (1) 文部省からの報告

金森大学入試室長から、文部省の大学入試改  
善会議(大学入学者選抜方法の改善に関する会  
議)の審議状況を中心に次のような報告があっ  
た。

① 去る3月24日開催の大学入試センター試  
験協議会で平成7年度の大学入試センター試験  
の実施期日を平成7年1月14日(土)、及び15日

(日)の両日とすることが認められたので、文部省では、4月28日開催の大学入試改善会議にこれを諮り、正式に決定した。

② 同じく4月28日開催の大学入試改善会議で、「平成6年度大学入学者選抜実施要項」を審議決定した。これが平成5年度と相違するのは、調査書の「色覚」欄を削除した以外は、期日の変更が主であり、あとは殆ど変りない。

③ 大学審議会では、中・長期的観点から大学入試のあり方について検討しており、目下、推薦入学の問題などが検討されている。

## (2) 大学入試センターからの報告

高橋所長から、大学入試センター試験実施について各大学の平素の協力に対する謝辞が述べられたのち、大学入試センター試験等に関し次のような報告があった。

① 平成6年度大学入試センター試験実施に関する事項、及び「平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等についての中間まとめの骨子」について、後刻説明申し上げたい。

② 平成6年度から大学入試センター試験を新たに利用する旨予定があった大学・学部は、公立大学5大学9学部、私立大学17大学38学部である。

③ 大学入試センター教科専門委員会委員の処遇等の改善を図るため、先に各国・公・私立大学に、委員が所属大学において適正な評価を得て任務が行えるよう、配慮方を要望したが、当センターから、今回、委員の所属する国立大学に非常勤講師手当等の予算措置を文部省に要請した。

ついで、菊池事業部長から、大学入試センター試験等に関する次の事項について、配付資料をもとに説明があった。

## ① 「平成6年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」(案)

平成5年度との変更点は、検定料のほか、試験の実施期日、及び出題の期間、等であり、あとは殆ど変りはない。

## ② 平成6年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項(案)

## ③ 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する大学

## ④ 平成6年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程

## ⑤ 平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目等について

### ⑤-1 中間まとめの骨子

### ⑤-2 高等学校教育課程比較表(概要)

### ⑤-3 今後のスケジュール

## 2. 国立大学の入試方法の改善について

このことについて、初めに井村入試改善特別委員会委員長から次のように述べられた。

昨年11月総会の了承を得て各大学に実施した「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の集計結果についてご報告し、そのあと、アンケート結果をも踏まえて、今後の入試のあり方についてご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、引続き委員長から、配付の「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果」(平成5年5月17日入試改善特別委員会)について報告説明があった。その主な点は次のようである。

調査の対象は、国立大学95大学、363学部(学部数の取扱いは、平成4年度に実施した国立大

学の入学者選抜における学部等の募集単位とした)であり、調査票の回収率は100%であった。

○ 平成4年度に「分離分割方式」を採用して入試を実施した学部について

- 前期・後期の定員配分は、約80：20の割合の学部が最も多かった。
- 上記の採用理由は、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度による選抜を行い、多様な資質の入学者を得るため」が最も多く、ついで、「前期試験で入学者を確実に確保するため」であった。
- 分離分割方式採用後、前期・後期の定員配分を変更したことがあるか、については、78学部が「有り」で、その内訳は前期が52学部、後期が26学部であった。
- 分離分割で実施して良かった点としては、「前期・後期の試験で異なる選抜尺度を採用しているため、多様な資質をもった入学者があり、学生集団が活性化した」と「前期合格者の入学手続により、入学者が確実に確保できる」が同じ位の数で多かった。
- 分離分割方式を実施して問題となっている点は、「前期・後期2度の入試が負担となっている」ことで、負担の内容としては「事務処理」が最も多く、ついで「出題面」と「採点面」が同程度で多かった。
- 平成5年度(予定)で、入学定員の割合が後期のそれより高い大学・学部において、将来後期の割合を増やすことができるかどうかについては、「できる」が47学部、「できない」が150学部であり、増やせるのは、全体の4分の1程度であった。

○ 平成4年度に「連続方式」を採用して入試を実施した学部について

- 連続方式の方が良いと考えている理由では、「2回の受験機会が完全に保障されているから」が最も多かった。
- 分離分割方式への移行計画については、148学部のうち、106学部が「計画あり」、42学部が「計画中」であり、移行の年度は平成5年度が最も多かった。
- 分離分割方式へ移行する場合の前期・後期の配分比率は、平均して70：30が最も多かった。
- 分離分割方式へ移行することが困難な理由としては、「募集人員の単位毎の人数が少なく(たとえば10名以下)、前期・後期に分割することが困難」が最も多く、ついで「前期・後期2度の入試は、出題・採点等の面で困難」であった。

以上の説明について、概ね次のような意見交換が行われた。

- 教員養成系学部等、募集定員の少ないところについて、いわゆる「分割なき分離」が認められれば、学内の全学部が一致して「分離分割」入試を行える。「分離分割」へ統一する方向に賛成する。
- 「連続方式」は、A日程とB日程両日程の試験を受験合格したのちに入学を決められることが利点の一つとされているが、現実にはB日程は数少なくなっているため、A日程を受験したあとは後期日程との組み合わせが大部分となり、当初の利点は殆ど失われている。既に連続方式は崩壊している状況にあるので、この際、連続方式と分離分割方式の併存制を見直し、分離分割方式に統一するのが現実的と思う。
- 連続方式をとっているが、今のところ、学

内で連続方式が悪いという積極的な意見はなく、特に分離分割入試に移行する理由はない。

- 分離分割入試がここまで拡がってきたのは、分離分割方式にそれなりのメリットがあったからこそだと思う。入試制度が朝令暮改であってはならないが、分離分割方式のメリットを生かした改善をすすめていくべきである。
- アンケートの結果によれば、前期・後期異なる尺度により選抜を行うことで、「多様な資質の入学者を得たい」という意見が多かった。これは、分離分割入試の大きなメリットであると思う。
- かつて、連続方式のA日程で試験していた時には、合格者を募集定員に相当上乘せして発表しても入学定員の確保が難しかったが、分離分割入試を行うようになってからは定員確保が比較的容易になった。こういうメリットもある。
- 分離分割入試は、受験機会の複数化とともに、選抜尺度の多様化を理念に掲げて始められたと理解している。そうであるならば、前期“通常型”、後期“特色型”の大学・学部と、それとは逆に、前期“特色型”、後期“通常型”の大学・学部とがあって、それが募集定員のうえでも、国立大学全体としてバランスがとれてあることが望ましい。今は過渡期でまだそのようにはなっていないが、選抜のノウハウを蓄積し、漸次その方向にもっていくべきである。
- 前期・後期を異なる尺度で選抜した場合の、入学後の学生の調査を十分に行い、その結果をも踏まえて入試の方法を検討する必要がある。
- 高校側は、連続方式・分離分割方式併存制

はやや複雑であるので、もっと単純でわかりやすい入試制度にしてほしいと希望している。

概ね、以上のような意見交換があったのち、井村委員長から次のように述べられた。

来る総会には、アンケートの集計結果とともに、両委員会の審議状況をご報告したうえ、今後の入学者選抜のあり方について議論していただくことにしたい。

(ここで、司会を末松第2常置委員会委員長に交代し、引続き議事を進行)

初めに、末松第2常置委員会委員長から、第2常置委員会の審議事項について大要次のように報告説明があった。

#### ① 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学入試対応について

平成6年度から高等学校学習指導要領が改訂されて新教育課程による教育が実施されるので、これに伴う平成9年度からの入試のあり方について検討している。各国立大学では、大学入試センター試験及び第2次試験の出題教科・科目等について検討し決定する必要があるが、入試制度に大幅な変更が伴う場合は、2年程以前に予告することになっているので、これに従えば、平成6年度末までには各大学・学部として決定・公表しなければならない。

#### ② 推薦入学について

入学者選抜の一環として推薦入学を有効に生かすべきという意見がある一方、推薦入学は大学と高校間の信頼関係が大事であり、時間をかけて両者間の信頼関係を築いていく必要がある、との慎重な意見もある。推薦入学について、国立大学と私立大学との差異は、国立大学では



私立大学のように指定校制度がとれないこと、国立大学では全入学者数の6.1%程度(平成3年度：全入学者数102,114人, 推薦入学者数6,260人)であるが、私立大学では約35.2%(平成3年度：全入学者数404,381人, 推薦入学者数142,541人)と高く、しかもその殆どは12月頃までに決定されていること、などである。

### ③ 第2次試験の試験日程について

現行第2次試験日程については、大学入試センター試験の実施期日との関係のほか、各大学の学事日程や私立大学の入試期日との関係などを考慮して決められたものであるが、予て、特に後期の試験日程が他の試験日程に比べて窮屈であるとの指摘がある。このことは、分離分割入試への統一ということとも絡んで検討を要する問題である。

以上の説明について、主として次のような意見交換があった。

- イギリスの大学では、かつては入試で5科目程度を課していたが、その後、3科目程度に減少したところ、入学後の教育に支障がでてきたため、今また試験科目を増やすことを検討しているということである。大学・学部としてどの科目を試験に課すかは入学後の教育のことも十分考慮したうえで決める必要がある。
- いわゆる“一芸入試”を行っている。その結果、入学してくる学生の資質が多様になったことは評価できるが、反省もある。入試の結果についてよく調査し、常に入試方法を工夫していく必要があると痛感している。
- 大学入試センター試験の試験教科・科目数について、国立大学は引続き5教科が主流であるが、最近では、4教科・3教科も少しずつ

増えてきている。これは、新たに分離分割入試に移行した大学・学部の中で、後期について科目数を減らした結果である。何を試験科目として課すかは、最終的には各大学・学部が決定することではあるが、長い目でみて判断されるべきである。

- 大学入試センター試験を各大学がどのように利用するかということについては、その大学として秀れた学生を獲得したいといった観点からだけでなく、正常な高校教育を妨げないということに十分配慮する必要がある。個々の大学として対応するだけでなく、国大協としての基本姿勢についてコンセンサスが必要ではないか。
- 国立大学として、高校教育段階における学習の達成度を測るため大学入試センター試験では満遍なく学力を検査するのがよいと思う。一方、第2次試験については、各大学・学部によって多様な対応が考えられるが、各大学・学部として独自性を発揮できるように、試験科目数や試験方法について縛らないようにしてほしい。
- 現行の試験日程について、特に前期に比べて後期の日程が狭まっているため、後期に募集定員等にウェイトを置いた試験を行うことが難しい。このような試験日程になったことにはそれなりの経緯があってのことということは理解できるが、もう少し日程を拡げられないものか検討してほしい。

(司会を再び井村入試改善特別委員会委員長に交代)

最後に、第2常置委員会及び入試改善特別委員会それぞれの役割分担について意見交換を行い、問題の性質によっては両委員会で重なる事

項もあるので、今後にも必要に応じて合同会議をもち、互いに連携しながらそれぞれ委員会活動を

を行っていくことを確認した。  
以上をもって本日の議事を終了した。

## 教員養成制度特別委員会

日時 平成5年5月21日(金) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 将積委員長

横須賀, 星基, 堀川, 椎名, 蓮見, 篠田, 武村, 山田(昇), 山田(深)(代理:  
瀬戸武司島根大学教育学部教授), 野地, 金谷, 岡本各委員  
関口専門委員

将積委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、山田(深)委員の代理として出席の瀬戸島根大学教育学部教授の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 大学における教員養成について

一学生に対するアンケートの結果について一

委員長より次のように述べられた。

教員養成大学・学部学生に対する「教職への意識調査」については、各委員のご協力で回収も済み、このほど集計結果がまとめられた。その内容について、岡本委員からご報告していただくが、その前に調査全般について概要を山田(昇)委員よりご説明していただくことにしたい。

ついで山田(昇)委員より、概ね次のような説明があった。

調査の概要を申し上げますと、先般来①各大学・学部における調査②各都道府県・政令指定都市教育委員会宛の調査③教育学部学生の教職への意識調査の3種類の調査を実施した。各大学・学部の調査では、全大学から教員免許取得の状況、就職状況のデータ並びにご意見をいただいた。教育委員会からは、現在のところ33の

委員会から回答を寄せていただいたが、都市部のデータが不足しているので、再依頼をお願いしている。学生の教職への意識調査は、委員所属大学を中心に17大学約5,000通のデータを関係者の協力で回収することができた。今日ご報告できるのは学生の教職への意識調査で、小委員会委員が分担して集計整理したデータを岡本委員にまとめていただいた。

引き続き岡本委員から配付資料の集計表の見方について説明があったのち、次の事項について報告があった。

- 進学決定時期と学部志望の強さ
- 学部志望の強さと併願校
- 志望の動機
- 学部志望の強さと志望理由
- 学部の満足度
- 学部志望の強さと学部満足度
- 学部満足度と満足・不満の対象
- 教職希望—入学時68%, 現在66.1%
- 実習経験と教職意識の変化
- 学部志望の強さと教職希望理由
- 学部満足度と希望理由
- 実習経験と希望理由
- 教職意識の変化と希望理由
- 学部満足度と希望しない理由

以上の報告について、次のような意見交換が行われた。

- 卒業後の進路予定では、学校教員を志望する者は男67%、女64%となっているが、これは貴重な資料と思う。
- 実習経験と教職意識の変化との関連は、学習経験の時期によって影響があるのではないか。
- 教職意識の変化一つを取り上げてみても、回答選択肢の区分の仕方によっては、解釈が大きく変る可能性もあることを、自由記述欄を読むことによって感じた。その意味から自由記述を何らかの方法で、活用できないものかとの印象を持った。

ついで、横須賀委員よりアンケートの自由記述について、次のような報告があった。

自由記述欄は、回答者の50%以上が記入していて、この内から2大学を例としてその内 $\frac{1}{2}$ を次のI~VIの区分に分類してみた。

#### I 教職について

教員が無意味な職業であるとした否定的な記述は絶無で、むしろ教職は非常に大事な職業であるという意識が強く、そのため、教職に就く不安を訴える者もある。

#### II 教員養成大学について

学生の意欲にできていないとして、割合不満が多い。

#### III 学生について

教員養成大学でありながら、教師になる意欲に欠けた者が入学していることに不満を抱いている。入学者選抜の際、成績が少しぐらい低くても教師になる意欲のある者を入学させる必要があるという意見がある。

#### IV 講義、カリキュラムについて

教職に就いた場合役にたつ実践的なものを要望している。

#### V 教員採用について

就職の採用決定が遅い。教員の採用数が少ない。

#### VI 教員以外の道

(O免コースのない大学の場合)

教員以外の希望者が漸次増加している現状から、教員以外の道を開いてほしい。教員以外のコースがないための不満。

以上の印象から、教職志望が70%近くあるのは、現実面からみて多い気がする。教員養成大学が、これらの問題にできていない感じを自由記述から読み取ることができる。

引き続き関口専門委員より、教員養成大学・学部調査について、統計図表を示しての中間報告があった。

なお、教職への意識調査報告書(案)については、午後開催の小委員会でも、形式等を含め検討することにした。

#### 2. 委員の補充について

このことについて委員長より、退任委員の後任補充について次のように諮られた。

蜂須賀委員(京都教育大学長)の後任の委員として、加藤直樹京都教育大学長にご協力いただくことにしたい。

以上協議の結果承認され、6月4日開かれる理事会に諮り、追認を得ることとした。

#### 3. 委員長の交代について

将積委員長より、委員長の交代について次のように諮られた。

一昨年関委員長(前東京学芸大学長)のあとをお引き受けし、委員の方々のご協力を得て委

員長を務めさせていただいたが、学長任期も余す処2年余となったので、今後は大学行政に専念するため、委員長を退任したい。ついては後任の委員長の選出をお願いしたい。

以上について協議を行った結果、蓮見委員(東京学芸大学長)が委員長に選任された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日時 平成5年5月25日(火) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 吉田委員長

坪井、山本、武藤、宮地、山崎、川島、岡田、武田、松浦各委員

堀、斉藤各専門委員

(文部省) 遠藤医学教育課長

吉田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、先に書面でご了承を得たとおり学長の任期満了により退任された委員3人及び停年により退任された専門委員2人の後任として、次の方々には委員をお願いした旨紹介があり、議事に入った。

廣重 力 北海道大学長

石川 英一 群馬大学長

武藤 輝一 新潟大学長

岡田 慶夫 滋賀医科大学長

森野 能昌 熊本大学長

〔議事〕

### 1. 当面する諸問題について

初めに堀専門委員から、同委員が編集に当たった「我が国の大学医学部(医科大学)白書'93」(全国医学部長、病院長会議基本問題に関する委員会)の次のような点について説明があった。

- ① 白書は、全国大学医学部、医科大学に対する3回のアンケート実施のうえまとめたものである。
- ② 大学設置基準の大綱化と大学改革の状況については、医進課程の廃止、単位制の導

入、自己点検・評価等が進んでいるが、公・私立大学より国立大学の方が対応が早い。

- ③ 卒後臨床研修についても、研修のローテーション、その他医局に取り込まれていたこれまでの教育から、ある程度カリキュラムができ体系化されつつあることが明らかになっており、臨床医養成は軌道に乗りつつあるように見える。
- ④ 京都大学では医学系大学院の重点化構想が実現し、大学院講座が設置されることになった。しかし基礎医学進学希望者が減少し、全国平均で5%以下となっており研究者養成が心配されている。これから基礎医学、社会医学、医療行政等の分野を振興しなければならない。また臨床医は多くても臨床医学研究者は育っていないのではないか。
- ⑤ 医学系大学院の在り方特に臨床系大学院と卒後臨床研修の関係が不明確で問題が解決されていない。
- ⑥ 大学病院の特定機能病院化について、卒前教育の機能が弱体化されるのではないかと懸念もあり、まだ特定機能病院の希望

を出したところはない。1年位かけて足並みを揃えようとの感じである。

- ⑦ 卒前教育、医師国家試験、卒後臨床研修、大学院が文部省、厚生省の所管に分かれて行われている行政の一元化が必要である。
- ⑧ 大学、医師会・学会による調和のとれた医師の生涯教育制度の確立が必要である。
- ⑨ 医学教育の国際化、留学生の医師免許等についても考えていかなければならない。

ついで、遠藤医学教育課長から最近の状況等について次のとおり説明があった。

- ① 大学設置基準の大綱化に伴い、国公立大学医学部の対応についてアンケートを3月に実施したところ、医進課程を無くしたところも多いが、規制が緩くなって水準維持について多少心配の向きもあり、しばらく各大学で経験したうえで、基準協会等で医学関係の緩やかな目安が作られてもよいのではないかと考えている。
- ② 医学部の卒前教育は割合概念が明確であるが、卒業後の教育については、卒後臨床研修、大学院教育、医員、専門医、認定医、医学研究者の養成、一般医師の養成のプログラムが混在している。その中で大学院はどの部分を受け持つのか、色々なプログラムを一つの大学ですべて揃える必要があるのか、また大学院が研究者養成だけでなく臨床の専門家を養成していくこともあってよいのではないか。これらについて整理し、大筋の合意形成をはかることが必要であり、医学教育課としては大学院教育の役割が少なくなってしまうことを心配している。
- ③ 京都大学の医学部が改組し、医学系大学

院が部局化した、それと各大学の大学院がどのように進むかは別であり、各大学で学部卒後の人材をどのようなカリキュラムで育成していくかが課題である。

- ④ 医学部学生の入学定員10%削減について、国立大学は完了したが、公私立大学を含めると7%程度の削減である。厚生省は将来を見通すとさらに医師過剰になるとのことでいずれ医師の需給問題についての検討会を設置するようであり、国公立大学が足並みを揃えてこれに対応し、必要な医師の数について国民に納得のいく根拠を示さなければならないので、医学部長等の方々により検討する組織を考えているところである。これは今年度の最重要課題であろう。
- ⑤ 高度先進医療の提供を目的とする特定機能病院の制度が発足し、一般病院から特定機能病院への患者の紹介率は、最終的に30%を努力目標とすることで決まった。各国公立大学でこの制度の適用を受けるかどうか検討中であるが、診療報酬で優遇される部分もあり、長い目でみれば大学病院と一般病院の仕分けができたことは良いことで、今後これを良い方向に育てていく努力をしたい。
- ⑥ 病院の財政難は、診療報酬や薬価の問題が基本的には大きい、各大学の病院経営の意識による差もかなりある。医療費の健全性優先で医療本来の使命が達成出来なくては困るが、各大学でご努力願いたい。文部省でも近く国立大学病院の運営改善検討委員会を設け、検討していきたい。
- ⑦ 今年度、看護学科が3つ新設されたが、来年度概算要求についてもこれまでの各大

学の要求の経緯と準備状況をみて今年度と同じ枠取りで要求したい。

以上の説明ののち、各委員から次のような質問意見があった。

- ① 県等地方自治体から看護学科を創設するのなら、その用地を提供する等の話しもあるが、地方自治体から国が無償で財産をもらうことは、地方財政法で禁止されているということで実現できない。これを何とか打開してもらいたい。
- ② 会計検査で病院の赤字を指摘されたが、病院の経費について診療費、教育費、研究費の区分ができるか、病院をどのように運営すればよいのか。
- ③ 病院の予算が少ないために高価な薬剤が必要な患者は他の病院へ転送している。しかし、高価な薬剤でも保険が認められているものは後刻お金に戻ってくるのだから一時的に立て替える予算があれば転送を防げる。これは医学教育上も由々しき問題である。
- ④ 特定機能病院では従来の保険ベースに乗らない高価な薬剤でも使用を認めてもらうよう努力する必要がある。
- ⑤ 看護学科を設置したが、発足当初の2年間は、教養教育ということで教室が建設されず、2年目から行われる基礎の看護実習の教室がなく困っている。建物建築を1年早めてもらいたい。

⑥ 看護系教官の人材難解決のため、外国人教官を採用しようとしても、ライセンスが障害になっている。

⑦ 奨学寄付金を使用して中国との学生交流を図ろうとしたが、中国の学生の来日旅費には使用できないとのことである。使用できるように取り扱いを変えてもらいたい。

⑧ 論文博士の制度があり、大学院に進学しなくとも博士号を取れるし、大学院に入ってもカリキュラムを区別せず、大学院に入っていない者と同様の教育がされている。医学系大学院は今でも欠員が多いが、これが続けば医学系の大学院の将来はどうか、基礎と臨床の教官では意見が異なる面もあるが、大学院と卒後研修、認定医の問題等役割をはっきり整理し大学院の担当する部分を定めなければならない。

⑨ 医学部の学生は全部医師国家試験に合格するためのカリキュラムで教育しなければならないのか、医師定員削減のためにもコースの多様性があってもよいのではないか。

⑩ 基礎医学の教官になる者が少なく、助手になっても数年すると収入の何倍も大きい臨床部門に転向する。この現実問題を認識しないと将来は米国のように医学部の基礎部門に医師の教官はいなくなり、医師でない者を基礎部門に入れて研究者を養成する道を考えねばならない。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学院問題特別委員会・調査専門委員会合同会議

日 時 平成5年5月11日(火) 13:00~16:45

場 所 学生会分館(本郷)8号室

出席者 高橋委員長

(大学院問題特別委員会)

船越, 石川, 蓮見, 阪上, 武藤, 加藤各委員

宇賀治専門委員

(調査専門委員会)

鈴木, 似田貝, 松尾, 脇本, 有本各委員

(オブザーバー)

大谷高岡短期大学副学長

### (大学院問題特別委員会)

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、調査専門委員会との合同会議開催の主旨説明があり、ついで大谷専門委員が4月11日付で高岡短期大学副学長へ転出され、専門員を退任されたが、本日は特にオブザーバーとしてご出席願った旨述べられ、了承されたのち、議事に入った。

〔議 事〕

#### 1. 委員の補充について

委員長より、次のように述べられた。

委員の学長退任に伴い欠員を生じている委員並びに退任が予定されている委員の補充をお願いしたい。選出に当たっては、専門分野、地域等を考慮して次のとおりお諮りする。

藤井委員(小樽商科大学長)の後任委員として山田小樽商科大学長、土山委員(長崎大学長)の後任に森野熊本大学長、委員長(岡山大学長)の後任委員に5月18日付にて就任予定の神野福井大学長を補充したい。

以上協議の結果、異議なく承認された。

なお、新委員についてご本人のご内諾を得た上、6月4日開かれる理事会に諮り、承認を得ることとした。

#### 2. 委員長の交代について

高橋委員長には、この6月13日をもって学長任期満了となり退任されるので、それに伴う後任委員長の選出について協議が行われた。その結果武藤委員(新潟大学長)が委員長に選出された。

#### 3. 専門委員の交代等について

委員長より次のように諮られた。

永年、本委員会の審議に参加され、特に数次に亘る調査報告書の執筆作成にご苦労願った、下沢、伊藤、遠藤各専門委員には、お忙しいご様子も伺っているので委員長交代を機に勇退していただくようお願いしたい。本日は3人共ご欠席なので後程連絡をとることにする。なお、後任補充については新委員長にお考えいただくことにしたい。

なお、退任された大谷専門委員(岡山大学事務局長)の後任には、中村新潟大学事務局長の補充をお願いしたい。

以上協議の結果、了承された。

### (合同会議)

議事に先立ち委員長より、調査専門委員会の

活動として、昨年以來数回委員会を開催しアンケート調査表(案)を検討していただいている旨述べられたのち、各委員の紹介があった。

〔議 事〕

1. 「国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケート」(案)について

委員長より次のように述べられた。

本日ご審議いただくのは、各委員に前以って送付しご検討をお願いしてある大学院に関するアンケート調査についてであり、お気付きの点又は付け加えるようなことがあればご指摘いただきたい。

調査の基本姿勢は、将来に向けての大学院のあり方、国立大学大学院がこれまで果してきた役割、今後果すべき役割について、国立大学の教官がどのように考えているか、その結果によって今後大学院の進むべき方向を見出そうということであるので、大学院に関与している、していないにかかわらず、全国立大学の助手以上の教官を対象とする悉皆調査としている。

なお、大学以外の官公庁、企業を対象とした調査は、この調査が終了したのち、実施することを考えている。

以上の説明があったのち、主として次の点について質疑応答・意見交換があった。

- 全般的に、国立大学院全体でなく、所属大学院についての設問と考えてよいか。
- 著書、論文数の記入を求める理由は何か。
- 所属する講座制等組織名の追加・整理。
- 体系的な指導方法の確立という設問の具体的な意味。
- 研究体制の強化・弾力化方策の設問に対する選択肢の追加の必要。
- 財政、教員組織に関する設問は研究責任者に限定する方がよいのではないか。
- 整備の方向の設問に対する選択肢の再検討。
- 設置形態と組織についての設問は問題がある。

ついで、委員長より次のように述べられ、了承された。

ご指摘いただいた設問の問題点のほか、あとでお気付きの点があれば、ご意見をお寄せ願いたい。お寄せいただいたご意見は、調査専門委員会で検討し、調査表(案)を改訂して本委員会に諮り、ある程度まとまった段階で、第1、第6両常置委員会の意見をきくこととし、6月の総会には、これまでの進捗状況を報告し了解を得ることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。



## 教養教育に関する特別委員会

日時 平成5年5月14日(金) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 坪井委員長

平林, 吉田, 小黒, 岡市, 森野, 池田各委員

堀, 小林, 夏目, 植村, 立田各専門委員

(文部省) 工藤大学課長

坪井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、本日出席の文部省の工藤大学課長の紹介があった。

〔議事〕

### ○ 教養教育に関する諸問題について

委員長より次のように述べられた。

大学設置基準の大綱化により、多くの大学で教養教育に関する改革が進められているときいている。本日はご出席委員の大学における現況をお伺いし、委員会審議の参考にしたいと思う。

なお、その前に本日ご出席の工藤大学課長より教養教育について、お話しいただきたい。

ついで、同課長より概ね次のような説明があった。

各大学においては、鋭意教養教育についてご検討されていることと思うが、現在求められている大きな課題は、各々の大学が特色を生かして個性豊かな教育を行えるよう各大学の持味を發揮したカリキュラムの改革である。その検討の過程で教養部の問題がでてくると思うが、必ずしも教養部を廃止することが課題ではなく、新しく検討されたカリキュラム改革の結果、教養部の運営を改善することで実を挙げて行く選択もある。あるいは、既存の学部、大学院を改組拡充し、吸収する等さまざまなバリエーションもあり得ると思う。ややもすると先行の大学に倣うと言った安易な考えに陥りやすいが、各

大学の創意工夫により、教育課程全体を通じて、どのような人材を養成するのか深く考えてほしい。一般社会からは大学における人材養成に期待が大きいので、これに応えるべく他大学のよい例を参考にしながら改革の努力をされるようお願いしたい。

なお、参考までに申し上げますと、国の財政事情が厳しい状況下ではあるが、平成5年度の新規予算として、教育設備特別整備費約22億円が認められた。従来の研究面に着目した予算と異なり、教育面の改革努力に応じて、重点配分する方針なのでご承知願いたい。

引き続き委員長より、各大学の改革状況は、①教養部廃止を前提にした改革に取り組んでいる、②教養部を存続させながらカリキュラムの改革を進めている、③現在改革を検討中、の3つに分けることができると思う。各委員から所属大学の改革状況をお話し願いたい旨述べられ、以下各委員から次のような報告があった。

○ 平成5年度から学則を改正、教養部は存在するが、1年半の教養課程を教養教育の1年間とした。学部指定の科目以外は選択として必要な単位数を取得させる。一般教育科目の取り残し単位は、4年間の在学中に修得できるが、学部キャンパスが分散していることもあり、1年間は教養教育を教養部で行う。選択科目を多く設定したので教官の講義、教育

内容によっては受講学生の数に変化が現われ、おのずと評価にも響くことが予想される。以上のカリキュラムの改革を実施した上、それに適合した組織を検討することになっている。

- 組織の見直しとカリキュラムの在り方、両面から検討している。カリキュラムについては、一貫教育体制（平成6年度より）を執り教養部は改組する。従来の一般教育に相当する教育は外国語、情報処理、スポーツ健康科学を基礎とし、全学教務委員会が責任を持ち、全学教官がそれぞれの専門を通じて担当することになる。この改組により理学部、文学部、教育学部、法経学部所属の教官には、かなりの負担増となるので、何らかの措置を講じなくてはならないと考えている。
- 教養教育を教養科目、共通基礎科目に分け、全学教官が専門を通して担当を登録、各教科のグループを編成して、その中でどのようなカリキュラムが必要か、又コマ数はどのようにするかを検討した。全学的なまとめには、教養教育委員会が当り権限を持たせて対処している。現在のところ大きな障害は起きていない。
- 全部局から選出構成された、教育研究財政検討委員会を平成3年に発足させた。この委員会の下には、教育改善委員会（一般・専門教育のカリキュラムの見直しを検討）、自己点検評価委員会、大学院等検討委員会の3部会を設け、それぞれ検討を行っていたが、本年4月にカリキュラム見直しの骨子がまとまり、教育運営委員会を組織する運びになった。骨子は共通基礎科目15単位、教養科目20単位を最低の取得単位とし、できれば平成6年度から実施したいと考えている。

○ 平成4年10月から国際文化学部と発達科学部が新設されたほか、大学教育研究センターが設けられた。同センターには研究部と事業部が置かれ、従来の一般教育はこの事業部で実施する。事業部には共通の授業科目担当の教官による教科集団を組織することとしたので、教官はいずれかの教科集団に所属しなければならない。事業にかかわる運営事項は、同センター内に設けた全学共通授業科目実施委員会で詰めを行う。

- 新カリキュラムを明年4月から実施予定で、全学部との意見交換が行われている。基本的には、全教官が一般教育に関与し、専門教育を含め現在の取得単位数を10~18%程減じて、学生に余裕のある状態で勉学に励むことを期待し、教養・専門を通じる4年（6年）一貫教育を実施することになっている。

一般教育を全学的に行う上で、教官が同一の立場で教育にあたるには、現在の学部、教養部の分け方は好ましくないとの考えから、大学院を中心とした教育、研究組織に改め、全教官を大学院に配置換して専門、教養教育を行うことが計画検討されている。

- 全学的に教養学部が前期課程教育を担当しているが、カリキュラムを中心とした改革を行い平成5年度から実施されている。改革の骨子は、従来の一般教育を基礎科目（文科、理科とも必修）、総合科目（選択必修+自由選択）、主題科目（自由選択）の3種類に区分し、内容も一新した。
- 教養部はないが、本年4月より学部を改組し、学科目の教官を講座に所属換えしカリキュラムの改善を行った。今後の問題としては、新しい講座に移った教官が停年退職した後、その教科科目をどのようにするかも考えなけ

ればならないので、全学合意のもとに基礎教育科目運営委員会を設置することになっている。

- 一般教育担当の教官は、全員教育学部に所属し、同学部内に一般教育部という組織を設け一般教育主事を置き、全学部の一般教育を行ってきた。今回の大学設置基準の改正に伴って、一昨年からカリキュラムの見直し作業を行ってきた。その結果新教育課程は、4年一貫教育で実施することにし、実施にあたっては、教養教育を全学教官協力のもとに行う。そのためには、それに対応する組織を考える必要があるため、評議会の下に教養問題検討小委員会を設置し、教育課程の具体的な実施体制を検討してきた。この委員会の下にカリキュラム専門委員会が設けられているが、ここでは、平成6年度実施を目的に検討が行われ、一般教育科目（人文、社会、自然）36単位数を減らす議論がかなり進んでいる。
- 一般教育改善の検討は、評議会に教育研究体制検討委員会、その下に将来計画専門委員会を設置して、具体的な問題について検討し

ている。

従来一般教育担当の教官定員は、教育学部に属しているが、人員の配置はそのままカリキュラムの改善策を進めることにした。カリキュラムの改善として、一般教育科目を4系列に分類し、各系列各々4単位を選択必修とし、合計16単位、これを原則として1年次で履修させる。そのほか、自由選択の全学共通選択科目12単位を原則として2年次で履修（一部は高学年でも履修可能にする）させることとする。この大枠に沿って6月からカリキュラムの具体的な時間の割り振りを行うことにしている。

以上各大学の現状について報告があったのち、大学教育研究センターの性格、教養教育のあり方等について、質疑応答及び討論がなされた結果、大学教育の中の教養教育の役割は重要で、決して軽視されるべきでないという結論になった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 特別会計制度協議会

日時 平成5年5月6日(木) 10:30~12:00  
場所 文部省5B会議室  
出席者 (文部省)坂元, 遠山, 佐川, 佐々木各委員  
両宮, 佐藤各審議官  
工藤, 遠藤, 井上, 高, 吉沢各課長ほか  
(国大協)井村, 鈴木, 阪上, 廣重各委員  
佐藤, 伊藤, 田村, 平間各専門委員

井村議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり, ついで坂元事務次官から概ね次のような挨拶があった。

来年度概算要求の取り扱いについては, まだ政府部内の確たる方針も決まっていないが, 相変わらず税収の伸びも期待できず, 多額の公債残高を抱えて財政事情は大変厳しい状況にある。

ただ, 昨年12月の補正予算と, 近く提出される補正予算によって, 国立学校特別会計予算もほぼ一息つくのではないかと思う。なお, 今回の補正予算にもり込まれた「新社会資本」には, 教育・福祉関係の施設・設備の整備が含まれており, 今後はこの枠の拡大を図っていきたい。いずれにしても厳しい財政状況下文部省としても精一杯努力するので, 一層のご協力ご支援をお願いしたい。

本日は担当局長等から文部省の考え方をご説明するので, 忌憚のないご意見を伺い協議をお願いする。

ついで, 国大協側, 文部省側出席者の紹介があったのち, 協議に入った。

〔協議〕

### ◎ 平成6年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに, 遠山高等教育局長から, 大要次のような説明があった。

厳しい財政状況の下, 平成6年度概算要求については, これまで以上に既定施策・事業の見直し, 経費の節減合理化及び自己収入の確保について格段の努力を図る必要があると思う。また, 機構・定員についても学部・学科等の組織機構について多角的な点検・評価と徹底的な見直しを行い, 学内における運用の工夫・改善や廃止転換に努めるとともに既配置定員の一層の有効活用を図る必要があろう。

以上のような点についての各大学の努力を前提として, 大学審議会等の答申を踏まえながら, 社会的要請の強い分野の人材養成, 学術研究の推進, 国際化・情報化の進展, 生涯学習の推進に適切に対応していきたい。

例えば, ①優れた人材の養成, リフレッシュ教育など社会的要請に適切に対応するための大学院の整備充実・再編, ②教育の改善充実や学術研究の進展に対応した学部・学科・教養部等の整理・再編, 看護婦等社会的要請の強い分野の所要の整備, ③教官や学生の流動性の促進, ④生涯学習の振興のための社会人学生の受入れ, 地域社会との連携の強化, ⑤民間資金の有効な活用, ⑥外国人留学生の受入れ体制の整備・充実, ⑦外国人のための日本語教育の振興, などが考えられる。各大学のご協力をお願いする。

つづいて佐藤審議官から, 大要次のような説

明があった。

学術予算も厳しい状況にあるが、各専門分野のバランスのとれた発展に留意しながら学術の振興を図りたい。当面の課題としては、昨年7月の学術審議会の答申を踏まえ、①科研費の充実、②研究評価システムの整備、③長期的展望に立った研究者の養成確保、④センター・オブ・エクセレンスの形成、⑤学術国際交流の推進、に対応してまいりたい。特に、最近の基礎研究重視の傾向、社会的要請、国際貢献への強い期待のため、大学の研究機能を強化しアクティビティを高める工夫改善の必要を痛感しているが、大学においても研究機能の活性化を図るよう努められたい。附置研の組織の見直しについては、研究動向に応じた改組転換の積極的検討をお願いしたい。また期限到来の施設が新たな分野に転換する場合は、発展の可能性を調査した上で対処したい。大学院重点化構想に関わる附置研の取り扱いは全学的視野での検討が望まれる。研究条件の整備充実については、今年度、科研費の大幅増額のほか、研究基盤重点設備費

の新設等関連予算の確保に努力したが、大学でも民間資金の導入、寄付部門の設置等に努めてほしい。若手研究者の養成については、学術振興会の特別研究員の拡充、奨励金の充実を図ってきたが、今後共関連施策の改善に努めたい。留学生受入体制については、有識者会議からの報告を踏まえ、関連施策の推進を図るが、大学でも、教育指導体制の充実はもとより、宿舍の確保など安定した生活基盤の下勉学に専念できるように一層の支援協力をお願いしたい。

次に、佐川文教施設部長及び佐々木会計課長から、それぞれ文教施設予算及び新社会資本、総合経済対策等について説明があった。

以上の説明ののち、協議に入り、次の事項等について意見の交換があった。

- 「新社会資本」の内容と今後の動向
- 地方公共団体との協力体制改善のための地財法の見直し
- 若手研究者、研究支援職員の処遇改善
- 附属病院の医療費問題

以上をもって協議を終了した。

## ／ 諸 会 合 ／

平成5年5月～6月

- |         |       |                         |
|---------|-------|-------------------------|
| 5月6日(木) | 10:30 | 特別会計制度協議会               |
|         | 13:30 | 第5常置委員会UMA P小委員会合同会議    |
| 11日(火)  | 13:00 | 大学院問題特別委員会              |
|         | 13:30 | 大学院問題特別委員会・同調査専門委員会合同会議 |
| 14日(金)  | 13:30 | 教養教育に関する特別委員会           |
| 17日(月)  | 13:00 | 第2常置委員会                 |
|         | 13:00 | (第80回)入試改善特別委員会         |
|         | 14:00 | 第2常置委員会・入試改善特別委員会合同会議   |
| 21日(金)  | 10:30 | 教員養成制度特別委員会             |
|         | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会         |
| 25日(火)  | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会           |
| 27日(木)  | 13:30 | 第4常置委員会小委員会             |
| 6月4日(金) | 13:30 | 理事会                     |
| 15日(火)  | 10:00 | 第92回総会〔第1日目〕            |
|         | 12:00 | 理事会                     |
| 16日(水)  | 13:00 | 第92回総会〔第2日目〕            |
|         | 10:00 | 第1常置委員会                 |
|         | 10:00 | 第2常置委員会                 |
|         | 10:00 | 第3常置委員会                 |
|         | 10:00 | 第4常置委員会                 |
|         | 10:00 | 第5常置委員会                 |
|         | 10:00 | 第6常置委員会                 |
| 17日(木)  | 18:00 | 幹事・専門委員会懇談会             |
| 18日(金)  | 10:00 | 第59回事務連絡会議              |
| 21日(月)  | 13:30 | 第5常置委員会UMA P小委員会        |
| 29日(金)  | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会         |

## 第92回総会国立大学協会事業報告

(注) 第91回総会より今総会まで

### 1. 諸 会 合 (55回)

#### (1) 第91回総会

4.11.11 (水)

11.12 (木)

#### (2) 事務連絡会議

4.11.13 (金)

#### (3) 理事会

5. 3.10 (水)

6. 4 (金)

#### (4) 常置委員会 (23回)

##### 1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 21世紀に向けての国立大学の在り方

(委員会開催状況)

5. 2. 9 (火) 小委員会

4.23 (金) 常置委員会

##### 2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①高校の教科・科目改訂に伴う大学入試の対応, ②平成6年度入試の留意事項等

(委員会開催状況)

5. 1.19 (火) 常置委員会

5.17 (月) 常置委員会及び入試改善特別委員会との合同委員会

##### 3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①育英奨学制度, ②就職協定, ③学生厚生補導の在り方

(委員会開催状況)

5. 4.26 (月) 常置委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) ①教官等の待遇改善に関する要望書, ②教室系技術職員の組織化と研修に関するアンケート結果, ③教務職員に関するアンケート

(委員会開催状況)

4.12. 2 (水) 小委員会

12.25 (金) //

5. 1.13 (水) //

1.25 (月) //

3. 2 (火) //

3. 3 (水) //

4.14 (水) //

4.28 (水) 常置委員会

5.27 (木) 小委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) ①豪州の大学との交流計画, ②UMAP-JAPAN '94開催計画

(委員会開催状況)

4.12.10 (木) UMAP小委員会

5. 1.27 (水) //

2. 4 (木) 常置委員会

3. 5 (金) UMAP小委員会

5. 6 (木) 常置委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議事項) ①国立大学の授業料のあり方, ②施設・設備の充実

(委員会開催状況)

5. 1.27 (水) 財政問題懇談会

2.23 (火) 常置委員会

4.27 (火) 財政問題懇談会

4.28 (水) 常置委員会

(5) 特別委員会 (20回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) ①学術審議会答申, ②複写に関する著作権問題, ③学術情報システムの整備



(委員会開催状況)

5. 1.29 (金) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) ①医療法改正の問題点, ②病院医療費問題, ③看護系学科等

(委員会開催状況)

5. 5.25 (火) 特別委員会

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養教育改革の取り組み状況

(委員会開催状況)

5. 5.14 (金) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 大学における教員養成の危機的状況のアンケート及び学生の教職への意識調査の実施

(委員会開催状況)

4.11.24 (火) 小委員会

12.21 (月) 特別委員会

” 小委員会

5. 4.27 (火) ”

5.21 (金) 特別委員会

” 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査案の作成

(委員会開催状況)

4.11.16 (月) 調査専門委員会

5. 2. 5 (金) ”

4.19 (月) ”

5.11 (火) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成7年度入学者選抜の実施方針, ②第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート集計

(委員会開催状況)

5. 5.17 (月) 特別委員会及び第2常置委員会との合同委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) ①関係者のヒアリング, ②「国立大学と生涯学習」報告書作成

(委員会開催状況)

4.12. 8 (火) 編集小委員会

〃 特別委員会

5. 1. 8 (金) 編集小委員会

1.28 (木) 特別委員会

3.26 (金) 編集小委員会

〃 特別委員会

(6) その他の諸会合 (7回)

4.12. 9 (水) 全大教との懇談

12.18 (金) 文部省との懇談会

5. 1.25 (月) 全大教との懇談

2. 4 (木) イタリア国大学長との懇談会

3. 3 (水) 全大教との懇談

4.28 (水) 〃

5. 6 (木) 特別会計制度協議会

2. 要望書, その他の諸活動

4.12. 7 国立大学の学生納付金の改定に関する要望書を文部省, 大蔵省へ提出

12.22 教職への意識調査実施 (10数大学の学生を対象)

12.24 日豪学術交流協定締結

5. 1.20 教員の養成確保と資質向上の調査依頼 (各国立大学及び教育委員会)

5.24 育英奨学制度調査研究会のヒアリングに久々宮東京商船大学長及び内藤東京工大教務部長出席

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
4. 11. 16	名古屋大学職組	定員外職員の待遇改善	第4

〃	大阪大学職組	〃	〃
11. 25	産業教育振興会	大学入試（推薦，科目等）について	第 2
12. 9	全 大 教	平成 5 年度予算，待遇改善	第 4， 6
12. 14	国立大学47工学系学部 長会議	博士課程の充実と設置，施設・設備費の増額，基準面積の見直し，助手・技官等の待遇改善，留学生（大学推薦）の拡大	第 1， 4， 5， 6， 大学院
5. 3. 23	夜間主コース設置15大 学懇談会	夜間主コース担当教員に対する手当の支給	第 4
4. 27	九州大学	外国人留学生に係る保証人問題について	第 5
6. 4	東京大学工学部ほか7 大学工学部職組	専行職移行の早期実施等	第 4

#### 4. 刊行物

平成5. 2 会報第139号

5. 5 『国立大学と生涯学習』

5. 6 会報第140号

# 要 望 書

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成5年7月1日

国立大学協会会長

吉川 弘之

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得てなされてきたところであり、そのことについては、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっていることは周知の事実であります。この課題に応えるうえで、まず何よりも大学自身がその教育・研究体制の改革に取り組むことが必要であり、現在、多くの国立大学が自己点検・自己評価を計画・実施し、それを自らの大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的な前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善が一つの必須要件であります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況でありますので、さらに以下の諸点につき特段の措置を講ぜられますよう、ここに重ねて強く要望する次第であります。

### 記

1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心的存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の著しい進展と国際化の時代にあつて、その責務は益々増大しているところである。そのときにあつて、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究

所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、あわせて助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に中堅教官について早期に最高号俸に到達するよう改善するとともに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

## 2. 部局長(副学長, 学生部長, 事務局長を含む。)について指定職の完全適用を図ること。

部局長等及び教育, 研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが, しかしながら, まだ十分な状況とはいえない。

指定職制度は, 特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ, 部局長等については, その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置する。

また, 特に教育, 研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用をさらに拡大する。

## 3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年, 大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み, 学科長, 全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者について, 管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

特に, 学科長については, このたび法令上の職として位置付けられたことを踏まえ, 早期に措置する。

なお, 部局長について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが, 指定職が適用されるまでの間, 引き続きその増額を図る。

## 4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

大学教官は, 高度の専門教育を行うばかりでなく, 進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため, 各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら, このような多様な教育・研究活動に際して, 自費から支出する研究費が少なくないことが, 当協会財政基盤調査研究委員会が行った全国調査結果により明らかに

なっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとして、義務教育教員には「教職調整額」、医療職（一）職員には「初任給調整手当」がある。

#### 5. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとして、その適用が見送られてきたところである。

大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、先に、各国立大学に対し、教室系技術職員の組織化および研修等について実現方を要請し、現在までに職員規模で相当数が組織化され、また、多くの大学において多様な研修が行われている。「専門行政職俸給表」への移行のための条件の整備を踏まえて、早期かつ円滑にそれが実現されるよう努力されたい。

#### 6. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定化されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職員制度を一層拡大するとともに上位の級別定数について特段の措置を図る。

7. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療，教育，研究の場であることを使命とする大学病院において看護職員に課せられた任務は極めて高度化，専門化しており，その役割は重要なものとなっている。

しかしながら，近年，特に看護職員に優れた人材を確保することが困難な状況となっている。

また，この状況は大学病院に限った問題ではなく，このため昨年には看護婦等の待遇改善等を目的として看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定された。

看護力の強化は，大学病院の運営にとって不可欠の課題であり，初任給を含む給与水準の引き上げを図る。

また，看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し，勤務環境の改善を図る。

# 名 簿

(平成5年8月24日現在)

## 理 事 会

### 常置委員会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

### 特別委員会

教員養成制度特別委員会

教養教育に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

医学教育に関する特別委員会

学術情報特別委員会

入試改善特別委員会

生涯学習特別委員会



理 事 会 ○印は常置委員会委員長を兼任			第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)		
会 長	吉川 弘之	東京大学長	委員長	金森順次郎	大阪大学長
副会長	井村 裕夫	京都大学長	委 員	清水 哲也	旭川医科大学長
	鈴木 正裕	神戸大学長		西澤 潤一	東北大学長
理 事	○廣重 力	北海道大学長		坪井 昭三	山形大学長
	手代木 渉	弘前大学長		石川 英一	群馬大学長
	西澤 潤一	東北大学長		下沢 隆	埼玉大学教授
	江崎玲於奈	筑波大学長		太田 次郎	お茶の水女子大学長
	吉田 亮	千葉大学長		武藤 輝一	新潟大学長
	○末松 安晴	東京工業大学長		花輪 俊哉	一橋大学教授
	阿部 謹也	一橋大学長		内田 安三	長岡技術科学大学長
	太田 時男	横浜国立大学長		長倉 三郎	総合研究大学院大学長
	小黒 千足	富山大学長		小黒 千足	富山大学長
	青野 茂行	金沢大学長		武村 泰男	三重大学長
	加藤 延夫	名古屋大学長		尾上 久雄	滋賀大学長
	○金森順次郎	大阪大学長		村松 岐夫	京都大学教授
	村上 憲	山口大学長		武田 克之	徳島大学長
	武田 克之	徳島大学長		岡市 友利	香川大学長
	岡市 友利	香川大学長		木下 和夫	宮崎医科大学長
	和田 光史	九州大学長		早坂 祥三	鹿児島大学長
	横山 哲夫	長崎大学長	専門委員	田中 学	東京大学教授
	池田 一	宮崎大学長		天野 郁夫	東京大学教授
第3委員長	佐々木慎一	豊橋技術科学大学長		遠藤 輝明	横浜国立大学教授
第4委員長	阪上 信次	東京農工大学長		糟谷 正彦	大阪大学事務局長
第5委員長	角田 稔	電気通信大学長			
監 事	堀川 清司	埼玉大学長			
	山本 肇	東京医科歯科大学長			

第2 常置委員会 (学科課程・入学試験等)			第3 常置委員会 (学生の厚生補導)		
委員長	末松 安晴	東京工業大学長	委員長	佐々木愼一	豊橋技術科学大学長
委員	山田 家正	小樽商科大学長	委員	荒川 卓	室蘭工業大学長
"	福士 主計	弘前大学教授	"	坂村 貞雄	帯広畜産大学長
"	伊藤 博義	宮城教育大学長	"	船越 昭治	岩手大学長
"	橋本 周久	茨城大学長	"	小野寺和夫	図書館情報大学長
"	吉田 亮	千葉大学長	"	山本 肇	東京医科歯科大学長
"	太田 時男	横浜国立大学長	"	久々宮 久	東京商船大学長
"	宮地 良彦	信州大学長	"	加藤 章	上越教育大学長
"	加藤 延夫	名古屋大学長	"	青野 茂行	金沢大学長
"	小嶋 秀夫	名古屋大学教授	"	岩佐 幹三	金沢大学教授
"	吉田 彌智	名古屋工業大学長	"	川島 吉良	浜松医科大学長
"	巽 友正	京都工芸繊維大学長	"	加茂 直樹	京都教育大学長
"	後藤 稠	奈良教育大学長	"	井上篤次郎	神戸商船大学長
"	入野 昭三	香川医科大学長	"	吉田 典可	広島大学教授
"	福西 亮	愛媛大学長	"	林 真二	鳥取大学長
"	喜多村 勇	高知医科大学長	"	山田 深雪	島根大学長
"	高木良三郎	大分医科大学長	"	村田 晃	佐賀大学教授
"	池田 一	宮崎大学長	"	迎 静雄	九州工業大学長
専門委員	松井 榮一	京都教育大学教授	"	光永 公一	大分大学長
"	金子 照基	大阪大学教授	専門委員	小路 敏彦	長崎大学教授
"	猪岡 武	大阪教育大学教授	"	内藤 喜之	東京工業大学教授
			"	佐藤 孝安	東京大学学生部長

第4常置委員会 (教職員の待遇改善)	第5常置委員会 (大学間の協力)
委員長 阪上 信次 東京農工大学長	委員長 角田 稔 電気通信大学長
委員 保原喜志夫 北海道大学教授	委員 谷本 一之 北海道教育大学長
" 新野 直吉 秋田大学長	" 平林 眞 北見工業大学長
" 星埜 惇 福島大学長	" 江崎玲於奈 筑波大学長
" 蓮見 音彦 東京学芸大学長	" 原 卓也 東京外国語大学長
" 田中 昌一 東京水産大学長	" 平山 郁夫 東京芸術大学長
" 伊東 壯 山梨大学長	" 山澤 逸平 一橋大学教授
" 大谷 毅 信州大学教授	" 鳥塚 莞爾 福井医科大学長
" 山崎 高應 富山医科薬科大学長	" 加藤 晃 岐阜大学長
" 永井 衛 静岡大学長	" 岡田 慶夫 滋賀医科大学長
" 將積 茂 愛知教育大学長	" 川島 慶雄 大阪大学教授
" 佐藤 修策 兵庫教育大学長	" 池田 修 大阪外国語大学長
" 下井 隆史 神戸大学教授	" 櫻井 洸 奈良先端科学技術 大学院大学長
" 浅野 敏 和歌山大学長	" 小坂二度見 岡山大学長
" 平川 顯名 島根医科大学長	" 原田 康夫 広島大学長
" 野地 潤家 鳴門教育大学長	" 西村 重雄 九州大学教授
" 田代 高英 福岡教育大学長	" 安藤 由典 九州芸術工科大学長
" 高田 弘 佐賀大学長	" 横山 哲夫 長崎大学長
" 森野 能昌 熊本大学長	" 砂川 恵伸 琉球大学長
専門委員 小島 圭二 東京大学教授	
" 長松 昭男 東京工業大学教授	
" 日下 弘 千葉大学事務局長	
" 黒崎 勝之 三重大学事務局長	
" 羽田 喜次 東京大学庶務部長	

第6常置委員会

(大学財政・学費)

委員長	廣重 力	北海道大学長
委員	手代木 涉	弘前大学長
〃	細谷 純	東北大学教授
〃	津布染 喜代治	宇都宮大学長
〃	堀川 清司	埼玉大学長
〃	宮島 洋	東京大学教授
〃	阿部 謹也	一橋大学長
〃	鈴木 宏	山梨医科大学長
〃	神野 博	福井大学長
〃	慶伊 富長	北陸先端科学技術 大学院大学長
〃	佐和 隆光	京都大学教授
〃	木下 繁彌	大阪教育大学長
〃	田村 淑	奈良女子大学長
〃	村上 恵	山口大学長
〃	中内 光昭	高知大学長
〃	和田 光史	九州大学長
〃	松浦 啓一	佐賀医科大学長
〃	今村 武俊	鹿屋体育大学長
専門委員	伊藤才一郎	東京医歯大学事務局長
〃	田村 誠	京都大学事務局長

教員養成制度特別委員会

委員長	蓮見 音彦	東京学芸大学長
委員	谷本 一之	北海道教育大学長
〃	横須賀 薫	宮城教育大学教授
〃	星 埜 惇	福島大学長
〃	堀川 清司	埼玉大学長
〃	椎名 萬吉	千葉大学教授
〃	篠田 弘	名古屋大学教授
〃	將積 茂	愛知教育大学長
〃	武村 泰男	三重大学長
〃	尾上 久雄	滋賀大学長
〃	加茂 直樹	京都教育大学長
〃	山田 昇	奈良女子大学教授
〃	山田 深雪	島根大学長
〃	野地 潤家	鳴門教育大学長
〃	金谷 茂	愛媛大学教授
〃	田代 高英	福岡教育大学長
〃	光永 公一	大分大学長
〃	岡本 洋三	鹿児島大学教授
専門委員	関口 茂久	滋賀大学教授

教養教育に関する特別委員会	大学院問題特別委員会
委員長 坪井 昭三 山形大学長	委員長 武藤 輝一 新潟大学長
委員 平林 眞 北見工業大学長	委員 山田 家正 小樽商科大学長
" 吉田 亮 千葉大学長	" 船越 昭治 岩手大学長
" 小黒 千足 富山大学長	" 石川 英一 群馬大学長
" 將嶺 茂 愛知教育大学長	" 蓮見 音彦 東京学芸大学長
" 岡市 友利 香川大学長	" 阪上 信次 東京農工大学長
" 森野 能昌 熊本大学長	" 神野 博 福井大学長
" 池田 一 宮崎大学長	" 加藤 晃 岐阜大学長
専門委員 石黒 満 山形大学教授	" 金森順次郎 大阪大学長
" 福田 泰二 千葉大学教授	" 迎 静雄 九州工業大学長
" 小林 啓二 東京大学教授	" 森野 能昌 熊本大学長
" 夏目 隆 神戸大学教授	専門委員 宇賀治正朋 東京学芸大学教授
" 植村 典昭 香川大学教授	" 中村 桂樹 新潟大学事務局長
" 立田 清朗 九州大学教授	

医学教育に関する特別委員会	学術情報特別委員会
委員長 吉田 亮 千葉大学長	委員長 太田 時男 横浜国立大学長
委員 廣重 力 北海道大学長	委員 荒川 卓 室蘭工業大学長
" 坪井 昭三 山形大学長	" 竹内 愨 図書館情報大学副学長
" 石川 英一 群馬大学長	" 大瀬戸豪志 図書館情報大学教授
" 山本 隆 東京医科歯科大学長	" 鈴木 邁 千葉大学教授
" 武藤 輝一 新潟大学長	" 清水 忠雄 東京大学教授
" 宮地 良彦 信州大学長	" 小山 健夫 東京大学教授
" 山崎 高應 富山医科薬科大学長	" 末松 安晴 東京工業大学長
" 川島 吉良 浜松医科大学長	" 角田 稔 電気通信大学長
" 岡田 慶夫 滋賀医科大学長	" 林 英輔 山梨大学教授
" 武田 克之 徳島大学長	" 青野 茂行 金沢大学長
" 松浦 啓一 佐賀医科大学長	" 鈴木 正裕 神戸大学長
" 森野 能昌 熊本大学長	" 村上 愨 山口大学長
専門委員 堀 原一 筑波大学副学長	" 安藤 由典 九州芸術工科大学長
" 小椋 秀亮 東京医科歯科大学教授	専門委員 山中 伸一 横浜国立大学助教授
" 斉藤 英彦 名古屋大学教授	" 浅野 次郎 東京大学図書館事務部長
" 柿本 泰男 愛媛大学教授	臨時専門委員 井上 如 学術情報センター教授

入試改善特別委員会	生涯学習特別委員会
委員長 井村 裕夫 京都大学長	委員長 太田 時男 横浜国立大学長
委員 廣重 力 北海道大学長	委員 荒川 卓 室蘭工業大学長
" 坪井 昭三 山形大学長	" 船越 昭治 岩手大学長
" 石川 英一 群馬大学長	" 津布菜喜代治 宇都宮大学長
" 市川 定夫 埼玉大学教授	" 加藤 晃 岐阜大学長
" 天野 郁夫 東京大学教授	" 將積 茂 愛知教育大学長
" 末松 安晴 東京工業大学長	" 佐々木慎一 豊橋技術科学大学長
" 吉田 彌智 名古屋工業大学長	" 尾上 久雄 滋賀大学長
" 藤田 茂夫 京都大学教授	" 田村 俣 奈良女子大学長
" 松井 榮一 京都教育大学教授	" 原田 康夫 広島大学長
" 細川 藤次 神戸大学教授	" 岡市 友利 香川大学長
" 岡市 友利 香川大学長	" 高田 弘 佐賀大学長
" 和田 光史 九州大学長	" 横山 哲夫 長崎大学長
	" 砂川 恵伸 琉球大学長
	専門委員 山本 恒夫 筑波大学教授
	" 小川 剛 お茶の水女子大学教授
	" 佐々木正治 広島大学教授

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
宮城教育大学	伊藤 光威	伊藤 博義
和歌山大学	小野 朝男	浅野 徹
岡 山 大 学	高橋 克明	小坂二度見

### ○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長 会長代行	井村 裕夫(京都大学長)	吉川 弘之(東京大学長)
監 事	吉田 亮(千葉大学長)	堀川 清司(埼玉大学長)

### ○ 委員長の交代

	(前 任)	(新 任)
教員養成制度特別委員会	將積 茂(愛知教育大学長)	蓮見 音彦(東京学芸大学長)
大学院問題特別委員会	高橋 克明(岡山大学長)	武藤 輝一(新潟大学長)

### ○ 委員の委嘱

学術情報特別委員会	竹内 愼 (図書館情報大学副学長)
〃	村上 恵 (山口大学長)

### ○ 専門委員の委嘱

教養教育に関する特別委員会	石黒 満 (山形大学教授)
---------------	---------------



## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養教育に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
  - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

- \* 梅雨明けも束の間、その後は再び梅雨に逆戻りしたかのように長い冷夏のトンネルがつづきました。北海道南西沖地震による津波の記憶も生まましいうちに、今度は、九州を中心に長雨と台風が襲い、大きな被害を受けました。あらためて、大自然の猛威に畏れを感じずにはおれません。
- \* 今号は、春の定例総会等の記事のほか、各委員会等の名簿を掲載し、また、国際交流事業として、今年2月にお招きしたイタリア国の大学長団の来日記録等の報告を掲載した関係で、相当大部のものとなりました。ご一読いただければ幸いです。
- \* 「巻頭エッセー」には、異京都工芸繊維大学長にお願いして、「われわれにとっての第一義」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成5年8月30日 印刷  
平成5年8月31日 発行 (非売品)

# 会 報 第141号

(第43巻第3号 通巻第141号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)  
03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社